

令和5年度

那須地区教育の概要



栃木県教育委員会事務局那須教育事務所

那須地区市町教育委員会連合会

挨拶

栃木県教育委員会事務局那須教育事務所長 田崎 建文

「4年ぶり／声出し応援」が、「第40回 2023年現代用語の基礎知識選 ユーキャン新語・流行語大賞」のトップ10に選出されました。パリオリンピックへの自力出場を決めたバスケットボール男子日本代表を始め、スポーツ各界にとって、観客の声援が選手たちの背中を大きく押したことによる選出です。声出し応援によって力を得たのは選手だけではないでしょう。観客にとっても、声を張り上げて応援することができるようになったことは大きな喜びであり、自身の活力となったはずです。

それは、教育界にとっても同じことが言えます。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、本年度は、多くの学校で「4年ぶり」の学校行事や取組が再開されました。活動を制限することなく児童生徒が伸び伸びと躍動する姿を支援できることに、喜びや安堵の気持ちを抱いた先生方は少なくないと思います。

将来の予測が困難な状況である「VUCA」の時代の到来は10年以上前から予想されていたことではありますが、突如襲来したパンデミックによって、すでにその渦中にいることを痛感することとなりました。しかしながら、経験したことのない予測困難な状況に直面した中、当たり前を見直し、皆で知恵を出し合い学校の諸活動を展開したことは、視野を広くする貴重な機会になったと考えます。また、多くの学校で児童生徒の声を生かした新たな教育活動を模索し、児童生徒の主体性を育む好機としたことや、教育DXに積極的に取り組んだことは、このコロナ禍で得た大きな成果と言えます。人と人がつながり組織的な力で危機的状況に向き合ってきた経験は、間違いなくこの先の支えとなるはずです。

先日、OECD生徒の学習到達度調査(PISA2022)において日本は読解力を含めた3分野全てにおいて平均得点が上昇し、世界的な位置についても上位レベルに回復したという結果が公表されました。他国の事情はあるものの、学校現場における授業改善や、学校におけるICT環境の整備、ICT活用スキルの定着等の要因も、日本の結果に複合的に影響していると分析されています。これを前向きに受け止め、そして楽観することなく、引き続き校長先生のリーダーシップの下、保護者や地域に信頼される特色ある学校づくりと学校教育目標の達成に努めていただくようお願いいたします。

本年度も「那須地区教育の概要」を発行いたします。本年度は、タブレット等におけるデータでの活用を視野に入れて作成いたしました。引き続き、これまでの成果や教育界全体の状況、本地区の実態を踏まえ、学校における教育活動を推進する上で活用できるよう、基本的な内容・情報や本地区における教育の現状等をまとめています。各学校におきまして、本年度の教育活動の評価や次年度の諸計画の策定、校内研修会等において積極的に活用していただき、学校教育と社会教育が充実されることを御期待します。

挨拶

那須地区市町教育委員会連合会長 大森 源一郎

明治6年に当時の栃木県と宇都宮県が合併し、現在と同じ区域の栃木県が誕生して150年を迎えました。那須地区においても、多くの小学校が本年度から数年のうちに150周年を迎えることとなります。いずれも、150年という長い歴史を経て受け継がれてきた伝統や文化、叡智があり、それらが多くの先人たちのたゆまぬ努力によって築き上げてこられたものであることは、言うまでもありません。「温故知新」という言葉がありますが、是非、この機会を生かし、子供たちが栃木県や那須地区の先人たちが為し得てきたことに目を向け、そこから新たな知識や理解を得て学びを深められるよう、先生方に御支援いただきたいと思っております。

地域は教育資源の宝庫です。本年度も、新聞やテレビニュース等のメディアにおいて那須地区の多くの学校の特色ある教育活動が紹介されている様子を拝見しました。地域の資源を生かし、地域の方々と共にいきいきとした学びも数多く展開されていることを非常に嬉しく思うとともに、学校が地域と連携・協働し、“地域とともにある学校”として機能していることを実感しています。

また、地域にとっても、学校は地域に活気を与えてくれる大切な存在です。子供たちが元気、先生方が元気であることは、地域の活力にもつながります。現在、“学校を核とした地域づくり”として 地域学校協働活動の推進も図られているところですが、是非、これからの時代を生きていく子供たちには、自分のふるさとや地域社会に高い興味・関心を抱き、地域の大切な一員であるという自覚を深めてもらいたいと願います。

さて、本年度も、那須教育事務所と那須地区市町教育委員会連合会による、本地区の学校教育と社会教育の現状と課題をまとめた本誌を発刊する運びとなりました。

本会は、「市町教育委員会に共通する必要な事項について事務の連絡調整を図り、もって那須地区教育の振興に寄与すること」を目的とし、教育行政に関する市町教育委員会相互の緊密な連絡提携を図っております。また、本会と那須教育事務所は、那須地区教育の振興・発展、並びに、自ら学び自ら考える児童生徒の育成と個性の伸長を共に目指しているところです。そのような中での本誌の発刊は、今後の学校教育や社会教育の充実に大いに役立つものと期待しています。

結びに、本誌の発刊に御尽力いただきました関係各位に深く感謝を申し上げるとともに、本誌を有効に活用し、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある学校づくりや教師としての資質向上に役立てていただくことを御期待申し上げ、本地区の教育の一層の振興・発展を御祈念いたします。

(5) ICT(情報通信技術)等の活用	13
(6)特別な配慮を必要とする児童生徒への指導	14
ア 障害のある児童生徒などへの指導	14
イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への指導	14
ウ 不登校児童生徒への配慮	14
4 授業づくりのポイント	14
(1)見通しをもった単元指導計画	14
(2)本時の指導	15
ア 明確なねらい	15
イ 振り返りの充実	15
(3)板書計画の重要性	15
(4)学習規律の確立	15
5 適切な評価	16
(1)学習評価の概要	16
(2)指導と評価の一体化	17
6 学習指導案	17
7 学習指導案の例	18
第4章 道徳教育	22
1 道徳教育のねらい	22
2 道徳教育の指導計画	23
(1)道徳教育の指導体制の確立	23
(2)全体計画及び指導内容の取扱い	23
(3)道徳科の年間指導計画	24
3 道徳科の内容	24
(1)4つの視点と内容項目	24
(2)指導内容の重点化	25
4 道徳科の指導	25
(1)指導の展開	25
(2)展開、発問の工夫	26
(3)問題解決的な学習の工夫	26
(4)体験活動を生かす指導の工夫	26
ア 道徳科と体験活動	26
イ 体験活動を生かす道徳科の指導の工夫	26
(5)教材の開発と工夫	27
(6)多様な考え方を生かすための言語活動	27
5 各教科等での指導	27
6 「道徳科」の指導案例	28
7 道徳教育の評価	30

(1)評価の意義	30
(2)道徳科の評価の具体的な在り方	30
(3)評価の様々な方法	30
(4)道徳科の望ましい評価	30
(5)指導体制の充実	30
第5章 特別活動	31
1 学習指導要領における特別活動の目指すもの	31
(1)特別活動における小・中学校の目標	31
(2)特別活動の改訂のポイント	31
2 指導計画作成上の留意点	31
3 各活動・学校行事の目標と内容	32
(1)学級活動	32
ア 目標	32
イ 内容	32
ウ 指導上の留意点	33
(2)児童会(生徒会)活動	34
ア 目標	34
イ 内容	34
ウ 指導上の留意点	34
(3)クラブ活動〔小学校のみ〕	35
ア 目標	35
イ 内容	35
ウ 指導上の留意点	35
(4)学校行事	36
ア 目標	36
イ 内容	36
ウ 指導上の留意点	36
4 道徳科・総合的な学習の時間との関連	37
(1)道徳科との関連	37
(2)総合的な学習の時間との関連	37
5 学級活動の指導案の例	38
第6章 総合的な学習の時間	40
1 総合的な学習の時間の目標	40
2 各学校において定める目標及び内容	40
(1)目標	40
(2)内容	41
3 指導計画の作成と内容の取扱い	42
(1)指導計画作成上の配慮事項	42

(2) 全体計画及び年間指導計画の作成について	42
(3) 内容の取扱いについての配慮	43
4 探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」の実現について	44
(1) 「主体的な学び」の視点	44
(2) 「対話的な学び」の視点	44
(3) 「深い学び」の視点	44
5 プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動	44
6 総合的な学習の時間における評価	45
(1) 内容のまとめりごとの評価規準の作成について	45
(2) 単元の評価規準の作成について	45
(3) 指導要録における評価について	45
第7章 児童・生徒指導	46
1 生徒指導提要改訂のポイント	46
(1) 生徒指導の構造	46
ア 2軸3類4層構造	46
イ 生徒指導の2軸	46
ウ 生徒指導の3類	47
エ 生徒指導の4層	47
(2) 自己指導能力の育成	48
2 チーム学校による児童・生徒指導体制	48
(1) 組織的な指導	48
ア 指導体制	48
イ 児童指導主任・生徒指導主事の役割	48
ウ チームによる支援	48
(2) 教育相談体制の構築	49
(3) 教育相談担当教員の役割	49
(4) スクールカウンセラー(SC)の活用	49
(5) スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用	49
(6) 養護教諭の教育相談的役割	50
3 児童・生徒指導上の諸課題への対応	50
(1) 児童・生徒指導上の諸課題についての理解	50
ア 全ての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること	50

イ 発達を支える児童・生徒指導を進めること	50
ウ 発達障害への理解	50
(2) いじめ	51
ア いじめの定義	51
イ いじめの理解	51
ウ いじめへの対応	51
(3) 暴力行為	51
ア 基本的な考え方	51
イ 暴力行為への対応	51
(4) 児童虐待	51
(5) 自殺予防	52
ア 未然防止	52
イ 自殺の危険を感じた場合の対応	52
(6) 不登校	52
ア 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方	52
イ 不登校への対応	52
(7) インターネット・携帯電話に関わる問題	53
ア 情報モラル教育	54
イ 被害発生時の対処	54
4 学業指導の充実	54
第8章 キャリア教育・進路指導	55
1 キャリア教育の理念	55
(1) 定義と意義	55
(2) 学習指導要領における位置付け	55
(3) キャリア教育で育成すべき力	57
2 各教科等との関連	58
(1) 各教科	58
ア 授業の質的改善	58
イ 留意点	58
(2) 道徳教育	58
ア 内容項目との関連	58
イ 日常生活の役割経験を生かす	58
(3) 総合的な学習の時間	58
ア 家庭・地域・働く人との連携	58
イ 留意点	59
(4) 特別活動	59
ア 小学校	59
イ 中学校	59

(5)その他	59
3 体験活動の充実	60
4 キャリア教育と進路指導との関係	60
第9章 人権教育	61
1 人権教育とは	61
2 学校における人権教育	61
(1)人権教育の目標	61
(2)人権教育の内容	62
(3)指導方法	62
ア 三指導	62
イ 育てたい資質・能力等	63
(4)学習指導案への位置付け	63
第10章 健康安全教育	64
1 学校体育	64
(1)体力の概念	64
(2)教科体育の充実	64
2 学校保健	65
(1)「生きる力」を育む保健教育	65
(2)感染症対策	65
(3)熱中症対策	65
(4)アレルギー疾患に対する取組	65
(5)性に関する指導(エイズ教育を含む)	65
(6)喫煙・飲酒・薬物乱用防止	66
(7)学校保健委員会	66
(8)がん教育	66
3 学校安全	66
(1)安全教育	66
ア 生活安全に関する内容	66
イ 交通安全に関する内容	66
ウ 災害安全に関する内容	66
(2)安全管理	67
(3)組織活動	67
(4)危機管理マニュアル	67
4 食育	67
(1)食に関する指導の内容	67
ア 教科等における食に関する指導	67
イ 給食の時間における食に関する指導	67
ウ 個別的な相談指導	67

第11章 特別支援教育	68
1 小・中学校における特別支援教育	68
(1)通常の学級における特別支援教育	68
(2)特別支援学級について	68
ア 知的障害特別支援学級	68
イ 肢体不自由特別支援学級	69
ウ 弱視特別支援学級	69
エ 難聴特別支援学級	69
オ 自閉症・情緒障害特別支援学級	69
(3)通級による指導について	69
(4)校内支援体制の充実について	70
ア 特別支援教育コーディネーターの役割	70
イ 校内委員会の役割	70
(5)特別支援教育支援体制について	70
ア 早期発見・早期支援	70
イ 家庭との連携	70
ウ 教育支援体制	70
(6)学校段階間の支援情報の引継ぎ	71
ア 幼小の引継ぎ	71
イ 小中の引継ぎ	71
ウ 中高の引継ぎ	71
(7)関係機関との連携	71
ア 特別支援学校センター的機能充実事業	71
イ 医療機関、療育機関との連携	71
(8)児童心理治療施設附属の教育施設	72
2 インクルーシブ教育システムの構築	72
について	72
(1)インクルーシブ教育を進めるための視点	72
(2)多様な学びの場	72
(3)合理的配慮	72
3 障害のある児童生徒への支援について	73
(1)「個別の教育支援計画」の作成と活用	73
(2)「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」	73
(3)「個別の教育支援計画」の引継ぎ	73
(4)「個別の教育支援計画」を活用した関係機関等との連携	73
4 学習指導案の例	74

第12章	へき地・複式教育	76
1	へき地等学校及び複式学級の定義	76
2	へき地等学校及び複式学級の3つの特性	76
3	複式教育の教育課程上の配慮事項	76
(1)	複式学級の利点を生かす計画の作成	76
(2)	学年別指導の年間指導計画・単元指導 計画作成と授業の準備	76
(3)	指導過程の工夫及び学び方の系統の 明確化	76
4	複式学級経営上の留意点	77
(1)	複式学級の個人差や人間関係に応じた 指導の推進	77
(2)	思考を広げるための教師の意図的な 関わり	77
(3)	教師の「待ちの姿勢」の意識化	77
(4)	一人学び・共学びの充実	77
(5)	主体的な学習習慣・学習環境づくりの 工夫	77
5	複式学級で授業をする上での留意点	77
(1)	学級担任と複式解消教員との連携	77
(2)	評価の在り方	77
第13章	帰国・外国人児童生徒教育	78
1	海外から帰国した児童生徒や外国人の児 童生徒（帰国・外国人児童生徒）の指導	78
(1)	学校生活への適応等	78
(2)	日本語の習得に困難のある児童生徒への 通級による指導	78
2	「特別の教育課程」による日本語指導に ついて	78
3	本県の施策	78
◆	参考となる情報一覧 ◆	79
第1部	学校教育（II 現状等）	83
第1章	発達支持的生徒指導	83
1	ペアトーク（A小学校）	83
2	人材バンク（B中学校）	83
3	みんなで創る学校行事（スポーツフェス ティバル）（C小学校）	84

4	生徒主体の「ルールメイキング」 （D中学校）	84
5	PUT（パワーアップタイム） （E小学校）	85
6	義務教育学校の強みを生かした発達 支持的生徒指導（F義務教育学校）	85
第2章	インクルーシブ教育システムの推進	86
1	令和3年度モデル配置校 （那須塩原市立三島小学校）における実践	86
(1)	配慮を要する児童への具体的な指導・支援	86
(2)	特別支援教育コーディネーターとの連携 による校内支援体制の強化	86
(3)	合理的配慮や具体的な支援方法を生かし た授業づくり	86
2	令和4年度モデル配置校 （大田原市立大田原小学校）における実践	87
(1)	児童一人一人の適切な理解	87
ア	各種検査やテストの分析による支援	87
イ	個別の教育支援計画や個別の指導 計画の活用	87
(2)	全教職員によるインクルーシブ教育への 理解と意識の向上	87
ア	校内夏季研修会の実施	87
3	令和5年度モデル配置校 （那須町立黒田原小学校）における実践	88
(1)	全校体制でのインクルーシブ教育の推進	88
(2)	具体的な取組	88
ア	インクルーシブ教育指導員による 指導・支援	88
イ	「みんなちがって、みんないい」 ～障害や特性を理解する場の設定～	88
ウ	保護者への啓発	88

第3章 那須地区の学校教育の現状を表す	
データ	----- 89
1 加配教員の有効活用	----- 89
2 那須地区の学校・教職員・児童生徒の状況	----- 89
(1) 学校数・学級数・教職員数・児童生徒数	----- 89
(2) 児童生徒数の推移	----- 90
(3) 校長・教員の年齢構成	----- 90
3 教育課程の編成上の工夫	----- 90
(1) 小学校における教科担任制	----- 90
(2) 中学校におけるチーム・ティーチング	----- 90
4 児童・生徒指導上の現状と対応	----- 91
(1) 暴力行為の現状と対応	----- 91
(2) いじめの現状と対応	----- 91
(3) 不登校の現状と対応	----- 92
5 へき地等学校及び複式学級の概況	----- 92
6 外国人児童生徒教育の現状	----- 92
7 特別支援学級等の設置状況	----- 93
8 令和5年度指定 研究学校・事業一覧	----- 94

第2部 ふれあい学習	----- 95
第1章 生涯学習	----- 95
1 生涯学習の推進	----- 95
(1) 生涯学習とは	----- 95
(2) 栃木県生涯学習推進計画(六期計画)	----- 95
～とちぎ 学び 輝き プラン～	----- 95
2 ふれあい学習の推進	----- 96
(1) ふれあい学習	----- 96
ア 取組の推進	----- 96
イ 学校と地域の連携・協働の推進	----- 96
ウ 家庭教育への支援	----- 96
(2) ふれあい学習推進のための様々な取組	----- 97
ア ふれあい学習出前講座	----- 97
イ 児童生徒文化関係事業	----- 97
ウ とちぎ子どもの未来創造大学推進	----- 97
事業	----- 97
3 学校と地域が連携・協働した活動の推進	----- 98
(1) 学校と地域の目指すべき連携・協働の姿	----- 98
(2) 学校と地域が連携・協働する際の	----- 99
キーパーソン「地域連携教員」	----- 99
ア 地域連携教員の職務	----- 99

(3) 特色ある取組	----- 101
ア 大田原市立金丸小学校	----- 101
【地域の力を生かした教育活動】	----- 101
イ 那須町立那須高原小学校	----- 102
【学校運営協議会を中心とする地域学校	----- 102
協働活動が推進された取組】	----- 102
ウ 那須塩原市立高林中学校	----- 103
【地域密着型探究活動】	----- 103

《Q & A》

- Q 1 「コミュニティ・スクール」とは、
どのような学校のことを言いますか。
----- 104
- Q 2 「地域学校協働活動(地域学校協働
本部)について、教えてください。
----- 104
- Q 3 「コミュニティ・スクールと地域
学校協働活動の一体的推進」とは?
----- 105
- 地域連携教員の設置に関する指針
----- 106

第2章 生涯スポーツ	----- 107
1 「栃木県スポーツ推進計画 2025-とちぎ スポーツ推進プラン」の基本理念	----- 107
2 子供の体力向上の推進「とちぎっ子体力 雷ジングひろば	----- 107
3 ニュースポーツについて	----- 108
ニュースポーツ依頼の流れ	----- 108
各市町所有のニュースポーツ用具	----- 108

本地区市町の生涯学習関連機関・施設一覧	----- 109
---------------------	-----------

あとがき	----- 110
------	-----------

本冊子中の記載について

- ① 「小学校」については、
「小学校及び義務教育学校の前期課程」
- ② 「中学校」については、
「中学校及び義務教育学校の後期課程」
を表すこととしています。



第1部 学校教育 I 理論

第1章 学校経営

学校経営とは、各学校が独自に設定した学校教育目標の達成に向けて教育課程を編成し、展開する中で、人的・物的経営資源を有効に活用し、最も有効な手段で学校運営を行い、「目指す学校」の具現化を図ることです。学校の最大の使命は、教育目標の達成であり、各学校においては、校長の教育理念・方針に基づき、必要な資源（教職員、設備、学校予算、情報等）を駆使して、P D C Aサイクルを踏まえながら学校の運営・管理を行うことが求められます。また、校長のリーダーシップの下、全教職員が当事者意識をもって学校経営に参画し、組織として機能する特色ある学校づくり、信頼される学校づくりに努め、「生きる力」を育む教育を実践することが必要です。

1 特色ある学校づくり

(1) 学校経営ビジョンの策定

学校経営ビジョンとは、学校の達成すべき目標や進むべき方向を中期又は長期にわたって示した事業経営の構想です。各学校では、学校教育目標を基盤に、校長の学校経営理念・方針の下、目指す学校像、目指す児童生徒像、目指す教師像等を設定するとともに、その達成に向けての長期目標・重点目標等を定め、それぞれの具現策を立案しています。

特色ある学校づくりを推進していくためには、学校内外からの現状の分析によって課題を把握し、ビジョンを明確にした学校経営・学校運営が必要です。地域からの声や様々な調査及びアンケート結果とともに、学校評価の結果から実態を捉え分析し、課題や児童生徒にどのような資質・能力を育成するのかなどを明確にしてビジョンを策定することが重要です。

また、学校経営に当たっては、学習指導要領の示す「生きる力」の育成及び「[栃木県教育振興基本計画2025 ーとちぎ教育ビジョンー](#)」の基本理念、各市町における教育理念を踏まえながら着実に教育活動を推進していくことが大切です。

ア 学校教育目標

学校教育目標は、法律に定められた教育の目的や学校教育の目標の達成に向けて、各学校が独自性をもち、地域や学校及び児童生徒の実態に即して設定したもので、継続的に実践していきるものが重要です。

イ 学校経営理念・方針の明確化

学校経営の理念・方針は、校長の考えや思いが反映されるものであり、その学校の教育活動全体に多大な影響を及ぼします。したがって、この理念・方針が明確な学校は、教職員のベクトルが揃い、より合理的でスムーズな教育活動が展開されることとなります。

ウ 重点化

各学校では、学校教育目標の具現化を図るために、学校経営方針・努力点等を示して各種教育活動に取り組んでいます。より成果を上げるためには、それらの重点化を図り、学校全体で取り組む課題を明確にすることが必要となります。

重点化を図る際には、P D C Aサイクルの **CHECK** の部分を重視し、各種調査や学校評価等の結果を十分に反映させていくことが大切です。



(2) 機能的な組織運営

ア 学校組織マネジメントの推進

校長は、学校経営方針を機能させるためにリーダーシップを発揮し、教職員をP D C Aサイクルのそれぞれの段階で主体的に参画させ、組織的な取組を行うよう指導し、教育の質の維持及び向上を図るように努めることが求められます。

校長の立てた学校経営方針に基づき、教頭が運営方針を作成し、主幹教諭または教務主任・各主任・教職員への具体的な指示や伝達を行います。これを受けて、各主任が校務分掌、学年、教科等及び領域におけるそれぞれの組織目標を設定し、P D C Aサイクルに沿って教育活動を推進していくことが大切になります。

イ 学校運営の改善

学校運営改善のために求められるものは、校長のリーダーシップの下、それを支える組織の形成・強化を図ることです。中でも、ミドルリーダーの育成と活用は重要です。ミドルリーダーは、担当する校務や学校規模、教職員構成、学校文化、地域によってその役割と活動は多種多様です。管理職のサポートや各校務分掌・各学年のパイプ役になるだけでなく、若手教員の育成にもリーダーシップを発揮することが期待されています。また、教職員が組織体として十分に機能していくには、教職員一人一人のフォロワーシップも重要になってきます。教職員一人一人が仕事にやりがいを持ち、チームとして機能していけるよう校務分掌等への配置や見直しを図っていくことも大切です。

ウ 学校における働き方改革の推進

教職員が心身の健康を保ちながら、様々な課題に的確に対応しつつ、子供たちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、これまでの学校での働き方を積極的に見直し、限られた時間の中で子供たちと向き合う時間を十分に確保する必要があります。

県教育委員会では、本県の全ての教職員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、教育の質を高めていける勤務環境の実現を目指して、令和4年3月に「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」を策定し、全県的な取組を推進しています。

学校における働き方改革の推進のためには、まず、管理職による勤務時間の適正な管理と一人一人の教職員が勤務時間を意識した働き方をすることが大切になります。さらに、教職員自身がワーク・ライフ・バランスをとり、限られた時間の中で、学習指導や児童・生徒指導、自己研鑽に効率よく取り組むという意識のもとに、業務改善を図ることが重要となります。

エ 地域とともにある学校づくりの推進

教育基本法第13条は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定しています。

学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが大切です。学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し理解を求め協力を得ること、そして、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要になります。学校と家庭や地域社会が、積極的に連携し、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められます。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や、幅広い地域住民等の参画によって地域全体で児童生徒の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組が進められてきているところです。これらの取組を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待されます。

2 信頼される学校づくり

(1) 学校評価の改善・充実

ア 学校評価の法的根拠

学校評価に関しては、学校教育法施行規則に次のように規定されています。(第66条～第68条参照)

- ◆ 全ての学校が、教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- ◆ 全ての学校が、保護者等の学校関係者による評価（学校関係者評価）を行い、その結果を公表するよう努めること。
- ◆ 各学校が行った自己評価や学校関係者評価の結果を、当該学校の設置者に報告すること。

学校には多角的な自己評価と、それに基づく学校関係者評価が求められています。

平成28年3月に、文部科学省より「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」が示されました。これらを活用し、PDCAサイクルに基づいた適切な学校評価を行うことが必要です。

学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではありません。学校評価の実施そのものが目的化してしまわないように、児童生徒や学校、地域の実情を踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要です。例えば、学校評価における成果と課題が一目で把握できるような簡単な一覧表を作成することが考えられます。特に課題となる部分については、何が原因なのか、いつまでにどんな手立てで解決するのかなど、教職員の誰もが評価結果等について確認できるよう「学校評価の見える化」を図ることも1つの方法です。

イ 学校評価の流れ



(ア) 自己評価

自己評価は、学校評価の最も基本となるもので、校長のリーダーシップの下、全教職員が設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況等について評価を行うものであり、法令上の実施義務があります(学校教育法施行規則第66条)。自己評価を行う際には、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート等(外部アンケート等)の結果を活用します。

(イ) 学校関係者評価

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体、接続する学校の教職員、その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行われるものであり、法令上は実施の努力義務があります(学校教育法施行規則第67条)。

(ウ) 第三者評価

第三者評価とは、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価も踏まえて、教育活動その他の学校運営の状況について専門的な立場から評価を行うものです。この評価は、実施者が必要であると判断した場合に行われるもので法令上の義務はありませんが、学校経営の改善・充実のためには、その実施が望まれます。

(2) 諸表簿等の整備

学校は、学校教育法施行規則第28条及び各市町学校管理規則で定められている諸表簿等を備えなければなりません。本地区の計画訪問では、次ページの表簿類を中心に閲覧し、適正に整備されているかを確認しています。

公簿等の記入方法については、全教職員で共通理解を図るとともに、公簿・児童生徒の個人情報及びデータ等の保管・管理についても十分に配慮する必要があります。

分野	諸表簿	その他
管理関係	学校日誌、履歴書、出勤簿	旅行命令簿、復命書、休暇簿、危機管理マニュアル、学校沿革史 など
指導関係	出席簿、指導要録、転入学簿、 転退学簿、学校医執務記録簿、 学校歯科医執務記録簿、 学校薬剤師執務記録簿、健康診断票、 歯の検査票、保健日誌	教育諸計画、週実施記録（週案）、年間指導計画及び評価計画、個別の教育支援計画、個別の指導計画、学校評価関係記録、学校いじめ防止基本方針、安全点検表、健康観察簿、検収簿、検食簿 など

(3) 危機管理

各学校では、自然災害や児童生徒の不慮の事故、感染症等、様々な学校事故（教職員の事故を含む）に加え、児童生徒の反社会的行動やいじめ等に対応しなければなりません。それらに対応するため、危機管理マニュアルを作成し、教職員の共通理解を図りながら未然防止に努めています。作成に当たっては、「①危機の予知、②危機の回避、③危機への対処、④危機の再発防止」のステップが確立されているかどうかをチェックすることが大切です。

各学校においては、児童生徒の健康・安全・学習の保障を最優先に考え、管理職を中心に危機管理体制を構築していくことが求められます。その際には、教職員一人一人が様々な教育活動及び業務を行う上で、立案の段階から想定されるリスクを十分に確認し、日頃から危機管理への意識を高めておくことや、スピーディかつ丁寧で誠意のある対応ができるようにしておくことが必要です。また、学校事故が発生した場合を想定したシミュレーションや訓練等を通して、随時危機管理マニュアルの見直しや改善等を図っていくことが重要です。

3 教職員の資質向上

(1) 校内研修の充実

各学校では、教職員の資質・能力の向上と学校課題の解決のために、意図的・計画的に校内研修を実施しています。授業研究会等を通して教職員一人一人の資質の向上を図ることはもちろんのこと、学校全体のレベルアップにつながるよう実施していくことが求められています。特に、授業研究会においては、1時間の授業の展開、教師の発問や働き掛け、課題の適否などについての協議や、本時のねらいの達成等に関するものだけでなく、「児童生徒のどのような資質・能力を養うことにつながっているか」という視点から協議が行われるようにしていくことが求められます。さらに、研究協議を通して、参加者一人一人が日常の指導に生かしていけるような協議内容にしていくことが肝要です。

(2) 教職員評価制度について

本県の教職員評価制度は、「教職員一人一人の資質・能力や勤務意欲の向上」を目指すことを最大の目的としており、「とちぎの求める教師像」に向けた育成を図るものです。評価方法は、大きく2つで、教職員の能力発揮の状況を見る評価（能力・行動評価）、及び教職員が設定した目標に対する成果を見る評価（目標・成果評価）から構成されています。基本コンセプトは、「①教職員一人一人の資質・能力や勤務意欲の向上に役立つシステム」「② 評価の公平・公正性、客観性が確保されたシステム」「③ 評価の結果を人事、給与、表彰、研修等に適正に反映できるシステム」の3つとなっています。

教職員一人一人が、この教職員評価制度を十分に活用することで、自己の職責を自覚し、意欲を高め、資質・能力の向上を継続的に図っていくことが望まれます。

(3) 新たな教師の学びの姿

グローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化も速度を増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識・技能の修得に継続的に取り組んでいく必要性が高まっています。また、オンライン研修の拡大や研修の体系化の進展など、教師の研修を取り巻く環境も大きく変化してきました。

このような社会的変化や学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現するこれからの「新たな教師の学びの姿」として、教職生涯を通じて探究心をもちつつ主体的に学び続けること、一人一人の教師の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教師同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となっており、令和4年5月18日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が公布されました。

この改正法は、「新たな教師の学びの姿」を実現するため、公立の小・中学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備するとともに、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を講ずるものです。

ア 教育公務員特例法の一部改正（令和5年4月1日施行）の概要

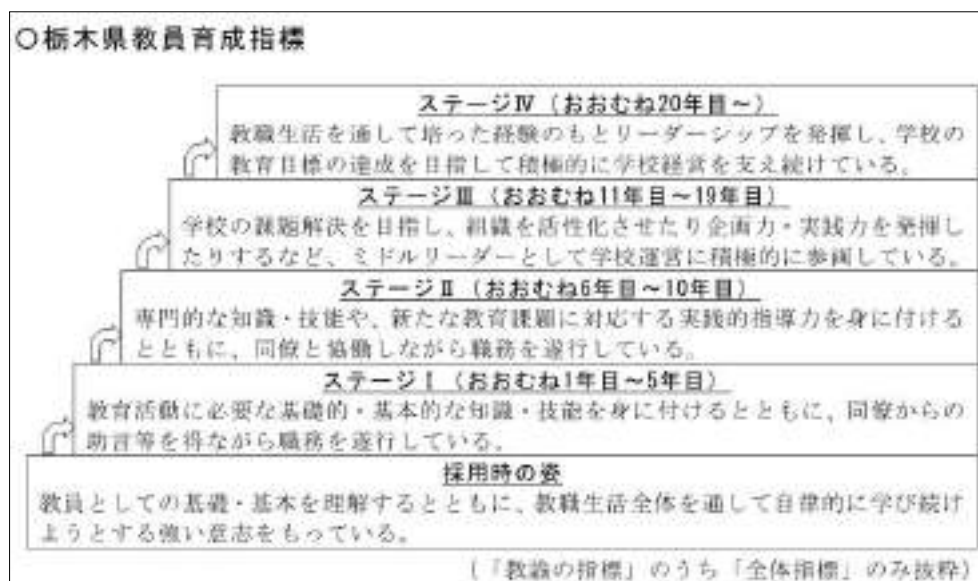
- ・任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。
- ・指導助言者（※）は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、研修等に関する記録に係る情報を活用する。 ※県費負担教職員の場合は、市町村教育委員会

イ 教育職員免許法の一部改正（令和4年7月1日施行）の概要

- ・普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。
- ・施行の際、現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。

(4) 栃木県教員育成指標について

栃木県教育委員会は教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年5月18日施行）に基づき、栃木県教員育成指標を策定しました。指標は採用時から始まり、教職生活全体を見通して段階的・継続的な視点で設定しています。各自が今身に付けるべき資質を確かめるとともに、振り返りまたは将来を見通す際にも活用できます。



栃木県教員育成指標（教諭）の指標（一部抜粋）

第2章 教育課程

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

各学校においては、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成・実施に努めることが求められています。

1 教育課程の編成

(1) 学習指導要領の基本方針

ア 基本的な考え方

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが求められています。そして、知識及び技能の習得と

思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成 20 年告示の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することが大切です。また、「特別の教科 道徳」の実施による道徳教育の充実や、体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが重要です。

イ 育成を目指す資質・能力の明確化

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、予測困難な社会の変化に対応するために必要な力は、学校教育が長年育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされました。このような中、今回の学習指導要領改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理しました。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要です。そこで、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められています。

エ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。



(2) 教育課程の編成上の留意点

ア 教育課程の編成の原則

学校教育法第 33 条及び学校教育法施行規則第 52 条で示しているように、学習指導要領は法令上の根拠に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校は、教育課程の編成及び実施に当たって、これに従わなければなりません。

さらに、学習指導要領は大綱的なものであることから、学校において編成される教育課程は、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて編成することが求められます。各学校においては、校長を中心として全教職員が連携・協力しながら、学習指導要領を含む教育課程に関する法令の内容について十分理解するとともに、学校として統一感のある、特色をもった教育課程を編成することが大切です。

イ 組織を生かした教育課程の編成

学校教育法第 37 条第 4 項において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、教育課程は、校長の責任において全教職員の協力の下、編成していくことが大切です。

創意工夫を生かした教育課程を編成するためには、学級や学年の枠を超えて全教職員が連携・協力するとともに、組織を生かし、全体のバランスに配慮することが重要です。例えば、教務主任（主幹教諭）を中心として、学年主任及び教科主任等の参画を得て、各学年の発達の段階や教科等の特性を考慮し、全職員が教育課程の編成に関わることができるような体制づくりを行うことが考えられます。

ウ 教育課程の編成・改善の手順例

ここでは、学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を参考として示します。

(ア) 基本方針の決定

編成の基本方針や作業内容・手順を全教職員で共通理解を図ります。

(イ) 組織、作業日程の決定

編成の組織を確立するとともに、作業日程を明確にします。その際、既存の組織や会議の在り方を見直すなど業務改善の視点をもつことも重要です。

(ロ) 事前の研究・調査

教育課程についての国の基準や教育委員会の規則を理解するとともに、学校の実態や諸条件を把握します。

(ハ) 編成の基本となる事項の決定

各学校の教育課題に応じて、教育目標など編成の基本となる事項を設定します。

(ニ) 教育課程の編成

教育目標の実現を目指し指導内容を選択・組織するとともに、必要な授業時数を定めて編成します。

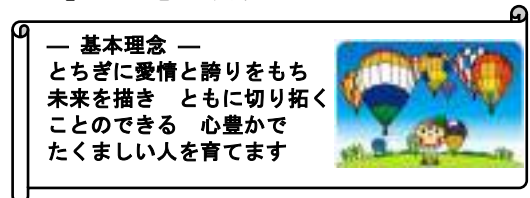
(ホ) 教育課程の評価と改善

評価の資料を収集・検討し、問題点の原因と背景を明らかにします。また、改善案を作り、実施します。

エ 「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」の理念の反映

「栃木県教育振興基本計画 2025」は、おおむね 2030 年頃までの社会の変化を見通して、必要な施策を計画的かつ効果的に推進していくために、前計画の成果や課題を踏まえるとともに、国の第 3 期教育振興基本計画の内容を参酌しながら、2021 年度から 2025 年度までの 5 年間の本県教育行政の基本方向を示す計画です。技術革新やグローバル化が急速に進み、社会の大きな変革期にある中でも、子供たちには、明日に希望をもって、たくましく生きていってほしいと願い、本県の教育施策推進の基本理念を右図のとおりとしています。

また、この基本理念を具現化するために、6 つの基本目標を掲げ、20 の基本施策を位置付けています。



基本目標	
I	学びの場における安全を確保する
II	一人一人を大切に、可能性を伸ばす
III	未来を切り拓く力の基礎を育む
IV	自分の未来を創る力を育む
V	豊かな学びを通して夢や志を育む
VI	教育の基盤を整える

各学校においても、本県教育の基本理念の下、6つの基本目標の実現に向けた取組が効果的に教育課程に位置付けられ、児童生徒に知・徳・体の調和のとれた発達を促すことができるようにしていくことが望まれます。

2 教育課程の管理

(1) 量的管理

ア 授業時数の確保

児童生徒の知・徳・体それぞれの力をバランスよく伸ばしていくためには、教科等の時数を十分に確保し、教育内容を改善しながら、学校の特色ある教育課程の編成を進めていく必要があります。その際、次のような点に配慮して教育課程を編成することが大切です。

- ◆ 1単位時間の授業の質的な改善を図ること。
- ◆ 児童生徒や教職員の負担過重にならないような日課を組むこと。
- ◆ 学校行事の内容を十分に検討して、適切な時数を配分すること。
- ◆ 自然災害等における非常事態等に対応するための予備時数の確保も考慮すること。

イ 時数管理

時数の管理においては、管理職・教務主任（主幹教諭）と授業者で情報を共有することが重要です。

標準時数を確保するよう、週実施記録、年間指導計画、時数管理用のソフトウェア等を活用しながら、定期的に授業時数の状況把握を行い、教育課程の適正な実施に努めることが大切です。授業者は、指導の系統性に配慮しながら年間を見通し、未履修が起らないよう、実施時数を適宜チェックするなどして、自己管理を徹底することが求められます。併せて、管理職等による定期的な確認を行うなど、複数の目で確認する校内体制を構築する必要があります。

なお、標準時数を大幅に上回っている学校は、指導体制に見合った見直しが求められます。

(2) 質的管理（カリキュラム・マネジメント）

ア カリキュラム・マネジメントの三つの側面

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことです。

学習指導要領総則編には、三つの側面から以下のように示しています。

- ◆ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと。
- ◆ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ◆ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

イ 学校評価による質的改善

保護者や地域の人々の期待に応え、信頼に基づく学校運営とするためには、教育課程を適正に実施していくことが重要であり、学校評価による質的な改善に努めることが必要になります。

例えば、学校行事を実施した場合には、直ちに反省・評価を行い、次の学校行事や次年度に生かすようにしていくことが重要になります。行事後の反省・評価は、教務主任や主担当者が中心となって組織的に行い、より具体的な改善方法を次年度に引き継いでいくことが望まれます。

なお、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施することに留意する必要があります。

※ 参考資料

- 「小学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年7月 文部科学省
「中学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年7月 文部科学省

第3章 学習指導

学習指導要領では、基本的な考え方として「子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成すること」や、「知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する、前学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること」が示されています。各学校においては、学習指導要領の趣旨を十分に理解して、児童生徒に確かな学力を身に付けさせるために学習指導の工夫改善に取り組んでいくことが必要です。

1 育成を目指す資質・能力

児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、以下に示す資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるように留意する必要があります。

- “何を理解しているか、何ができるか”
生きて働く「知識及び技能」の習得
- “理解していることやできることをどう使うか”
未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成
- “どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか”
学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

これらの三つの柱の原型は、学校教育法で定められたいわゆる学力の三要素です。学習指導要領では、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が三つの柱で構成されています。また、これらの三つの柱が評価の観点となります。

(1) 三つの柱

児童生徒は、学ぶことに興味を向けて取り組んでいく中で、新しい知識や技能を得ます。そして、それらの知識や技能を活用して思考することを通して、知識や技能をより確かなものとして習得するとともに、思考力、判断力、表現力等を養い、新たな学びに向かったり、学びを人生や社会に生かそうとしたりする力を高めていくことができます。このように、三つの柱は、学習の過程を通して相互に関係し合いながら育成されるものであることに留意する必要があります。

ア 「知識及び技能が習得されるようにすること」

一つ目の柱は、生きて働く「知識及び技能」の習得です。資質・能力の育成は、児童生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられています。

知識については、各教科等の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要となります。知識の理解の質を高めることが重視されており、以下のような指導が必要です。

- ・ 学習に必要な個別の知識については、教師が児童生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授する。
- ・ 児童生徒が知識を活用して思考することで、知識を相互に関連付けて理解を深めたり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習となるようにする。

技能についても同様に、一定の手順を追っていく過程を通して個別の技能を身に付けながら、そうした新たな技能が既得の技能等と関連付けられ、他の学習や生活の場面でも活用できる技術として習得できるようにしていくことが重要です。

イ 「思考力、判断力、表現力等を育成すること」

二つ目の柱は、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成です。「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、具体的に何をすべきかを整理したり、既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、予測困難な時代に向け、その重要性が高まっています。

また、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力であり、この「知識及び技能を活用して課題を解決する」過程には大きく分類すると以下の三つがあると考えられています。

- ・物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の違いに留意することが重要です。

栃木県総合教育センターでは、普段の授業の中で、より効果的に思考力・判断力・表現力の育成を進める手立てとして、課題解決的な学習過程で児童生徒が自覚的に思考できるようになる技法に注目し、以下の冊子を発行しました。

- ・「[思考力・判断力・表現力を育む授業づくり【理論編】](#)
－『[思考のすべ](#)』と発問の工夫－」（平成27年3月）
- ・「[思考力・判断力・表現力を育む授業づくり【実践編】](#)
－『[比較](#)』『[分類](#)』『[関係付け](#)』『[理由付け](#)』のすべを用いて－」（平成28年3月）



「思考力」を育むために、教師が意図的に「考えるための技法(思考のすべ)」を使用する場を設定し、発問を工夫することで、児童生徒が自然に「思考のすべ」を使えるようにすることが大切だと示しています。冊子においては、〈比較〉・〈分類〉・〈関係付け〉・〈理由付け〉の四つの思考のすべが提案され、教師の発問例や授業構想の事例が挙げられています。

ウ 「学びに向かう力、人間性等を涵養すること」

三つ目の柱は、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養です。「学びに向かう力、人間性等」は他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素です。

児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となります。

児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことや、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要です。

また、児童生徒の学習意欲の向上に欠かせないのが「学業指導の充実」です。学業指導とは、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し意欲的に学習活動に取り組めるように指導・援助していくことです。「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の2つを軸にし、互いの関連を図りながら、指導を充実させていくことが大切です。詳細については、栃木県総合教育センターから平成26年3月に発行された冊子「[学業指導の充実～子どもが意欲的に取り組む授業づくりを通して～](#)」を参考にしてください。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

各学校においては、学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱を踏まえながら児童生徒や学校、地域の実態に応じてどのような資質・能力の育成を図っていくのかを明らかにしていく必要があります。育成を目指す資質・能力については様々な提案がなされていますが、平成28年の中教審答申では、以下の(1)、(2)、(3)のように大別していますので、紹介します。

(1) 教科等の枠組みを踏まえて育成を目指す資質・能力

各教科等で育む資質・能力については、前述した資質・能力の三つの柱が位置付けられます。指導に当たっては、教科等ごとの枠の中でだけではなく、教育課程全体を通じて目指す教育目標の実現に向けた各教科等の位置付けを踏まえ、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連づけを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指したりしていくことも重要です。

(2) 学習の基盤となる力

中教審答申では、「学習の基盤を支えるために必要な力とは何かを教科等を越えた視点で捉え、育んでいくことが重要となる」としており、学習指導要領では、教科等横断的な視点から以下のような資質・能力を例示しています。

言語能力・・・ 全ての教科等において、それぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要である。

情報活用能力・・・ 各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。

問題発見・解決能力・・・ 各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な学習の時間や特別活動などを通じて、各教科で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要である。

(3) 現代的な課題に対応して求められる資質・能力

児童生徒は、豊かな人生を実現するとともに災害等を乗り越え次代の社会を形成するという大きな役割を担うこととなります。健康・安全・食に関する力や主権者として求められる力等といった現代的な諸問題に対応して求められる資質・能力も、(1)、(2)の資質・能力と同様に、各学校のカリキュラム編成を通して育成を図ることが大切です。

3 授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の留意点は次のとおりです。

①主体的・対話的で深い学びとは、特定の指導方法やその「型」を意味しているのではなく、授業改善の視点であること。

②各教科等において通常行われている学習活動の質を向上させることを主眼とするものであること。

③主体的・対話的で深い学びは1単位時間の授業の中ですべてが実現されるものではなく、単元や題材のまとまりのなかで実現されていくものであること。つまり、単元といったまとまりの中で習得・活用・探究といった学習活動をどう配置し、組み立てて授業改善を行うかの視点が主体的・対話的で深い学びであること。

④基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合には、確実な習得を図ることを重視すること。

⑤授業改善を行うに当たって、深い学びの鍵となるそれぞれの教科等に固有の「見方・考え方」を働かせることが重視されること。

⑥主体的・対話的で深い学びは、これまでも各教科の授業改善の取組の中で重視され、充実が図られてきたものであり、そうした蓄積を踏まえて学びの意味を明確にしたものであること。

ア「主体的な学び」の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

イ「対話的な学び」の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

ウ「深い学び」の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

児童生徒に教科等を学ぶ意義を伝えていくためには、教師自身がその意義をよく考えておく必要があります。また、児童生徒同士のグループ活動を取り入れる際は、教師が「この場面でのグループ対話は何のために行うのか」とねらいを明確にもち、それら子供たちに分かりやすく提示して取り組むことが大切です。

栃木県教育委員会は、[「現職教育資料 第474号 シリーズ『新学習指導要領』No.4 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」\(平成31年3月\)](#)において、各教科における授業改善のポイントや具体的な授業づくり、単元(題材)構成などについて説明しています。

また、栃木県総合教育センターでは、冊子『[「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善](#)』の【理論編】(平成30年3月)と【実践編】(平成31年3月)、[「『見方・考え方』を意識した授業づくり～資質・能力の育成に向けた授業改善～\(小学校段階・中学校段階\)」\(令和3年3月\)](#)を発行しました。授業改善の一助として併せて御活用ください。



なお、令和3年の中教審答申では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されました。「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要となります。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

授業改善のポイントとして、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要ですが、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きいといえます。言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ、教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められます。

さらに、児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切です。例えば、教師との関わりに関係することとして、以下の点に留意します。

- ①教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。
- ②校内の掲示板やポスター、配布物において用語や文字を適正に使用すること。
- ③校内放送において、適切な言葉を使って分かりやすく話すこと。
- ④より適切な話し言葉や文字が用いられているような状況をつくること。
- ⑤教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること。
- ⑥児童生徒が集団の中で安心して話ができるような好ましい人間関係を築くこと。 等

栃木県教育委員会は、平成 28 年 12 月に「[言語活動の充実を図る 3 つの提案](#)」を作成し、配布しました。本資料では、「全国学力・学習状況調査」及び「とちぎっ子学習状況調査」の結果から明らかになった課題を踏まえ、言語活動を充実させるための 3 つの取組を提案しています。

- 提案 1 言語活動を行う目的を確認しましょう
- 提案 2 言語活動を計画的に位置付けましょう
- 提案 3 自分の考えを書く活動と、言葉で人に伝える「説明」「話し合い」などの活動を相互に関連付けましょう



(3) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう、工夫することが重要です。

各教科等の指導においては、学習することの意味の適切な指導を行いつつ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、自主的、自発的な学習を促すことによって、児童生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つように配慮することが大切です。具体的には、児童生徒が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮することが考えられます。児童生徒の自立心や自立性を育む上で重要であることを踏まえ、その充実にも努めるとともに、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな相談に応じたり様々な情報を提供したりすることにも配慮する必要があります。

(4) 補足的な学習・発展的な学習

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補足的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れ、個に応じた指導の充実を図ることが重要です。

補足的な学習を取り入れた指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め、当該学年までに学習する内容の確実な定着を図ることが必要であり、発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、児童生徒の負担過重とならないように配慮するとともに、学習内容の理解を一層深め、広げるといった観点から適切に導入することが大切です。

栃木県教育委員会では、全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査を基に、問題を解き直したり、下学年で学習内容の定着を確認したりすることができるようパワーアップシートを作成しました。授業の終末や単元末など学校の実態に応じて御活用ください。

(5) ICT（情報通信技術）等の活用

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用については、情報活用能力の育成を図るとともに、各教科等において、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが大切です。

【ICTを活用した学習場面例】

- ◆一斉指導・教材提示（画像の拡大提示や書き込み、音声、動画等の活用）、記録映像や実技模範を示す映像等の視聴、個の学習を全体へ広げるなど
- ◆個別学習・個（習熟の程度等）に応じた学習、調査活動、資料・作品の制作、家庭学習など
- ◆協働学習・発表や話し合いでの活用、協働での意見整理、協働制作、遠隔地や海外の学校等との交流学习など

各教科等の指導に当たっては、これらの情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要です。主体的・対話的で深い学びへとつなげていくためには、必要な資料の選択が重要であり、信頼性が高い情報や整理されている情報、正確な読み取りが必要な情報などを授業に活用していくことが必要となります。

また、教師は機器の操作等に習熟するだけではなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められます。

文部科学省は、Web サイト「[StuDX Style \(スタディーエクス スタイル\)](#)」にて、1人1台端末の活用に関する実践事例等を情報発信しています。情報は随時更新されますので、各教科での活用等において参考にしてください。



栃木県総合教育センターでは、「単元の見通し」と「ICTの活用」に焦点を当てた授業実践例を紹介する「[資質・能力の育成を図る授業づくり～単元の見通しとICTの活用の視点から～\(小学校段階・中学校段階\)](#)」(令和4年度)を冊子にまとめました。また、「[とちぎ教育ICTポータルサイト](#)」にて、ICT活用実践事例等を紹介していますので、併せて御活用ください。

(6) 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

ア 障害のある児童生徒などへの指導

障害のある児童生徒などには、障害の種類や程度を的確に把握した上で、個に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが大切です。そのためにも、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるようにしていくことが重要となります。

栃木県教育委員会は、「[現職教育資料 第473号 シリーズ『新学習指導要領』No.3 障害のある児童生徒などへの指導\(小学校編\)・\(中学校編\)](#)」(平成30年7月)において、障害の状態等に応じた指導の工夫、各教科等における指導内容や指導方法の工夫、配慮の例などについて説明しています。参考にしてください。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への指導

海外から帰国した児童生徒には、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を通じて身に付けた見方や考え方、外国語の能力などの特性を各教科等の学習に生かすことができるよう配慮することが大切です。日本語の習得に困難のある児童生徒には、個々の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う必要があります。全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築することが重要です。

ウ 不登校児童生徒への配慮

家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒に対しては、その状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うなどの配慮が考えられます。

4 授業づくりのポイント

(1) 見通しをもった単元指導計画

指導計画を作成するに当たり、各教科等の目標と指導の内容の関連を十分研究し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えます。児童生徒が主体的に学習に取り組めるよう、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点をもつことが大切です。

授業づくりにおいては、右図のように、まず、単元（題材）の目標、単元（題材）の評価規準、指導計画及び評価計画の整合性を確認します。その際には、児童生徒がそれぞれの単位時間（学習のまとまり）ごとのねらいを実現していくことが、単元の目標を実現することになるという認識をもつことが重要です。また、評価においても、単位時間ごとの各観点の評価規準における「おおむね満足できる状況」を実現していくことが、単元の目標を実現していくことになるということにも留意してください。



(2) 本時の指導

ア 明確なねらい

授業のねらいは、「児童生徒に身に付けさせたい力」として設定することが大切です。児童生徒自身が、「授業における学習活動を通してどのような力を身に付けるのか」が具体的に理解できるようなものである必要があります。

本時の目標を児童生徒に示す際には、児童生徒に「何が」・「どのように」・「どのくらい」できればよいのかが分かるように「めあて」として示します。教師が本時のねらいをしっかりと把握し、タイミングや方法を工夫して提示し、児童生徒が見通しをもって学習に取り組めるようにします。

イ 振り返りの充実

振り返る活動は、児童生徒にとって自分の学びを評価する活動です。この活動を通して、自分の学びの変容を自覚させることが重要です。授業においては、学習したことを書かせたり、書かせたことを相互に確認し合わせたりすることで、学んだことや自分に不十分なことを認識させることができます。

その際、振り返った内容が授業の感想にとどまることなく、「何ができるようになったのか、何が分かったのか」を具体的に実感させることが必要です。そのために評価問題を解かせたり、条件を示して学習したことを書かせたりするなど、振り返る活動を工夫することが大切です。

(3) 板書計画の重要性

児童生徒が、学習のねらいや流れを確認したり、学習内容の要点を捉えたりする上で、板書は極めて重要です。板書は工夫された分かりやすいものであるとともに、授業の最後に板書を振り返ってみたとき、思考の流れがはっきりと分かり、視覚的にも児童生徒の学習意欲の向上につながるものであることが望まれます。

また、授業においては、ICTの活用も含めた板書計画を立てる必要があります。

(4) 学習規律の確立

児童生徒の発達の段階に応じて、姿勢、話の聞き方、発表の仕方等の授業中の約束事を決め、学習規律を確立させることで、授業にメリハリが生まれます。中学校区の取組として、小中で一貫した学習規律に関する共通理解を図ることも効果的です。授業中の約束事は、教師側からは学習規律に関する指導事項と捉えることができますが、これを徹底する場合には、以下のような点に留意する必要があります。

さらに、学習規律を確立するためには、教師の指導技術の向上が必要です。児童生徒に話の聞き方を身に付けさせるために、教師の表情、声の大きさ、言葉の選び方等を工夫しましょう。

○指導事項の教師間での共通理解

○児童生徒にとって分かりやすい形での掲示と伝達

○実態に応じたの繰り返し指導

○児童生徒への定着度の見取り

○指導事項の見直し

○掲示方法や指導方法の工夫改善

5 適切な評価

(1) 学習評価の概要

各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されました。国立教育政策研究所が令和元年6月に発行した「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」には、学習評価の基本的な考え方や基本構造などが示されています。

1 学習評価の基本的な考え方

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するもの。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

2 評価の観点

(1) 観点の名称

知識・技能

思考・判断・表現

主体的に学習に取り組む態度

(2) 観点別学習状況の評価

ア 知識・技能 の評価

- 各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価する。
- それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価する。

【評価の方法（例）】

- ・ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る。
- ・児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていく。

イ 思考・判断・表現 の評価

- 各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

【評価の方法（例）】

- ・ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりする。

ウ 主体的に学習に取り組む態度 の評価

- 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価する。

【評価の方法（例）】

- ・ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる。
- ・各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う。

※「主体的に学習に取り組む態度」を評価する上で重要な二つの側面として

- ①「粘り強く学習に取り組む側面」と
- ②「自ら学習を調整しようとする側面」が挙げられます。

挙手の回数やノートの取り方などの性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉えて評価するのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、児童生徒が目標の達成に向けて試行錯誤しながら学習に取り組み、その学習を振り返る場面を適切に設定することが必要になります。

※「学びに向かう力・人間性等」には

- ①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分と、
- ②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分(感性、思いやりなど)があります。(注1)

②については、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要です。特に、「感性や思いやり」など、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し伝えることが重要となります。

(注1) 個人内評価・・・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒の一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。

(2) 指導と評価の一体化

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくことが大切です。

評価に当たっては、日々の授業の中では、評価規準に照らして見取り、適切な支援を行うことで児童生徒の学習改善と教師の指導改善を図る「指導に生かす評価」に重点を置きます。また、毎時間児童生徒全員について記録をとり、総括の資料とするために蓄積することは現実的でないことから、「記録に残す評価」として、児童生徒の学習状況を記録に残す場面を精選し、かつ適切に評価するための評価の計画を作成することが一層重要になります。

評価規準の設定及び学習評価の実施に当たっては、[「『指導と評価の一体化』」のための学習評価に関する参考資料](#)（文科省 国立教育政策研究所 令和2年3月）、[「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料](#)」（栃教委 令和2年7月・12月）等の資料を参考にしつつ、各学校において適切な評価規準を設定してください。

6 学習指導案

学習指導案は、指導者が自分の考えや提案を具体的に表現し、授業の流れが分かるように書くことが大切です。授業のねらいが明確であって学習活動が分かりやすく、児童生徒の活動と教師の支援が具体的に書かれており、第三者が見ても、実際の授業のイメージができるものがよいでしょう。

次ページから学習指導案の例を掲載します。各学校では、授業についての研究を進めるとともに学習指導案についても研究し、学校の実態に合ったものを作り上げていくことが望まれます。

※ 参考資料

「小学校学習指導要領解説 総則編」	平成 29 年 6 月 文部科学省
「中学校学習指導要領解説 総則編」	平成 29 年 7 月 文部科学省
「とちぎの若手教員 15 (いちご) 研修の手引 資料編」	平成 31 年 3 月 栃木県教育委員会
「学習指導要領の読み方・活かし方」	2019 年 7 月 合田哲夫 教育開発研究所
「アクティブ・ラーニング『深い学び』実践の手引き	新学習指導要領のねらいを実現する授業改善 2017 年 8 月 田中博之 教育開発研究所

7 学習指導案の例

〇〇科学習指導案

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇校時

〇年〇組 指導者 〇〇 〇〇

1 単元名 (小単元名又は題材名)

学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて、本単元で目指す資質・能力を明確化します。
児童生徒の実態、前単元までの学習状況等を踏まえ、三つの柱で整理された資質・能力「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を取り上げて目標を設定します。

2 単元(題材)の目標

単元(題材)の目標や評価規準を設定する際には、以下の資料を参考にしてください。

[「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」](#)

(令和2(2020)年6月 国立教育政策研究所)

[「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」](#)

(令和2(2020)年7月・12月 栃木県教育委員会)

単元(題材)の目標を踏まえて評価規準を設定します。

3 単元(題材)の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
文末を「～している。」として作成します。 「技能」については、「～する技能を身に付けている」状況を「～できる。」と示す教科もあります。		文末を「～ようとしている。」として作成します。

4 単元(題材)設定の理由(単元(題材)観・教材観・指導観・指導方針等)

教材の系統性や児童生徒の実態を捉えて、この時期に、このような指導の構想や方針で、このように指導していくとき、このような効果が期待できるので設定したということを明らかにします。その際、教科書会社発行の教師用指導書だけを拠り所にする傾向がありますので注意してください。学習の主体である児童生徒が、それぞれの教材や題材とどのように出会い、それらに内在する教育的価値をどのように獲得していくかの筋道を、学習指導要領やその解説を基に明らかにします。

5 児童生徒の実態 (〇〇名)

単元(題材)の目標や内容との関連から、児童生徒の実態を記述します。具体的には、関連する既習事項の定着度、単元への興味・関心や単元についての知識及び技能など、教師の観察や調査、テスト等によって学級集団の実態、児童生徒一人一人の実態を捉え、その要点を記述します。

6 学校課題との関連

研究主題や研究内容が分かるように記述し、またそれらと単元及び本時との関連を記述します。

7 人権教育との関連

単元の目標や学習内容と人権教育における各学校の（※）「育てたい資質・能力等」（知性・判断力・感受性・技能・実践力）との関わりについて記述します。

人権一般や様々な人権問題を学習内容として取り上げる「直接的指導」を含む単元では、「育てたい資質・能力」を優先的に記載します。また、直接的指導を含まない（「間接的指導」のみの）単元では、「育てたい資質・能力につながる力」との関わりについて記載します。

「9 本時の指導」の「人権教育の視点」、「人権教育上の配慮」、「生かしたい児童生徒」との整合性を図り、一貫性があるように設定してください。

（※）[「人権教育推進のためのQ&A（H29年3月）」](#) p. 1～3、p. 26～28、

[「人権教育推進のためのQ&A—直接的指導 編—（H31年3月）」](#) p. 22～24

に詳しく記載されていますので、参考にしてください。

8 指導計画及び評価計画

「2 単元(題材)の目標」、「3 単元(題材)の評価規準」を踏まえ、ねらいや学習活動及び評価場面、評価方法等を計画します。年間指導計画に沿って、単元の中での指導順序と時間数を明記するとともに、本時の位置付けを明確にします。指導の順序は、単元の特徴を押さえて、どうすれば目標を達成できるかに考慮して効果的な学習活動を設定して配列します。

教科によっては、教材や題目、毎時間の目標を配列する場合があります。指導と評価の一体化を図るため、各教科等の特質に応じて評価計画を作成することが望ましいです。また、評価は重点化を図るとともに、単元や題材などのまとまりを見通して評価場면을精選し、3観点が評価できるようにします。

時	ねらい・学習活動	記録	評価規準・評価の観点・評価方法等	
			おおむね満足できる状況	努力を要する児童生徒への手立て
1	<p>「記録に残す評価」の場면을精選し、「○」を記入して位置付けます。</p> <p>単元(題材)を通して、3観点が評価できるようにします。</p> <p>評価計画は、「3 単元(題材)の評価規準」との整合性を図ります。</p> <p>各教科等の特質に応じて、作成してください。</p>	○	<p>どのような評価資料を基に「おおむね満足できる」状況と評価するか、「努力を要する」状況に対してはどのような手立てを講じるかを考えて記載します。</p> <p>評価の観点(〈知・技〉〈思・判・表〉〈態〉)や、評価方法も分かるように記載します。</p>	
2・3				
4				
5・6 (本時)			<p>「知識・技能」と「思考・判断・表現」の観点の場合は文末を「～している」とし、「主体的に学習に取り組む態度」の観点の場合は文末を「～ようとしている」とします。</p>	
7		○		

9 本時の指導

(1) 題 目 (題材名)

指導計画によって、1時間ごとに配列された内容や活動を簡潔に記述します。

(2) 目 標

この時間では、何を目標として授業を展開するのか、具体的に記述します。児童生徒に提示するねらい及び本時の評価規準との整合性を図ります。

(3) 人権教育の視点

「7 人権教育との関連」を踏まえ、本時のねらいや学習活動、指導方法（学習形態）が自校の人権教育における「育てたい資質・能力等」（知性・判断力・感受性・技能・実践力）とどのように関連しているかを記述します。ここでの視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となります。

1 単位時間の中で、「知性」、「判断力」、「感受性」、「技能」、「実践力」をすべて位置付ける必要性はありません。

「7 人権教育との関連」と同様、「人権教育推進のためのQ&A」を参考にしてください。

(4) 生かしたい児童生徒

「(3) 人権教育の視点」に基づき、「育てたい資質・能力等」を育成することに関して、本時の中で配慮したり、よさを取り上げたりする児童生徒を設定します。意図的に支援することで、その子のよさを引き出したり、学級全体に生かしたりします。授業に生かしていく指導や支援の内容も記述します。

(5) 展 開

第三者が見ても、実際の授業がイメージできるように記述します。項目としては、学習活動、教師の支援と評価及び資料・準備等が考えられます。学習活動の欄は、本時の目標を達成するために、授業の各段階でどのような活動をするのかを具体的に表します。さらに導入・展開・終末等の学習段階や時間配分の予定を入れます。

◎人権教育上の配慮 ◇3 あい運動との関連 □学校課題等との関連 等について記載

段階	学 習 活 動	時 間	教師の支援と評価	資料・準備
	1 本時のめあてを知る。		<p>個々の児童生徒の学習の実態や状況を踏まえて、本時のねらいの達成に向けて、学習のどの段階で、どのような支援の手立てがあり、どのような評価を行うのかを具体的かつ簡潔に書きます。本書 p. 14～17 参照</p>	
	<p>本時のめあては、児童生徒に分かりやすい言葉で提示します。その際、具体の評価規準を反映したねらいの提示を図ります。より効果的な提示になるよう、タイミングや方法に配慮します。本書 p. 14～15 参照</p>			

【記録に残す評価の場合】

	十分満足できる状況の例	おおむね満足できる状況	努力を要する児童生徒への手立て
評価規準	<p>評価規準に照らして、児童生徒が実現している学習状況が質的な高まりや深まりをもっているとは判断できる状況について記載します。</p> <p>「十分満足できる」と判断できる児童生徒の姿は、多様に想定されます。</p>	<p>「8 指導計画及び評価計画」の評価規準との整合性を図ります。</p> <p>「評価方法」についても記入します。</p>	<p>努力を要する児童生徒が、おおむね満足できる状況に到達できるような支援の手立てを具体的に記述します。</p>
支援	<p>おおむね満足できる状況にある児童生徒が、さらに質的な高まりや深まりをもっている状況に到達できるような支援の手立てを記述します。</p>	<p>おおむね満足できる状況にある児童生徒が、十分満足できる状況の例に到達できるような支援の手立てを記述します。</p>	

【指導に生かす評価の場合】

	おおむね満足できる状況	努力を要する児童生徒への手立て
評価規準	<p>「8 指導計画及び評価計画」の評価規準との整合性を図ります。</p> <p>「評価方法」についても記入します。</p>	<p>努力を要する児童生徒が、おおむね満足できる状況に到達できるような支援の手立てを具体的に記述します。</p>
支援	<p>おおむね満足できる状況にある児童生徒が、さらに質的な高まりや深まりをもっている状況に到達できるような支援の手立てを記述します。</p>	

単元(題材)の目標や評価規準を設定する際には、以下の資料を参考にしてください。

[「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」](#)
(令和2(2020)年6月 国立教育政策研究所)

[「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」](#)
(令和2(2020)年7月・12月 栃木県教育委員会)

第4章 道徳教育

道徳教育は、生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育活動です。「特別の教科 道徳(以下「道徳科」という)」を要として、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮し、適切な指導を行っていく必要があります。

1 道徳教育のねらい

学習指導要領では「第1章 総則」の第1の2の(2)前段に、道徳教育と道徳科の位置付けが示されています。各教育活動における道徳教育で養われた道徳性が調和的に生かされ、道徳科としての特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることで、児童生徒の道徳性が養われ、豊かな心の育成につながっていきます。「生きる力」は、豊かな人間性、豊かな心を重要な要素としています。豊かな人間性、豊かな心の育成を図るのが心の教育であり、道徳教育はその基盤としてさらに重要性を増している現状です。

道徳科の授業づくりに当たっては、児童生徒の発達の段階を前提としながら、個人差にも着目して指導内容、指導方法を適切に決定し、確実に年間35時間(小学1年は34時間)を実施していくことが求められています。

道徳教育と道徳科の目標

※ _____部は小・中で異なる部分

	小学校	中学校
道徳教育	道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、 <u>自己の生き方</u> を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。	道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、 <u>人間としての生き方</u> を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。
道徳科	道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、 <u>道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方</u> についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。	道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、 <u>道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方</u> についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

上の表に、道徳教育と道徳科の目標を整理しました。道徳科の目標には、道徳性を養うために必要な学習の過程が明示されています(表中の丸ゴシック部分)。これらの学習を通して、道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と道徳的態度を育てることが、道徳科の授業となります(表中のゴシック部分)。

本県では、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むために、「教えること」と「育てること」をともに大切にしながら、互いに関連付けて指導する「教え育てる道徳教育」を推進しています。道徳教育のより一層の充実を図るため、参考資料として、「栃木県道徳教育ハンドブック」が作成されました。手元に置いて御活用ください。



2 道徳教育の指導計画

(1) 道徳教育の指導体制の確立

各学校においては、校長の明示する道徳教育の方針の下、道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)を中心として、全教師が協力して道徳教育を展開する必要があります。道徳教育推進教師の主な役割は、右に示す内容ですが、道徳教育推進教師が一人で、ここに掲げられている役割を全て果たす、ということではありません。各教師が参画意識、役割意識をもち、道徳教育推進教師を中心とした機能的な協力体制で、指導を進めることが大切です。

<道徳教育推進教師の主な役割>

- 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- 道徳科の充実と指導体制に関すること
- 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- 道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- 道徳教育の研修の充実に関すること
- 道徳教育における評価に関すること

等

※学習指導要領解説 総則編 (H29) (小) p. 128~129

(中) p. 131~132 より

(2) 全体計画及び指導内容の取扱い

学習指導要領では、全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は、「第1章 総則」に移行しています。各学校は、学校の教育活動全体を通して道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した道徳教育の全体計画を作成する必要があります。その際、各教科等と道徳教育の内容や指導時期等の関連を示します。それを「別葉」として作成することも考えられます。

含めることが望まれる事項 ※学習指導要領 総則編(H29) (小) p. 129~p. 131 (中) p. 133~p. 135 より

<p>基本的把握事項 ※____は小中の特徴的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策 • 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い • 児童の実態と課題 (小学校) 生徒の実態や発達の段階等 (中学校)
<p>具体的計画事項 【小学校】 ※____は小学校の特徴的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標 • 道徳科の指導の方針 • 年間指導計画を作成する際の観点や重点目標に関わる内容の指導の工夫 • 校長や教頭等の参加、他の教師との協力的な指導 • 各教科、<u>外国語活動</u>、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期 • 特色ある教育活動や豊かな体験活動における<u>指導の方針、内容及び時期</u> • 学級、学校の間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針 • 家庭、地域社会、<u>他の学校</u>や関係機関との<u>連携の方法</u> • 道徳教育の推進体制 • その他 (評価の記入欄、研修計画や重点的指導に関する添付資料等)
<p>具体的計画事項 【中学校】 ※____は中学校の特徴的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標 • 道徳科の指導の方針 • 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける、道徳教育の指導の方針、内容及び時期 • 特色ある教育活動や豊かな体験活動における<u>指導との関連</u> • 学級、学校の間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針 • 家庭、地域社会、関係機関、<u>小学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方針</u> • 道徳教育の推進体制 • その他 (評価の記入欄、研修計画や重点的指導に関する添付資料等)

(3) 道徳科の年間指導計画

各学校は、道徳科の授業を計画的、発展的に行うための指針となる年間指導計画を作成する必要があります。各学校での創意工夫が求められるところですが、年間指導計画を活用しやすいものにし、指導の効果を高めるために、次の点に留意することが必要です。

- (1) 主題の設定と配列を工夫する
- (2) 計画的、発展的な指導（小）【計画的、発展的指導（中）】ができるように工夫する。
- (3) 重点的指導（小）【重点的な指導（中）】ができるようにする。
- (4) 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する。
- (5) 複数時間の関連を図った指導を取り入れる。
- (6) 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える。（小）のみ
小(7)・中(6) 計画の弾力的な取扱いについて配慮する。
小(8)・中(7) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする。

※学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（小）p.74～77、（中）p.72～75より

なお、年間指導計画の中に、1時間ごとの主題名・内容項目・扱う教材等が記載されますが、週案や週実施記録にも、扱う教材名のみでなく、主題名・内容項目を記入するとよいでしょう。

3 道徳科の内容

(1) 4つの視点と内容項目

学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」に示されている内容項目は、その全てが道徳教育の要である道徳科における学習の基本となるものです。次の4つの視点から分類整理されて示されています。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

※____部は、平成20年改訂学習指導要領と異なる部分

内容項目の発展性や特質、系統性を踏まえ、児童生徒の発達の段階などを全体にわたって理解し、学習を充実させていく必要があります。

各視点に分けられた内容項目数は、以下の表のとおりになっています。また、道徳の内容項目ごとに、その内容を端的に示すキーワード（例えば「親切、思いやり」）が示されました。これは、学校だけでなく、保護者や地域の人々の理解を深めることや、内容の体系性を高めることをねらいとしたものです。

視 点	学年段階・学校段階			
	小学校第1学年 及び第2学年	小学校第3学年 及び第4学年	小学校第5学年 及び第6学年	中学校
A 主として自分自身に関すること	5	5	6	5
B 主として人との関わりに関すること	4	5	5	4
C 主として集団や社会との関わりに関すること	7	7	7	9
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	3	3	4	4
合 計	19	20	22	22

各学校においては、児童生徒や学校の実態などを考慮して道徳教育の目標を設定し、重点的な指導を工夫することが求められます。また、いじめの防止や安全の確保といった課題や情報モラル等の現代的な課題についても、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒が主体的に関わることができるようにしていくことが大切です。

道徳科においては、学校が重点的に指導しようとする内容項目について、年間の授業時数を多くとることや、一つの内容項目を何回かに分けて指導すること、幾つかの内容項目を関連付けて指導することなど、工夫を通してより児童生徒の実態に応じた適切な指導を行う必要があります。

(2) 指導内容の重点化

各学校において指導内容の重点化を図る際には、以下の点に留意します。

【小学校】

各学年を通じて	自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てること
第1学年及び第2学年	挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会上のきまりを守ること
第3学年及び第4学年	善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること
第5学年及び第6学年	相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること

【中学校】

自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

4 道徳科の指導

道徳科の目標が、他の各教科等と同じように児童生徒がどのように学ぶのかという姿を描きやすいように改善されたことに伴い、道徳科の指導においては、今まで以上に「考え、議論する」学習の展開が求められています。各学校では、道徳科を道徳教育全体を補充、深化、統合する要の時間として位置付け、図のように、見通しをもって、より質の高い授業を実践していく必要があります。

基盤 何を理解させるか	どのように育てるか	育成すべき資質・能力としての道徳性の諸様相（要素）
<ul style="list-style-type: none"> 道徳的諸価値について理解する 価値理解・人間理解・他者理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> 自己を見つめる 物事を多面的・多角的に考える 自己（人間としての）生き方についての考えを深める 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳的判断力 道徳的心情 道徳的实践意欲と態度

(1) 指導の展開

授業の展開には、扱う教材の特性や児童生徒の実態等に合わせ、様々なものがありますが、まずは、基本に沿った授業を実践していくことが重要です。基本的な指導の展開例については、本書 p. 29「道徳科の指導案の例」中の「8 展開」を参照してください。

この道徳科の特質を生かした指導方法のイメージとして、「道徳教育に係る評価等のあり方に関する専門家会議報告『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について」(H28. 7. 22)において、以下の3つの例が示されました。

道徳科の目標を踏まえた学習であることが前提		
読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習	問題解決的な学習	道徳的行為に関する体験的な学習
教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりで多面的・多角的に考えることなどを通して、道徳的諸価値の理解を深める。	問題解決的な学習を通して、道徳的な問題を多面的・多角的に考え、児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。	役割演技などの疑似体験的な表現活動を通して、道徳的価値の理解を深め、様々な課題や問題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。
「登場人物の心情理解のみの指導」や「主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合い」にならないことに留意する。		

なお、これらは多様な指導方法の一例であり、これらに限定されるものではありません。また、それぞれが独立した「型」を示しているわけではなく、それぞれの要素を組み合わせた指導を行うことも考えられます。

学習指導要領改訂の趣旨をしっかりと把握した上で、学校や児童生徒の実態を踏まえ、授業の主題やねらいに応じた適切な指導方法を選択することが重要です。

(2) 展開、発問の工夫

学級の実態や児童生徒の発達の段階に応じた展開や発問を考えることが大切です。ねらいとする道徳的価値の追求、把握のため、活用する教材の分析を十分に行い、何を問う発問なのか（道徳的な判断力に関わる発問なのか、道徳的心情に関わる発問なのか、道徳的实践意欲や態度に関わる発問なのか等）を明確にした上で、

- ◆ 考える必然性や切実感のある発問
- ◆ 自由な志向を促す発問
- ◆ 物事を多面的・多角的に考えたりする発問

等を考える必要があります。発問を構成する際には、授業のねらいに関わる中心的な発問をまず考え、次にそれを生かすためにその前後の発問を考え、全体を一体的に捉えるようにする手順が有効です。また、

- ◆ 実物を見せる等、工夫した教材の提示をする。
- ◆ 討議形式で進めたり、ペアでの対話やグループによる話し合いを取り入れる。
- ◆ 書く活動を取り入れ、児童生徒が自分自身とじっくり向き合える工夫をする。
- ◆ 児童生徒の実態やねらいを十分考慮した上で、役割演技や動作化を取り入れる。
- ◆ 板書を構造化する。※児童生徒の発言も整理して板書するようにする。

等、児童生徒が考えやすくなるように工夫することも大切です。

道徳科の授業では、児童生徒の考えや気持ちをじっくり聞く姿勢が重要です。発問を投げかけた後、すぐに意見を求めるのではなく、児童生徒に十分考えさせる時間を確保したり、多様な考えを引き出すような雰囲気をつくったりすることも忘れてはなりません。また、発問に対する意見をワークシート等に全て書かせるのではなく、考える場面、話し合う場面、発表し合う場面等、多様な考えを引き出す展開を工夫することが大切です。

(3) 問題解決的な学習の工夫

生活上、相反する道徳的価値について、一義的に正解を求められないような問題に直面する場面が多くあります。それらの問題を、多面的・多角的に考察し、主体的に判断し、行動できる児童生徒を育成していくことが求められます。そのような資質・能力を養うためには、児童生徒が、道徳的価値を自分との関わりで考えることができるような問題解決的な学習を取り入れることが望まれます。その際、問題解決過程の各活動が、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深めることに効果的であるかどうかを踏まえて、学習を展開することが重要です。

(4) 体験活動を生かす指導の工夫

ア 道徳科と体験活動

道徳科で培われた道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲と態度を実際の体験活動で生かしたり、豊かな体験活動を通して内面に根ざした道徳性を育成したりするために、豊かな体験の場と機会をこれからも積極的に設けていく必要があります。そのためには、それぞれの体験活動がどのような道徳的価値を含んでいるのかについて、道徳の内容項目との関連を把握する必要があります。

イ 体験活動を生かす道徳科の指導の工夫

道徳科は、体験活動そのものを行う時間ではありません。様々な体験を通して感じたり、考えたりしたことを道徳科の授業に生かし、道徳的価値のもつ意味や大切さについて深く考えられるようにすることが肝要です。

(5) 教材の開発と工夫

道徳科では、検定教科書を主たる教材として使用することとなります。道徳科の特質から、教科書の読み物教材だけでなく、児童生徒の実態によって副読本や別の書籍等の読み物資料の利用も考慮し、次のような様々な教材の開発や工夫を行って、道徳科の目標の達成を図り、児童生徒が充実感をもてるような指導を進めることが大切です。

- | | | |
|-----------------------|--------------------|-------------------|
| ◆自作教材 | ◆紙芝居やペーパーアート等の自作教材 | ◆映像ソフト・映像メディア |
| ◆地域の文化やできごとを題材にした郷土教材 | ◆先人の伝記 | |
| ◆古典、随想、民話、詩歌などの読み物 | ◆実話 | ◆写真 ◆劇 ◆漫画 ◆紙芝居 等 |

なお、「小学校道徳読み物資料集 平成 23 年 3 月 文部科学省」「中学校道徳読み物資料集 平成 24 年 3 月 文部科学省」、「私たちの道徳」や「栃木県道徳教育郷土資料集」の活用も有効です。

教材選択上の留意点 ※学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（小）p.104～106（中）p.106～108より

(1)	◆ 児童生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであるか。
	◆ 人間尊重の精神にかなうものであるか。
(2)	◆ 児童生徒が深く考えることができるものであるか。
	◆ 人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであるか。
(3)	◆ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであるか。

また、教材のもつ特性によって効果的な指導過程が異なる場合がありますので、留意する必要があります。

(6) 多様な考え方を生かすための言語活動

道徳科の学習では、中心的な資料が生かされ、児童生徒の体験や資料に対する感じ方・考え方を交えながら話し合いを深めることが学習活動の中心になることが多くあります。その意味からも、道徳科における言葉の役割は、極めて大きいといえます。道徳科の授業での言語活動を通して、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、判断し、表現する力等を育むことが大切です。また、自らの考えを基に書いたり話し合ったりする活動を積極的に取り入れ、自分の考え方の深まりや成長を実感させることができるよう配慮することも重要となります。

5 各教科等での指導

学習指導要領の各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の中で、各教科等における道徳教育で指導すべきことが明示されていますが、学習指導要領解説総則編「第6節 道徳教育推進上の配慮事項」の(4)において、より具体的に配慮すべきことがまとめて記されています。各教科等の指導を通じて児童生徒の道徳性を養う以下の視点を明確にして、指導の充実を図っていく必要があります。

- | |
|---|
| ◆ 各教科等の目標や内容には、児童生徒の道徳性を養うことに関わりの深い事柄が含まれ、それらに含まれる道徳的価値を意識しながら指導することにより道徳教育の効果も高められるものであること。 |
| ◆ 各教科等の授業を通して行われる自主的かつ協力的な学級の雰囲気や人間関係を基盤とする学習態度や学習習慣の育成が児童生徒の望ましい道徳性の育成につながっていくこと。 |
| ◆ 各教科等の指導における教師の用いる言葉や児童生徒への接し方、授業に臨む姿勢や熱意といった教師の態度や行動による感化が、児童生徒の道徳性の育成に大きな影響を与えること。
※学習指導要領解説 総則編（H29）（小）p.133～134（中）p.136～137より |

6 「道徳科」の指導事例（読み物教材を扱った場合）

道徳科学習指導案

令和〇年〇月〇日（〇） 〇校時

〇年〇組 指導者 〇〇 〇〇

1 主題名 原則として年間指導計画にある主題名と内容項目（学習指導要領に示された内容項目を端的に表現したもの）を記述します。

2 教材名 教科書以外の教材については、出典についてもふれます。

3 ねらい 原則として年間指導計画にあるねらいを記述します。教材の特質を生かし、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育成する視点や主題を、児童生徒の実態を踏まえ、具体的に明記します。

4 主題設定の理由

(1) 主題について

(2) 児童生徒の実態について

(3) 教材について など

年間指導計画における主題構成の背景などを再確認し、主題設定の理由を明記します。

- ・ねらいや指導内容についての教師の考え方
- ・指導内容と関連する児童生徒の実態と教師の願い
- ・使用する教材の特質や取り上げた意図
- ・児童生徒の実態と関連させた指導の方策

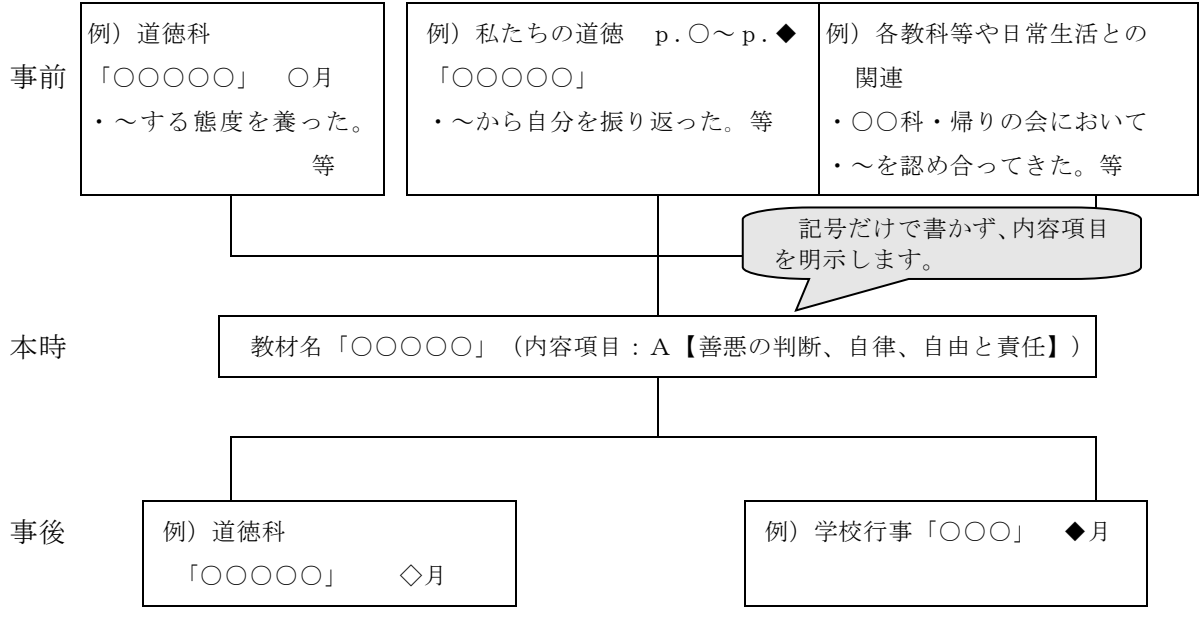
等

5 他の教育活動との関連

本時のねらいや指導項目と特に関連のある教育活動や体験活動、日常生活との関連、事前の指導や事後の指導の工夫などについて記述します。具体的には次のような関連が考えられます。

- ・各教科等における道徳教育との関連
- ・道徳的体験活動や日常生活との関連
- ・他の教師との協力的な指導
- ・家庭や地域との連携

等



6 人権教育の視点 本時の目標、学習内容や活動との関わりと、人権教育における各学校の育てたい資質・能力等（知性・判断力・感受性・技能・実践力）との関連を記述します。また、展開の「人権教育上の配慮」等との整合性を図ります。

7 生かしたい児童生徒 人権教育上、配慮を要する児童生徒への指導や支援だけでなく、児童生徒のよさを伸ばし、道徳科の中で生かしていく指導や支援の内容も記述します。

8 展開

◎人権教育上の配慮 ◇3 あい運動との関連 等について記載

階	学習活動と主な発問	時間	予想される児童生徒の 反応	教師の支援	資料・準備
導 入	1 学習課題をもつ。	5分程度			
	<p>ねらいとする主題（道徳的価値）への方向付けをします。実物にふれたり、場面絵や写真、アンケート調査の結果を提示したり、新聞記事や作文、日記などを紹介したり、音声や音楽、ビデオなどの映像を活用したりすることで印象付けることも効果的です。</p>				
展 開	2 教材を読む。				
	<p>何を意識して教材を読むのかを明確にしておく必要があります。</p>				
	3 教材文を基に考え、話し合う。				
<p>教材を基に考えたり話し合ったりすることを通して、ねらいとする道徳的価値の追求・把握を行います。教材の概要把握は、できるだけ簡潔に行います。事前に読ませて授業に臨ませることも有効です。基本発問・中心発問・補助発問を明記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本発問・・・中心発問の問題追求を一層効果的にするために、その前後に投げかけます。 ・中心発問・・・扱おうとする中心価値に即してつくります。 ・補助発問・・・中心発問を生かすため、その前後で補助的に用います。 					
	4 考えたり話し合ったりしたことを整理する。	20～25分程度			
<p>教材を基に考えたり話し合ったりしたことを整理し、それぞれのよさや問題点に気付くようにします。児童生徒の発言が、道徳的にどんな意味があるのか、大切なことを明確にしたり、キーワードにまとめたらしながら簡潔に板書し、後の展開につなげます。</p>					
<p>工夫点</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 役割演技や動作化の活用（実態やねらいを十分考慮します。） ② ワークシートの活用（記入の回数が多過ぎないようにします。） ③ 多様な意見を引き出すための話し合い活動の工夫 ④ 多様な意見の類型化 ⑤ 構造的な板書の工夫 					
	5 自己を見つめる。				
<p>ねらいとする道徳的価値の内面的自覚を行います。教材等から離れ、ねらいとする道徳的価値に対して、今までの自己の生き方を振り返り、自己を見つめることができるようにします。自己の生き方に結び付けて考えることのできる発問を工夫しましょう。また、単に集団や個人の目標決定の場とならないように配慮しましょう。</p>					
終 末	6 思いや考えをまとめる。	5分程度			
<p>余韻を残したり、印象に残る簡潔なまとめをしたりします。一人一人の児童生徒の「新たな価値への気付き」を大切に、今後の意欲付けとします。 ※教師の説話（校長・教頭による説話も効果的です。）、詩の朗読、児童生徒の作文発表やビデオ視聴、「私たちの道徳」の活用などがあります。</p>					

本時の評価については、評価の視点に係る見取り方を示すことも考えられます。例えば、児童生徒の「学習状況」や「道徳性に係る成長の様子」について、「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか」や「道徳的な価値の理解を自分自身の関わりの中で深めているか」等の児童生徒のよさを見取る視点、指導方法が適切であったかを確認する視点を記入することが考えられます。

その他

教材分析表や板書計画等を添付します。

（決まった形式はありませんが、ねらいとする価値にせまることのできる分析表・板書計画を作成しましょう。）

上記の展開は、あくまでも一般的な例です。学習指導案を構想する際には、学級の実態、児童生徒の発達の段階、指導の内容や意図、教材の特質、他の教育活動との関連に応じた学習指導過程や指導方法を工夫することが大切です。道徳科の特質を十分に考慮し、児童生徒が道徳的価値を自己との関わりにおいて捉えることができるように工夫しましょう。

7 道徳教育の評価

(1) 評価の意義

道徳教育における評価は、教師が児童生徒の人間的、道徳的な成長を温かく見守り、児童生徒のよりよく生きようとする努力を評価し、勇気付ける働きをもつものです。したがって、温かみ人格的な触れ合いをベースにして、教師が児童生徒の道徳性について、常にその実態を把握して指導に生かしていくよう努めることが大切です。

(2) 道徳科の評価の具体的な在り方

道徳科の評価については学習指導要領解説において、以下の6つの具体的な在り方が示されています。これらの内容を十分に理解した上で、1単位時間ごとの学習状況を適切に把握し、評価することが求められます。特に1単位時間ごとの児童生徒の学習状況は、どのような指導を行うかによって大きく変わるものであることに鑑み、常に教師が指導の在り方を見直し、改善・充実を図っていくことが極めて重要となります。

- ① 数値による評価ではなく、記述式であること。
- ② 他の児童生徒との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。
- ③ 他の児童生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないことに留意する必要があること。
- ④ 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。
- ⑤ 発達障害等の児童生徒についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること。
- ⑥ (指導要録の書式の在り方の見直しについては略)

「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議報告『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について」(H28.7.22)より

(3) 評価の様々な方法

児童生徒の学習状況を把握したり、道徳性に係る成長の様子を把握したりするためには、そのための資料を収集する必要があります。以下に述べる方法は、児童生徒にとっては自己評価を促すものであり、教師にとっては児童生徒の道徳性の理解を深め、適切に評価し、指導を改善していく手がかりとなるものです。

- ◆ 観察や会話による方法
- ◆ 質問紙などによる方法
- ◆ その他の方法（具体的な事例を検討する方法、各種のテストを用いる方法）
- ◆ 作文やノートなどの記述による方法
- ◆ 面接による方法

これらの方法には、一長一短がありますので、それぞれの特徴を押さえた上で、その都度適切な方法を生かすように努める必要があります。

(4) 道徳科の望ましい評価

教師は、確かな指導観に基づいて、指導過程でどのような学習をするのか、その手立ても含めて具体的な計画を立て、質の高い授業を行うことが求められます。指導と評価の一体化については、道徳科においても同じことが言えます。道徳科でも、無計画な指導の中で偶発的に見られた児童生徒のよさを見取るのではなく、PDCAサイクルを生かした評価を行うことが大切です。日常生活ではまだできないことが多いが、道徳的価値の良さに気付いている児童生徒の記録などを積極的に活用し、今後の指導に生かして励ましていこうと捉える（評価する）ことが求められています。

(5) 指導体制の充実

道徳科は、主として児童生徒を周到に理解している学級担任が計画的に進めるものですが、学校の道徳教育の目標の達成に向けて、学校や学年として一体的に進めるものでなくてはなりません。指導に際して全教師が協力し合う指導体制を充実させることが大切です。

※参考資料

「小学校学習指導要領解説 総則編」	平成 29 年 7 月	文部科学省
「中学校学習指導要領解説 総則編」	平成 29 年 7 月	文部科学省
「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」	平成 29 年 7 月	文部科学省
「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」	平成 29 年 7 月	文部科学省

第5章 特別活動

特別活動は、学校教育における実践的な集団活動や体験的な活動を通して、実際の社会で生きて働く社会性を身に付けるなど、児童生徒の人間形成を図ることを特質としています。また、学級や学校の生活を教育の対象とし、その充実・向上と自己のよりよい成長に向けて、児童生徒自身が話し合い活動の中核として、自主的、実践的に取り組む教育活動です。

なお、学習指導要領の改訂の趣旨、ポイントを踏まえ、指導の充実を図ることが大切です。

1 学習指導要領における特別活動の目指すもの

(1) 特別活動における小・中学校の目標

学習指導要領では、次のように目標が示されています。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（中学校：人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせるということは、各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けることです。こうした「見方・考え方」は特別活動の中だけでなく、社会に出て生活していくに当たっても重要な働きをします。

(2) 特別活動の改訂のポイント

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次のように改訂されました。

- 「**人間関係形成**」、「**社会参画**」、「**自己実現**」の三つの視点に基づき、各活動及び学校行事を通して育成する資質・能力と、そのための学習過程を明確化（実践活動や体験活動を通して学ぶことを引き続き重視）
- 学級や自己の生活の課題を見だし、解決に向けて話し合う活動を重視
- 小学校の学級活動の内容(3)を新設し、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を果たすことを明確化
- 各活動及び学校行事を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視
- 多様な他者との交流や対話の重視
- 防災を含む安全教育や体験活動の重視

2 指導計画作成上の留意点

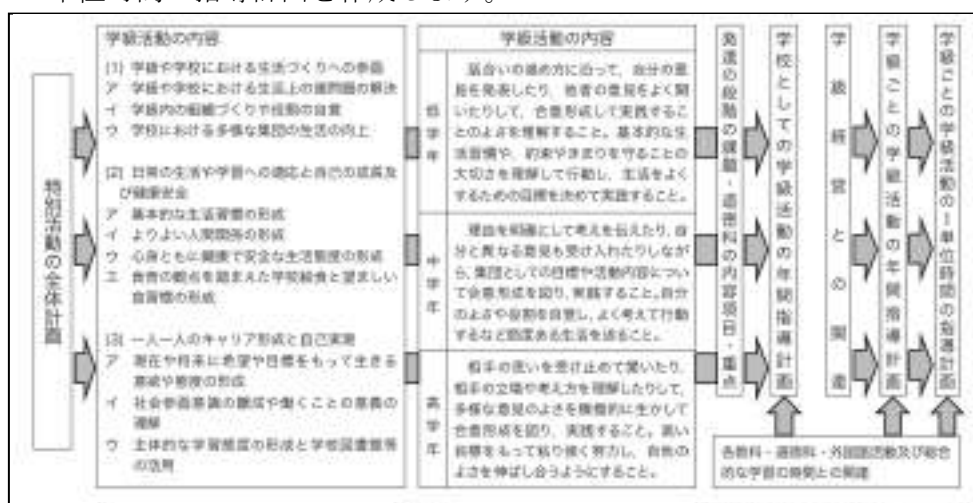
特別活動の目標は、特別活動の各活動（学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動〔小学校のみ〕）・学校行事の自主的、実践的な活動を通して達成されます。その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たします。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と、各活動・学校行事の年間指導計画を、全教職員の協力の下で次の留意点に配慮しながら作成することが求められます。

[留意点]

- ◆ 学校の創意工夫を生かす。
- ◆ 学級や学校の実態や児童生徒の発達の段階などを考慮する。
- ◆ 教科、道徳科、外国語活動〔小学校〕及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る。
- ◆ 児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- ◆ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- ◆ 授業時数については、児童会（生徒会）活動、クラブ活動〔小学校のみ〕及び学校行事の内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切に充てる。

なお、学級活動においては、学校としての年間指導計画を基にして、学級の実態や学級経営との関連を踏まえて学級ごとの年間指導計画を作成することになります。さらには、この学級ごとの指導計画の中から、1 単位時間の指導計画を作成します。

例えば、小学校において、学校としての年間指導計画、学級ごとの年間指導計画や1 単位時間の指導計画の作成手順を図示すると右図のようになります。



学級活動の指導計画作成の手順
 「[小学校学習指導要領解説 特別活動編](#)」

3 各活動・学校行事の目標と内容

(1) 学級活動

ア 目標

学級活動は、共に生活や学習に取り組む同年齢の児童生徒で構成される集団である「学級」において行われる活動です。学級生活の充実と向上を目指し、他者と協力したり、個人として努力したりしながら自主的、実践的に取り組むことにより、活動することの楽しさや達成感、達成感を得たり、自己有用感を高めたりすることにつながるものです。

学習指導要領では、次のように目標が示されています。

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

イ 内容

小学校	中学校
1 (目標) の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。	

小学校	中学校
(1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 基本的な生活習慣の形成 イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解 ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用	(1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 ウ 主体的な進路の選択と将来設計

学級活動の内容の構成については、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、系統性が明確になるよう次のように整理されました。

- 小学校の学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりを明確化
- 中学校において、与えられた課題だけではなく学級生活における課題を自分たちで見い出して解決に向けて話し合う活動に、小学校の経験を生かして取り組むよう(1)の内容を重視する視点から、(2)、(3)の項目を整理

ウ 指導上の留意点

(7) 学級活動(1)学級や学校における生活づくりへの参画

他者と協働しながら学級や学校における生活上の諸問題に取り組み、解決方法等について話し合い、集団として「合意形成」を図り、決まったことを協力し合って実践する、自発的、自治的な活動です。その意味で、学級経営上重要な時間と捉え、充実させていく必要があります。

実際の指導では、議題の提案理由を基に、一人一人の思いや願いを大切にしながら意見を出し合い、共通点や相違点を確認したり、分類したり、共通の視点をもって比べたりするとともに、よりよいものを選んだり、意見の違いや多様性を生かしたりして学級としての考えをまとめたり決めたりして「合意形成」を図ります。



小学校学級活動(1)と学級活動(2)(3)の学習過程例
 「小学校学習指導要領解説 特別活動編」

さらに、児童生徒が自分たちで決めたことについて協働して取り組むとともに、一連の活動を振り返り、次の活動へとつなげていくことまでを含んだ活動とする必要があります。

ここで取り上げる課題は、学級の児童生徒全員が協働して取り組まなければ解決できないものでなければなりません。また、児童生徒の発達の段階に応じて、自分たちで解決することができるとともに、教育的に望ましいと認められる課題であることも大切です。

(イ) 学級活動(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

学級活動の目標に「話し合いを生かして」とあるように、児童生徒に共通する問題を取り上げ、話し合いを通してその原因や対処の方法などについて考え、自己の問題の解決方法などについて「**意思決定**」し、強い意志をもって粘り強く実行していく活動が中心となります。そして、「**意思決定**」したことをその後の生活改善に生かしたり、将来にわたって生かしたりすることができるように励ましたり、助言したりすることが大切です。その際、身近な問題や切迫感のある題材を取り上げ、自分ごととして受けとめていくことができるよう、指導方法や提示する資料を工夫することが重要です。

(ウ) 学級活動(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

個々の児童生徒の将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な「**意思決定**」に基づく実践活動にまでつなげることをねらいとしています。(2)と同様に、児童生徒に共通した問題を取り上げ、教師が意図的、計画的に指導し、話し合い等を通して一人一人の考えを深め、実践につなげることを重視します。ここで扱う活動内容は、児童生徒の現在及び将来の生き方を考える基盤になるものであり、教育活動全体を通して行うキャリア教育や個に応じた指導、援助、相談等との関連を図ることが大切です。

また、活動の過程を記述し振り返ることができる教材等の作成とその活用を通して、児童生徒自身が自己の成長や変容を把握し、主体的な学びの実現や今後の生活の改善に生かしたり、将来の生き方を考えたりする活動が求められます。

(2) 児童会（生徒会）活動

ア 目標

児童会（生徒会）活動は、学校全体の生活を共に楽しく豊かにするために学校の全児童（全生徒）をもって組織する異年齢集団の児童会（生徒会）によって自発的、自治的に行われる活動です。

学習指導要領では、次のように目標が示されています。

異年齢の児童（生徒）同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

イ 内容

小学校	中学校
1（目標）の資質・能力を育成するため、学校の全児童（全生徒）をもって組織する児童会（生徒会）において、次の活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。	
(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
(2) 異年齢集団による交流	(2) 学校行事への協力
(3) 学校行事への協力	(3) ボランティア活動などの社会参画

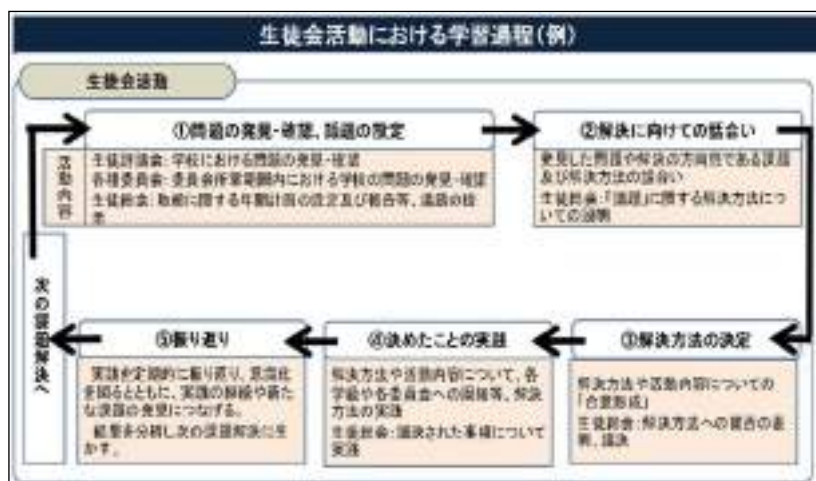
ウ 指導上の留意点

学習指導要領では、内容の(1)を「児童会（生徒会）の組織づくりと児童会（生徒会）活動の計画や運営」とし、児童生徒が主体的に組織をつくることが明示されました。また、児童会活動における異年齢集団活動、生徒会活動におけるボランティア活動等の社会参画が重視

されることとなります。さらに、小学校では、運営や計画は主として高学年の児童が行うこととしつつ、**児童会（生徒会）活動には、学校の全児童（全生徒）が主体的に参加できるものとなるよう配慮することが明示**されました。

児童会（生徒会）活動は全児童（全生徒）が参加するものですが、様々な活動の形があり、その関わり方によって、児童生徒は様々なことを学び、体験します。このため、児童会（生徒会）活動の学習過程を一つに言い表すことは難しいですが、基本的には、特別活動で育成される資質・能力は「問題の発見・確認、議題の設定」、「解決に向けての話し合い」、「解決方法の決定」、「決めたことの実践」、「振り返り」といった実践も含めた全体の学習過程の中で育まれます。

また、いずれの活動においても、児童生徒が自発的、自治的な学級や学校の生活づくりを実感できるような一連の活動を意識して指導に当たる必要があります。生徒会活動の具体的な学習過程は、例えば右図のように表すことができます。



「中学校学習指導要領解説 特別活動編」

(3) クラブ活動〔小学校のみ〕

ア 目標

クラブ活動は、同好の異年齢の児童が共通の興味・関心を追求する集団活動であるとした上で、児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動するものであることが明示されました。

学習指導要領では次のように目標が示されています。

異年齢の児童同士で協力し、共通の趣味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

イ 内容

1（目標）の資質・能力を育成するため、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

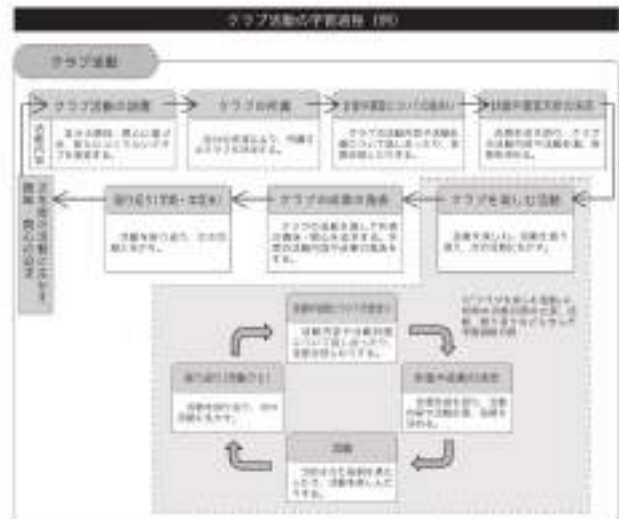
- (1) クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営
- (2) クラブを楽しむ活動
- (3) クラブの成果の発表

ウ 指導上の留意点

クラブ活動の授業時数については、クラブ活動の特質である「児童の自発的、自治的な活動」を効果的に展開するために、各学校が必要と思われる授業時数を「年間、学期ごと、月ごとなどに適切に」設定することが大切です。

クラブ活動の学習過程は、年間を通した一連の学習過程と、1単位時間の活動の学習過程からなります。年度の初めに、「クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営」について児童がクラブ活動計画や役割分担などを話し合っ合意形成し、活動計画に基づいて「クラ

ブを楽しむ活動」を行います。1 単位時間の「クラブを楽しむ活動」も児童の自発的、自治的な活動であり、クラブの状況に応じて内容について話し合ったり、役割分担を行ったりします。そうした過程を経て、「クラブの成果の発表」を行うとともに、振り返りの活動を行います。このような学習過程を踏まえて、必要な授業時数を確保するとともに、児童の自発的、自治的な活動が展開できるようにすることが必要です。クラブ活動の具体的な学習過程は、例えば右図のように表すことができます。



「小学校学習指導要領解説 特別活動編」

(4) 学校行事

ア 目標

学校行事は、全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動です。学習指導要領では次のように目標が示されています。

全校又は学年の児童（生徒）で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第 1 の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

イ 内容

1（目標）の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 遠足（旅行）・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

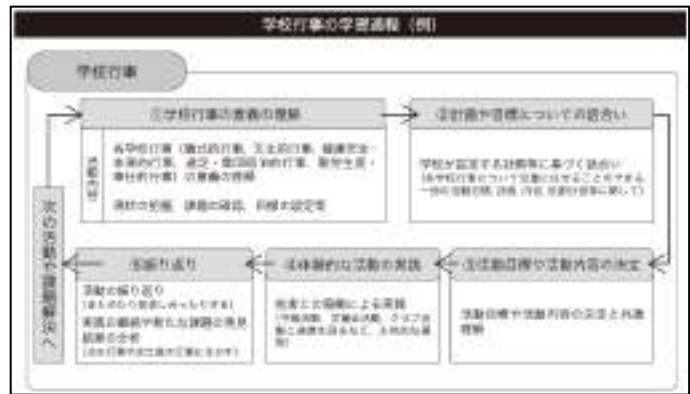
ウ 指導上の留意点

イの内容(1)～(5)に関して、小学校においては全ての学年で、中学校においては3年間を見通して実施する必要があります。

学校行事は、それぞれ異なる意義をもつ行事の総体であるため、育成される資質・能力や、その過程も様々です。学校行事の目標に掲げられている資質・能力は、おおむね、「学校行事の意義の理解」、「計画や目標についての話し合い」、「活動目標や活動内容の決定」、「体験的な活動の実践」、「振り返り」といった実践も含めた全体の学習過程の中で育まれます。行事の意義を十分に理解した上で、各学校行事の特質や、児童生徒の実態に応じて、自主的、実践的な活動を助長することが大切です。

特に、小学校では、発達の段階や人間関係の希薄化、自然体験の減少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえ、自然の中での集団宿泊活動を、中学校では、卒業後の主体的な進路選択等を踏まえ、職場体験等の体験活動を重点的に推進することが望まれます。

また、健康安全・体育的行事では、事件や事故、災害等の非常時から身を守るなどについてその意義を理解し、必要な行動の仕方などを身に付けることが明示されました。小学校での学校行事の具体的な学習過程は、例えば右図のように表すことができます。



「小学校学習指導要領解説 特別活動編」

4 道徳科・総合的な学習の時間との関連

(1) 道徳科との関連

道徳科の目標にある「自己（中学校：人間として）の生き方についての考えを深める学習」との関連を図り、特別活動の実践的な取組を通して、「自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度」を養う必要があります。特別活動と道徳科との指導方法などの違いを十分に理解した上で、日常生活における道徳的な実践の指導の充実を図る必要があります。その際、**特別活動は道徳的な実践そのものを行うこと、道徳科は道徳的な実践を行うために必要な道徳性を養うこと**を目的としていることに留意する必要があります。

特別活動と道徳科の授業は、両方の特質を生かした上で関連付けることで、学習効果を高めることができます。一方で、特性を踏まえない安易な関連付けは、逆に双方の学習効果を低くすることになりかねません。両者の特質をしっかりと理解した上で、それぞれの特質を生かして関連付けることが必要です。

(2) 総合的な学習の時間との関連

特別活動と総合的な学習の時間の目標を比べると、**特別活動は「実践」に、総合的な学習の時間は「探究」**に本質があると言えます。つまり、特別活動における「実践」は、話し合っただけの決めたことを「実践」したり、学んだことを現実の問題の解決に生かしたりするものです。総合的な学習の時間における「探究」は、物事の本質を探って見極めようとしていくことです。両者のそれぞれの目標や内容に沿った指導を行うことを前提とした上で、両者の関連を図った指導を行うことも効果的です。

また、総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と**同等の効果が得られる場合には、総合的な学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事の実施に替えることができる**こととする規定を設けています。その際、特別活動の趣旨も踏まえた活動となるよう留意することが必要です。

※ 参考資料

「[小学校学習指導要領解説 特別活動編](#)」 平成 29 年 7 月 文部科学省

「[中学校学習指導要領解説 特別活動編](#)」 平成 29 年 7 月 文部科学省

「[新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料](#)」

令和 2 年 7 月・12 月 栃木県教育委員会

5 学級活動の指導案の例

学 級 活 動 指 導 案

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇校時

〇年〇組 指導者 〇〇 〇〇

1 議題 (題材) 各学校の学級活動の年間指導計画に基づいて記載します。(1)の内容で児童生徒から提案された議題を扱う場合は「議題」と記載し、(2)・(3)の内容を扱う場合は「題材」と記載します。
学級活動における指導内容は、以下のとおりです。
(1)学級や学校における生活づくりへの参画
(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
(3)一人一人のキャリア形成と自己実現

2 議題 (題材) について

(1) 児童生徒の実態 (〇〇名)

学級の児童生徒の実態を議題 (題材) との関連から記述します。事前に行ったアンケート調査や事前の活動、計画委員会の活動等から、議題 (題材) に関連した内容についての学級の実態を記します。

(2) 議題選定の理由 (題材設定の理由)

各学校の年間指導計画に基づいて記述し、学級の実態を把握した上で、本時にこの議題 (題材) を取り上げる理由を記します。また、学校課題等との関連についても必要に応じて記します。

3 指導のねらい

事前・本時・事後の指導や活動を通して、児童生徒に身に付けさせたい力や実践的な事項、育てたい力等を箇条書きで記します。

4 第〇学年の評価規準

〇〇〇〇〇〇〇〇 知識・技能	〇〇〇〇〇〇〇〇 思考・判断・表現	〇〇〇〇〇〇〇〇 とする態度
-------------------	----------------------	-------------------

〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、国立教育政策研究所発行の「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料を参照してください。

特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすために、各学校で評価の観点を定めます。
また、特別活動の目標や各活動・学校行事の目標、各学校で設定した各活動・学校行事において育成を目指す資質・能力を踏まえて、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成します。なお、学級活動については、小学校で、低・中・高学年ごとの評価規準を作成するなど、児童生徒の発達の段階を考慮して評価規準を設定することが大切です。

5 人権教育の視点

本時の目標、学習内容や活動との関わりと、人権教育における各学校の育てたい資質・能力 (知性・判断力・感受性・技能・実践力) との関連を考えて記します。また、展開の「人権教育上の配慮」等との整合性を図ります。

6 生かしたい児童生徒

人権教育上配慮したい児童生徒に対し本時で意図的に支援を行います。努力を要する児童生徒への指導や支援だけではなく、児童生徒のよさを伸ばし、授業に生かしていく指導や支援の内容も記します。

7 指導の過程

(1) 事前の指導と児童生徒の活動

(1)の内容で計画委員会が活動する場合には、事前の計画を「計画委員会の活動」と「学級全員の活動」に分けて記載することも考えられます。

期日	活動の内容	指導上の留意点	目指す児童生徒の姿と評価方法
○/○朝の会等	学級全体や個の活動計画（アンケート等の調査、資料収集なども含む）について記します。	児童生徒の主体性を生かしながら、教師としての指導上の留意点や具体的な支援等について記します。	
○/○昼休み等			

(2) 本時の指導と児童生徒の活動

ア 本時のねらい

イ 児童生徒の活動計画

ウ 展開

本時の活動で達成を目指す具体的な実践事項や、身に付けさせたい具体的な資質や能力を記します。

学級活動(1)では計画委員会の作成した活動計画を添付します。

◎人権教育上の配慮

	活動の内容	時間	指導上の留意点	目指す児童生徒の姿と評価方法
活動の開始	例： 1 始めの言葉 2 計画委員の自己紹介 3 議題の発表・確認 4 提案理由やめあての確認		<ul style="list-style-type: none"> 学級活動(1)では、決まっていることや話合いの条件等を確認します。 学級活動(2)・(3)では、アンケート結果や資料等を用いて、課題の把握ができるようにします。 	<p>【事前・本時・事後の評価方法に関する留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎回、全ての観点で評価をするのではなく、事前・本時・事後の一連の活動の中で3観点のいずれかを重点化して評価します。 3観点の中で見取ろうとする力について「十分満足できる活動の状況の例」を具体的に示します。 <p>例：【思考・判断・表現】学級活動の向上に役立つ活動を考え、協力し合って実践している。 [観察]</p>
活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> 板書は思考が「可視化」、「操作化」、「構造化」されるように計画を立てます。 助言は司会の児童生徒だけでなく、全員に対してするように配慮します。 学級活動(1)では、「出し合う→くらべ合う→まとめる」の学習過程を意識し、学級活動(2)・(3)では「つかむ→探る→見つける→決める」の学習過程を意識します。また、課題の原因を追究し、解決方法を見付けるために話合い活動を取り入れる等の工夫をします。 			
活動のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動(1)では集団で話し合っ「集団の合意形成」をします。 学級活動(2)・(3)では集団思考を生かして「個人の意思決定」をします。 終末の教師の助言として、<u>前時と比べてよかったこと</u>、<u>次時に向けての課題</u>、<u>司会グループや学級全体へのねぎらい</u>などしながら、実践への意欲を高めるようにします。 			

(3) 事後の指導と児童生徒の活動

期日	活動の内容	指導上の留意点	目指す児童生徒の姿と評価方法
○/○学級活動	定期的な振り返りをして、決定したことを協力して実践していけるような指導や助言について記載します。		

第6章 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の本質は探究的な学習の過程にあり、学習指導要領でも探究的な学習の過程を一層重視することが求められています。それを踏まえて、各学校においても探究的な学習のプロセスの質的改善と充実に努めていくことが大切です。

1 総合的な学習の時間の目標

学習指導要領では、次のように目標が示されています。

第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

第1の目標は、2つの要素で構成されています。1つは、総合的な学習の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方を示した冒頭の文（柱書き）です。もう1つは、(1)、(2)、(3)として示している部分で、これらは育成することを目指す資質・能力です。

(1)は「知識及び技能」に関すること、(2)は「思考力、判断力、表現力等」に関すること、(3)は「学びに向かう力、人間性等」に関することで、今回の改訂で示された育成を目指す資質・能力の「三つの柱」に即して整理されています。

2 各学校において定める目標及び内容

(1) 目標

学習指導要領では、各学校において定める目標について、次のように示されています。

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

「第1の目標を踏まえ」とは、第1の目標の趣旨を適切に盛り込むことを意味しています。具体的には以下の2つを反映させることがその要件となります。

- ◆ 「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して」、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す」という、目標に示された二つの基本的な考え方を踏まえること。
- ◆ 育成を目指す資質・能力については、「育成すべき資質・能力の三つの柱」である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つのそれぞれについて、第1の目標の趣旨を踏まえること。

各学校において目標を定めることが求められているのは、各学校が創意工夫を生かした探究的な学習や横断的・総合的な学習を実施することが期待されているからです。それには、地域や学校、児童生徒の実態や特性を考慮した目標を、各学校が主体的に判断して定めることが不可欠となります。また、各学校における教育目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確に示すことも望まれているからです。これにより、総合的な学習の時間が各学校のカリキュラム・マネジメントの中核になることが今まで以上に明らかとなりました。そして、学校として教育課程全体の中での総合的な学習の時間の位置付けや他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、個々の時間で取り組むにふさわしい内容を定めるためです。

なお、総合的な学習の時間がより充実するために、小・中学校及び高等学校等との接続を視野に入れ、連続的かつ発展的に学習活動が行えるように目標を設定することも重要です。

(2) 内容

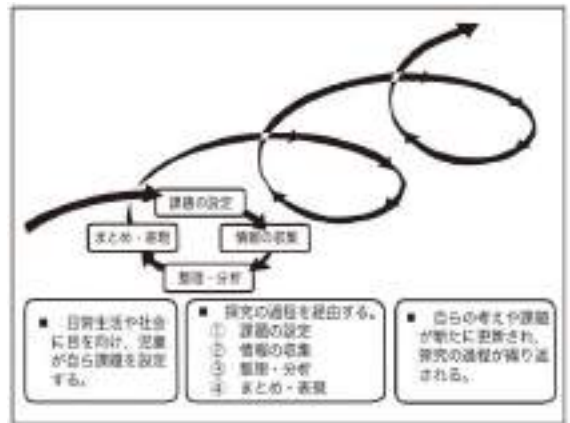
学習指導要領では、各学校において定める内容について以下のように示されています。

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

また、学習指導要領で新設された「各学校において定める目標及び内容の取扱い」では、次のように示されています。

(4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

学習指導要領における「各学校において定める内容」は、「探究課題」と「具体的な資質・能力」の2つによって構成されることとなります。「探究課題」とは、従来「学習対象」とされてきたものであり、探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したもので、各学校において定める総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしいものとして、学校の実態に応じて設定するものです。一方、「具体的な資質・能力」とは、目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものであり、探究的な学習を通して、どのような児童生徒の姿を実現するかということをはっきりとしたものと言えます。また、「探究課題」及び「具体的な資質・能力」については、情報活用能力や言語能力、問題発見・解決能力など、教科等を超えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるように配慮することも大切です。これらをまとめると、次のような図に表すことができます。



探究的な学習における児童の学習の姿



3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たり、学習指導要領「指導計画の作成と内容の取扱い」では、次のように示されています。

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童（生徒）や学校、地域の実態等に応じて、児童（生徒）が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童（生徒）の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

総合的な学習の時間の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要です。また、総合的な学習の時間においては、これまでと同様に探究の過程（①課題設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現）を充実させることが必要です。この探究的な学習の過程をスパイラルに繰り返していくことも重要です。

(2) 全体計画及び年間指導計画の作成について

学習指導要領解説「指導計画上の配慮事項」では、以下のように示されています。

- (2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。

全体計画とは、学校として第3学年から第6学年（中学校：第1学年から第3学年）までを見通して、教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示した指導計画です。一方、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のためにどのような学習活動を、どのような時期にどのくらいの時数で実施するのかなどを示すものです。この2つの計画において、「目標」と、目標を実現するにふさわしい探究課題等からなる「内容」を各学校で明確にすることが重要です。さらには、それらとの関連において生み出される「学習活動」、その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」、児童生徒の学習状況等を適切に把握するための「学習の評価」などを示すべきです。また、中学校においては、小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえることが重要です。全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るためのカリキュラム・マネジメントを大切にする必要があります。カリキュラム・マネジメントには、次の3つの側面があります。

- ① 内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

①については、目標及び内容、学習活動などが、教科等横断的な視点で連続的かつ発展的に展開するように、教科等間・学年間の関連やつながりに配慮することが大切です。

②については、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて総合的な学習の時間の指導計画を作成し、計画的・組織的な指導に努めるとともに、目標及び内容、具体的な学習活動や指導方法、学校全体の指導体制、評価の在り方、学年間・学校段階間の連携等について、学校として自己点検・自己評価を行うことが大切です。

③については、「内容」や「学習活動」、その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることが大切です。

(3) 内容の取扱いについての配慮

内容の取扱いについて、学習指導要領解説「内容の取扱いについての配慮事項」では、次のように示されています。

- (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、児童（生徒）の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。

総合的な学習の時間は、児童生徒の主体性を生かした学習と教師の適切な指導が相まってこそ、より質の高い学習が実現され、目標が達成されます。また、そのことが児童生徒の学習活動への満足感や達成感も高めます。

- (2) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

探究的な学習の過程を質的に高めていくことを心掛けていくためには、①他者と協働して課題を解決する学習活動を行うことと、②言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を行うことに配慮する必要があります。更に詳しく説明すると、次に示すようになります。

- ① 協働的に課題解決を行う際には、各教科等で身に付けた知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を活用できるように留意するとともに、考えを可視化するなどして児童生徒同士で学び合うことを促すなどの授業改善によって、思考を広げ深め、新しい考えを創造する児童生徒の姿が期待できます。
- ② 探究的な学習活動の過程において、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりすることは、自らの学びを意味付けたり価値付けたりして自己変容を自覚し、次の学びへと向かうために特に大切にすべきことです。これらの学習活動においては、「考えるための技法」が活用されるようにすることを求めています。「考えるための技法」とは、考える際に必要になる情報の処理方法を、例えば、「比較する」、「分類する」、「関連付ける」などのように、教科・領域横断的で汎用的な技法として整理したものです。「考えるための技法」を指導する際には、比較や分類を視覚的に行う、いわゆる思考ツールといったものを教科横断的に活用することも有効です。

また、探究的な学習過程に体験活動を位置付ける際の留意事項が以下のように示されています。

- (4) 自然体験活動やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (5) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。

総合的な学習の時間で重視する体験活動は、小学校では、自分の身体を通して外界の事物や事象に働きかけ学んでいくもの、中学校では、実社会・実生活の事物に自ら働きかけ、実感をもって関わっていくものです。児童生徒は、人々や社会、自然と関わる体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感します。また、自然の偉大さや美しさに出会ったり、文化・芸術に触れたり、社会事象への関心を高め問題を発見したり、友達と信頼関係を築いて物事を考えたりするなどして、喜びや達成感を味わっていくこととなります。

しかし、ただ単に体験活動を行えばよいわけではなく、それを探究的な学習の過程に適切に位置付けることが重要となります。運動会の準備や応援練習などは総合的な学習の時間として適切ではありません。総合的な学習の時間と特別活動との目標や内容の違いを踏まえ、それぞれの時間に相応しい体験活動を行わなければなりません。

4 探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」の実現について

(1) 「主体的な学び」の視点

「主体的な学び」とは、学習に積極的に取り組ませるだけでなく、学習後に自らの学びの成果や過程を振り返ることを通して、次の学びに主体的に取り組む態度を育む学びです。児童生徒が主体的に学んでいく上では、課題設定と振り返りが重要となります。課題設定については、児童生徒が自分の事として課題を設定し、主体的な学びを進めていくようにするために、実社会や実生活の問題を取り上げることが考えられます。また、学習活動の見通しを明らかにし、学習活動のゴールとそこに至るまでの道筋を鮮明に描くことができるような学習活動の設定を行うことも大切になります。

一方、振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けたりして自覚し、他者と共有したりしていくことにつながります。言語によりまとめたり表現したりする学習活動として、文章やレポートに書き表したり、口頭で報告したりすることなどが考えられます。

(2) 「対話的な学び」の視点

「対話的な学び」とは、他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深めるような学びのことで、探究的な学習の過程を質的に高めていくためには、異なる多様な他者と力を合わせて課題の解決に向かうことが欠かせません。ここでの異なる多様な他者と対話することには、次の3つの価値が考えられます。

- ◆ 他者への説明による情報としての知識や技能の構造化
- ◆ 他者からの多様な情報収集
- ◆ 他者とともに新たな知を創造する場の構築と課題解決に向けた行動化への期待など

なお、「対話的な学び」は、学校内において他の児童生徒と活動を共にするというだけでなく、一人でじっくりと自己の中で対話すること、先人の考えなどと文献で対話すること、離れた場所をICT機器などでつないで対話することなど、様々な対話の姿が考えられます。

(3) 「深い学び」の視点

「深い学び」については、探究的な学習過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められます。探究的な学習の過程では、各教科で身に付けた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが期待できます。それにより、各教科等で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて汎用的なものとなり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できます。

5 プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動〔小学校のみ〕

小学校学習指導要領第5章第3の2の(9)の後段には、次のように示されています。

第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」については、総合的な学習の時間のみならず、算数や理科をはじめとした各教科などの特質に応じて体験し、その意義を理解することが求められています。

この活動を行うに当たっては、プログラミングを体験することが、総合的な学習の時間における学びの本質である探究的な学習として適切に位置付けられるようにするとともに、児童一人一人に探究的な学びが実現し、一層充実することが必要となります。その際、小・中・高等学校を見通した学びの過程の中で、総合的な学習の時間の特質に応じて、プログラミング的思考を育むためのプログラミング教育とすることが重要です。

6 総合的な学習の時間における評価

第1の目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の時間の特質から、各学校が観点を設定するという枠組みが維持されていますが、資質・能力の三つの柱で再整理した学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進するためにも、評価の観点については、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つの観点で整理する必要があります。

(1) 内容のまとまりごとの評価規準の作成について

総合的な学習の時間における「内容のまとまり」とは、一つ一つの探究課題とその探究課題に応じて定めた具体的な資質・能力と考えることができます。そのことを踏まえて、内容のまとまりごとの評価規準を作成します。

- ◆ 「知識・技能」…文末を例えば「理解する」から「理解している」などにする。
- ◆ 「思考・判断・表現」…文末を例えば「できる」から「している」などとする。
- ◆ 「主体的に学習に取り組む態度」…文末を例えば「しようとする」から「しようとしている」などとする。

(2) 単元の評価規準の作成について

単元の評価規準を作成するに当たっては、「内容のまとまりごとの評価規準」を参考にすることが考えられます。作成する際には、単元で行う学習活動やどのような資質・能力を重視するかによって具体的に記述することが求められます。その際、観点ごとに作成することが考えられます。なお、単元の評価規準の指導計画への位置付けについては、総括的な評価を行うためにも、児童生徒の姿となって現れやすい場面、全ての児童生徒を見取りやすい場面を選定することが大切です。

(3) 指導要録における評価について

指導要録の記入に当たっては、総合的な学習の時間に行った学習活動及び各学校が定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童生徒の学習状況の顕著な事項について、その特徴を記入します。評価の観点につきましては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱を踏まえ、各学校が定めた目標と内容に基づいて、以下のように評価の観点及びその趣旨を参考に設定します。

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習指導の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

「別紙4 各教科等・各学年の評価の観点及びその趣旨」

平成31(2019)年3月 文部科学省

※参考資料

- ・参考となる情報一覧 p.79 「6 総合的な学習の時間」に記載されている資料と同じ。

第7章 児童・生徒指導

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しており、生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきています。こうした状況を踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性が再整理され、今日的な課題に対応していくため、『[生徒指導提要](#)』は、令和4年12月に改訂されました。

児童・生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことです。児童・生徒指導の目的は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるのと同時に、自己の幸福の追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることです。児童・生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。各学校においては、児童・生徒指導の目的を踏まえ、教育活動全体を通じて、自己指導能力の獲得を支える指導・援助を学校の特質である集団活動を中心としながら進めていくことが必要になります。

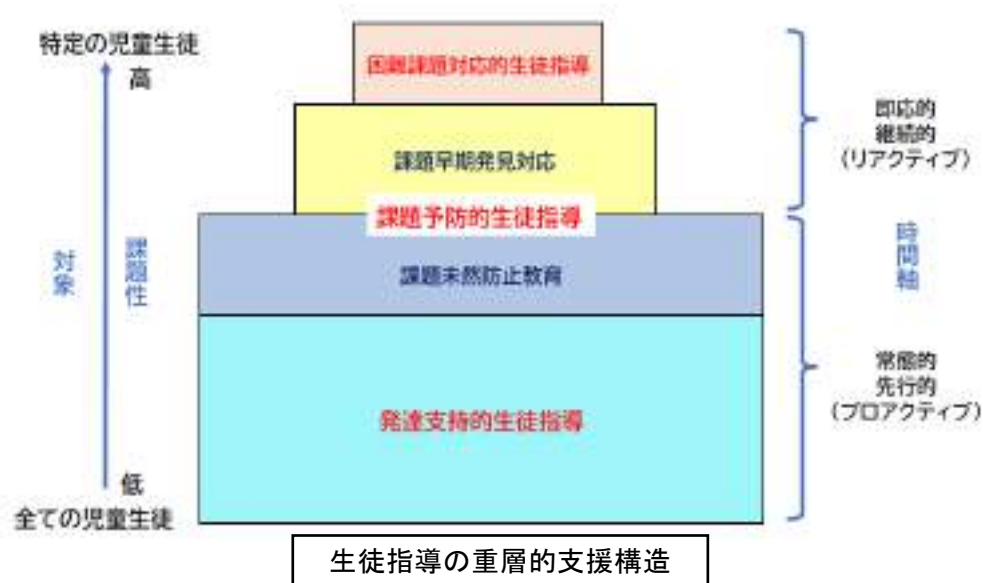
本県教育の5年間（令和7年度まで）の方向性を示した「[栃木県教育振興基本計画2025—とちぎ教育ビジョン—](#)」には、基本施策8として自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実が掲載され、施策の方向について示されています。

1 生徒指導提要改訂のポイント

(1) 生徒指導の構造

ア 2軸3類4層構造（生徒指導の重層的支援構造）

『生徒指導提要』の改訂により、新たに「生徒指導の構造」が示されました。生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができます。児童・生徒指導の分類は、下図のようになります。



イ 生徒指導の2軸

児童生徒の課題への対応の時間軸に着目すると以下のように2分されます。

(ア) 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育といった先手型の生徒指導をいいます。

(イ) 即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応と、深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導といった事後対応型の生徒指導をいいます。

ウ 生徒指導の3類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると以下の3類になります。

(ア) 発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の発達を支えます。

(イ) 課題予防的生徒指導

全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含みます。

(ウ) 困難課題対応的生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行います。

エ 生徒指導の4層

生徒指導の4層とは、2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、全ての児童生徒を対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第3層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、そして、特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応的生徒指導」の4層からなる構造をいいます。

(ア) 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行います。

(イ) 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。

(ウ) 課題予防的生徒指導：課題早期発見対応

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。

また、早期対応では、主に、学級担任が生徒指導主事等と協力して、機動的に課題解決を行う機動的連携型支援チームで対応することとなります。しかし、問題によっては、生徒指導主事や生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教職員が協働して校内連携型支援チームを編成し、組織的なチーム支援によって早期に対応することが望めます。

(エ) 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所等の関係機関との連携・協働による課題対応を行うのが、困難課題対応的生徒指導です。困難課題対応的生徒指導において

は、学級担任による個別の支援や学校単独では対応が困難な場合に、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心とした校内連携型支援チームを編成したり、校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームを編成したりして対応します。

(2) 自己指導能力の育成

自己指導能力とは、児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を指します。

各学校においては、自己指導能力の育成を図る4つの留意点を踏まえて、児童生徒に関わる必要があります。（以下参照）

自己指導能力の獲得を支える 児童・生徒指導4つの視点	実践上の留意点
ア 自己存在感の感受	<ul style="list-style-type: none"> ・自分も一人の人間として大切にされていると児童生徒に実感させる。 ・教育活動の中で、自己肯定感や自己有用感を育む。
イ 共感的な人間関係の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・認め合い、励まし合い、支え合える学習集団づくりをする。 ・自他の個性を尊重し、相手の立場に立って行動できるようにする。
ウ 自己決定の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する体験を重要視する。 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をする。
エ 安全・安心な風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けられるようにする。 ・お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土づくりをする。

2 チーム学校による児童・生徒指導体制

(1) 組織的な指導 ～学校を基盤としたチームによる連携・協働～

ア 指導体制

学級担任等が一人で問題を抱え込むことのないように、校長のリーダーシップの下、児童・生徒指導担当や各主任等が自らの役割を自覚し、組織として機能させることが望まれます。また、事故や問題行動が起きた場合には、初期対応が非常に重要であるため、「素早く、適切で、誠意ある対応」を心掛け、児童生徒や保護者に不安感や不信感を抱かせないことが大切になります。

イ 児童指導主任・生徒指導主事の役割

児童指導主任・生徒指導主事は、校長の指導の下に、学校における児童・生徒指導を組織的・有機的に運営するための中心となり、児童・生徒指導に関する連絡・調整及び指導・助言を行うことが必要になります。学校の児童・生徒指導体制が適切に機能するかどうかは、児童指導主任・生徒指導主事の力量に頼る面が大きく、学年やブロックを越えたリーダーであることが望まれます。



また、「生徒指導提要」p.74,75や「[生徒指導の役割連携の推進に向けて](#)」（平成23年3月国立政策研究所生徒指導研修センター）を、組織的、体系的な児童・生徒指導の推進の一助として併せて御活用ください。

ウ チームによる支援

チームによる支援とは、問題を抱える個々の児童生徒について、管理職、児童・生徒指導担

当、教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭等の教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が、チームを編成して児童生徒を指導・援助し、また、家庭への支援も行い問題解決を行うことです。組織的かつ効果的な支援を行うためには、教員同士の支え合い・学び合う同僚性が基盤となります。そして、教職員間で指導の在り方について共通理解をもつとともに、チームとして連携・協働して解決に取り組もうとする教職員の意識が重要であり、校務分掌の明確化や全校指導体制の確立、研修の実施等が欠かせません。

(2) 教育相談体制の構築

教育相談は、学校生活において児童生徒と接する教員にとって不可欠な業務であり、学校における、基盤的な機能の1つといえます。全校を挙げて、教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって、連絡や調整等を行う部・係・委員会等の組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にし、共通理解を図りながら推進することが大切です。

教育相談を組織的に行うためには、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が重要です。また、心の問題を言語化できずに何らかの身体症状で訴える児童生徒が増える中で、教育相談体制における養護教諭の役割は重要です。

(3) 教育相談担当教員の役割

教育相談担当の校務分掌での位置付けは学校によって様々です。児童・生徒指導部の中に位置付けられたり、学校によっては特別支援教育コーディネーターや不登校問題の担当を兼ねていたりします。教育相談担当教員には、右に示す役割を十分に発揮することが望まれます。

【教育相談担当教員の役割】

- 学級担任へのサポート
- 校内への情報提供
- 校内及び校外の関係機関との連絡・調整
- 危機介入のコーディネート
- 教育相談に関する校内研修の企画運営
- 教育相談に関する調査研究の推進 等

(4) スクールカウンセラー（SC）の活用

本地区には、15名のSC及びSCに準ずる者が全校に配置されています。

活用にあたっては、SC担当教員がSCの勤務日に合わせて校内事例検討会をセッティングしたり、学級担任が特別な支援を要する児童生徒に対して「個別の指導計画」を作成する際、専門的な立場からアドバイスを行うよう計画したりするなど、積極的にコーディネートすることが望まれます。

【スクールカウンセラーの主な職務】

- 児童生徒や保護者へのカウンセリング
- 児童生徒のアセスメント
- 学校内におけるチーム体制の支援
- 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- 関係機関等の紹介
- 教職員研修 等

(5) スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

本地区には、14名のSSWが配置されています。社会福祉の専門的な知識・技能をもつSSWを活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援することが望まれます。

【スクールソーシャルワーカーの主な職務】

- 問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ
- 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- 教職員への研修活動 等

(6) 養護教諭の教育相談的役割

養護教諭の活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき、児童生徒にとっては、安心して話を聞いてもらえる場所でもあります。けがなどの救急処置や身体の不調を訴えて来室する児童生徒はもとより、不登校傾向や非行傾向のある児童生徒、性に関する課題のある児童生徒などにも日常的に保健室で関わる機会が多く、いじめや虐待などの問題についても発見しやすい立場にあります。養護教諭は、児童生徒の発するサインを見逃さないようにするとともに、様々な訴えに対して、心身の健康観察や情報収集を図り、問題の背景を分析し情報を校内で共有することが重要です。

【養護教諭の教育相談的役割を果たすポイント】

- 保健室で抱え込まず、学級担任等と連携する。
- 教職員や管理職と日頃からコミュニケーションを図る。
- 校内へ定期的な活動報告を行う。
- 保健室の利用状況について学級担任との連絡の在り方等について共通理解を図る。
- 職員会議で養護教諭からの報告の機会を確保する。
- 校内研修会で保健室からの事例を取り上げる。
- 教育相談の校内組織に養護教諭を位置付ける。

3 児童・生徒指導上の諸課題への対応

(1) 児童・生徒指導上の諸課題についての理解

ア 全ての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること

子供から大人になる段階での問題行動と捉え、一過性の逸脱行為、社会的に自立していくための試行錯誤と考えることが大切です。特に、心身の変動の激しい思春期は、好ましくない社会的な影響を受けやすく、いつ誰もが問題行動を起こす可能性があるため、予防に努めることが求められます。

イ 発達を支える児童・生徒指導を進めること

問題行動を未然に防止するには、日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行うことが大切です。また、このような働きかけを学習指導と関連付けて行うことも重要です。教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」働きかけを行っていくことが望まれます。

ウ 発達障害への理解

自閉症スペクトラム(ASD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害の特性が、直接の要因として問題行動につながることはありません。発達障害の特性により生じる学力や対人関係の問題に対して、周りがそれに気付かずに、やる気の問題や努力不足という見方で無理強いをしたり、注意や叱責が繰り返されたりすると、失敗やつまずきの経験だけが積み重なることとなります。こうしたことがきっかけとなり、ストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価や自尊感情の低下を招くこととなります。さらには、適応困難、不登校や引きこもり、反社会的行動等、二次的な問題としての問題行動が生じることがあります。発達障害の特性のある児童生徒は、経験したことの振り返りや多面的に物事を捉えることを苦手になっている場合が多いので、その都度、原因となった事象や状況の把握、適切な対処の仕方などを児童生徒一人一人の特性を踏まえて丁寧に教えていく指導が必要になります。

(2) いじめ

ア いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

加害行為の「継続性」、「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素によりいじめの定義を限定して解釈することなく、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を全校体制で行っていくことが求められます。

イ いじめの理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは情報通信機器の介在により、一層見えにくいものになっています。教職員は、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること」、また、「誰もが被害者にも加害者になり得るものであること」を十分に認識しておく必要があります。

ウ いじめへの対応

いじめについては、いじめ防止対策推進法やガイドライン等に基づく適切な対応が求められます。栃木県教育委員会から出された[「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～」](#)（平成31（2019）年3月）

において、具体的な対応が示されていますので、参考にしてください。



(3) 暴力行為

ア 基本的な考え方

暴力行為は、社会において許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも認められないし絶対に許されない行為である」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で、家庭、学校、外部関係機関と連携を図りながら取り組むことが不可欠です。

イ 暴力行為への対応

教職員は、暴力行為への指導において、問題を起こした児童生徒との信頼関係に配慮した対話を心掛けるとともに、暴力行為が発生した背景と思われる一人一人の資質・性格や生活環境などを把握し、きめ細かく理解した上で、児童生徒の指導や援助に結び付けていく必要があります。なお、学校における秩序の破壊や他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、十分な教育的配慮の下で、出席停止や懲戒などの措置が必要となることもあります。教職員には、毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が求められます。

(4) 児童虐待

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4タイプに分類されます。児童虐待は家庭内で行われるという性格上、表面化しないケースが多く見られます。また、いくつかのタイプの虐待が複合している場合もあるので注意しなければなりません。児童虐待は子供の人権を著しく侵害するだけでなく、心に深い傷となって残り、人格形成に大きく影響を与えます。また、発達障害と似たような行動をとるケースもあります。思い込みによる誤った対応をすると、解決の遅れにつながる可能性がありますので注意をする必要があります。

各学校の教職員は、児童生徒を虐待から発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかにこれを**市町や児童**

相談所に通告しなければなりません。（児童虐待の防止等に関する法律第5条・第6条）児童虐待への対応については、文部科学省より出された「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2（2020）年6月改訂版）において、児童生徒や保護者との関わり等、日常の観察から通告及び通告後の対応について具体的に示されていますので、参考にしてください。

(5) 自殺予防

ア 未然防止

子供の自殺の原因は「個人」「学校」「家庭」それぞれの要因が複合的に結びついているとされています。「学校」が要因となる主なものとして、「友人関係のトラブル、いじめ」「学業不振、成績低下」「進路に関する悩み」等が挙げられます。学校は、児童生徒の孤立感や自尊感情の低下に気づき、適切な指導・支援を行っていくことが求められます。また、各学校が「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」を積極的に推進することが望まれます。

イ 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を感じた場合の対応法として、「TALKの原則」に基づく対応が必要です。

Tell	心配していることを言葉に出して伝える。
Ask	「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。
Listen	絶望的な気持ちを傾聴する。訴えに真剣に耳を傾ける。
Keep safe	安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。

(6) 不登校

ア 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

不登校児童生徒については、個々の状況に応じて支援を行うことが必要であり、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。

栃木県教育委員会から出された「[学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料](#)」（令和3（2021）年3月）には、各学校における支援体制の整備・推進に向けた取組や関係機関との連携の在り方などについて手順や配慮事項、留意点等が示されていますので、参考にしてください。



イ 不登校への対応

(7) 実態把握と適切な支援

不登校の原因が、心理的な問題だけでなく、いじめや虐待、発達障害、そして家庭環境など複雑である現状に対して、ただ「待つ」のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているのか、その都度、状況を把握した（アセスメント）上で、適切な働きかけや関わりをもつことが必要です。「この児童生徒はどのような要因で不登校になっているのか」、「どのようなニーズを抱えているのか」等、状況を把握し、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」が判断される必要があります。その際、児童生徒・保護者と学校との関係を丁寧に構築しつつ、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための支援を行うことが大切です。

(4) 働きかけ

○未然防止

不登校の根本的な解決のためには、新たな不登校を生まないことが求められます。そのため、未然防止の視点が必要です。未然防止の視点とは、児童生徒一人一人の学校生活を充実させることと言い換えることもできます。具体的には、本県が進めている学業指導の推進が未然防止につながるようになります。また、児童生徒が自ら安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育の推進が求められます。

○初期対応

欠席が気になる児童生徒（月の欠席が3日程度）に対する適切な指導・支援を進めることは、長期的な欠席を未然に防ぐこととなります。栃木県総合教育センターから出された「欠席が気になる児童生徒への指導のヒント～不登校の初期対応～」(平成30年3月)において、具体的な指導・支援の取組が示されていますので、参考にしてください。

○組織的対応と指導記録の作成

情報を共有し、共通理解の下で一貫した指導・援助に当たるための体制を構築することが大切であることはいまでもありませんが、具体的には、不登校児童生徒についての個別の指導記録を作成することも有効な方法の一つです。

○教育支援センター等に通室している児童生徒への対応

学校に登校できない児童生徒が教育支援センター等に通っている場合や家庭から出られない場合も、自らの学校・学級の一員として関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者との関わりをもち続けることが大切です。教育支援センター等に通っている場合には、担任の教員等が教育支援センター等に出向き、児童生徒の様子を把握したり、学習や行事等の内容を児童生徒に伝えたりすることを継続して実施していくことが求められます。

(ウ) ネットワークづくり

不登校については、原因や状態像も複雑化・多様化していることもあり、連携すべき専門機関は多岐にわたります。教育委員会や教育支援センター、児童相談所等の公的機関だけでなく、民間施設等とも積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ対応に当たることが重要になります。それと同時に、児童生徒の発達の段階に応じた指導を継続的に行うためにも、幼保・小・中間で連携を深め、適切な関わりができるような情報の共有が求められます。

(エ) 全ての児童生徒にとって居場所となる学校

不登校児童生徒の学校復帰を目指すに当たっても、また不登校の予防・開発的な対応という視点からも、学校教育をより充実させるための取組を展開することが大切になります。

特に、学級や学校をどの児童生徒にとっても落ち着ける場所にする「居場所づくり」、日々の授業や行事等において、全ての児童生徒が活躍し、互いが認め合える場面を実現していく「絆づくり」について、バランスよく推進していくことが大切です。

(オ) 保護者支援

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大変大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともあります。こうした保護者を支援し、児童生徒のみならず家庭に対し適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも効果を及ぼすものと期待されます。その意味からも、保護者に対し担任の教員や養護教諭等が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したりするなど、適時適切な対応が求められます。

(7) インターネット・携帯電話に関わる問題

情報通信機器の発達により、児童生徒の情報活用能力の育成が求められています。それらの使い過ぎによって、児童生徒の生活習慣が崩れるケースや、さらには深刻なトラブルが発生しています。そのため、児童・生徒指導の面では、使い過ぎや学校等への不必要な持込み等を注意するとともに、利用時の危険回避等、情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。指導の際には、児童生徒自身が、「被害者とならない」、「加害者とならない」、「加害行為に手を貸さない」という視点が大切です。

また、GIGAスクール構想を受け、全児童生徒が端末を用いて学習に取り組んでいます。端末の適切な使用方法について、更なる情報モラル教育の推進が求められています。

ア 情報モラル教育

インターネットは日常生活や学習に役立つ一方で、その利用に際し、様々なトラブルも発生しています。その解消には、フィルタリングソフトの導入促進などの技術的対策を講じるとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが大きな役割を果たします。

栃木県教育委員会から出された「[ネットトラブル事例とその予防](#)」(平成28年7月)において、本県において発生した事例、情報社会で適正な活動を行う基となる考え方と態度の育成に向けた指導資料や、児童生徒が主体となった未然防止の取組が示されていますので、参考にしてください。



イ 被害発生時の対処

ネットトラブルへの対応は、インターネットの性質上、できる限り迅速に行わなければなりません。普段から、児童生徒や保護者が教職員に相談できるような体制を整えておくことが重要です。さらに、その概要が管理者に速やかに伝わり、適切な指導や対応ができるように指導連絡体制も整備しておく必要があります。実際にトラブルが発生した場合の対応例を次に示します。

【トラブル発生時の対応例】

- (ア) 書き込まれたページの保存…今後の指導のため、証拠を残す。
 - ・デジカメで画面を撮影
 - ・プリントアウト
 - ・スクリーンショット
 - ・ファイルとして保存
- (イ) 書き込みの削除
 - ・書き込んだ本人への指導
 - ・掲示板やサイト管理者へ依頼
 - ・プロバイダに依頼
 - ※学校のパソコンを使用し、学校のメールアドレスから依頼を送信する。教職員個人の氏名や所属は記入しない。
- (ウ) 最寄りの警察署又は以下の県民相談室に相談
 - ・栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話 028-627-9110

4 学業指導の充実

学業指導とは、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し、社会性を身に付けたり、意欲的に学習活動に取り組んで学力を向上させたりして自己実現(社会的自立)を図っていくための指導・援助のことです。

これは、「集団の中で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、児童生徒一人一人を成長させるという考え方に立つものです。また、学業指導を充実させるとは、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の両面から取り組み、相互の関連を図りつつ、スパイラルに推進していくことを示します。この取組は、生徒指導提要改訂に当たり、新たに示された発達支持的生徒指導の1つと捉えることができます。

栃木県教育委員会から出された「[学業指導の充実に向けて～学業指導を全ての教職員が進めるために～](#)」(平成24(2012)年3月)には、学業指導の2本柱である「学びに向かう集団づくり」「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」それぞれにおける3視点について、ポイントや実践事例が示されていますので参考にしてください。

【参考資料】

- ・参考となる情報一覧 p.80「7 児童生徒指導」に記載されている資料と同じ。

第8章 キャリア教育・進路指導

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、急速に変化していきます。子どもたちが予測困難な社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、多様な他者と協働しながら自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生を切り開いて未来の創り手となることができるよう、児童生徒の生きる力を育むことが必要です。

令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」というコンセプトのもと、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」が基本方針の一つに掲げられました。各学校においては、一人一人が自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能等を主体的に身に付けることが一層重要となり、社会的・職業的自立に向けたキャリア発達や、地域や社会の課題解決型学習を含む教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上が求められます。

学習指導要領解説特別活動編では、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と示されています。小学校から高等学校まで「キャリア・パスポート」を教材として作成し、学校段階を越えて活用することが重要となります。「キャリア・パスポート」を用いて多様な学習や経験をつなぎながら自己のキャリア形成を省察し、見通すことで、キャリア教育の充実が期待できます。

1 キャリア教育の理念

(1) 定義と意義

平成23年に中央教育審議会は、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義しています。また、平成28年の中央教育審議会答申では、以下のように課題を指摘しています。

職場体験活動のみをもってキャリア教育を行ったものとしているのではない、社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた指導を行っているのではない、職業を通じて未来の社会を創り上げていくという視点に乏しく、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提に指導が行われているのではない、といった課題も指摘されている。

また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではない、といった指摘もある。

栃木県教育委員会では、平成18年度より、キャリア教育を「将来の自立のために必要な能力・態度を発達段階に応じて身に付けさせる教育」として、学校・家庭・地域社会の連携の下、幼児・児童生徒の「知・徳・体」の調和のとれた発達を促す取組、自己実現を支援する取組などを幅広く展開しています。また、「栃木県教育振興基本計画2025—とちぎ教育ビジョン—」において、児童生徒の発達段階に合わせた体験活動等を取り入れながら、一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実を推進しています。特に、児童生徒が、それぞれの発達段階における多様な学びを自分自身で整理し、更に、小・中・高等学校の各段階を通じた学びのつながりを意識することができるよう、「キャリア・パスポート」の活用を促進しています。

(2) 学習指導要領における位置付け

ア 教育基本法（平成18年12月改正）第5条（義務教育）第2項

社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者としての資質を養うこと

イ 学校教育法（平成 19 年 6 月改正）第 21 条（義務教育の目標）

4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

ウ 学習指導要領（平成 29 年 3 月）（一部抜粋・要約）

○小学校

第 3 章 特別の教科 道徳

第 2 内容

C 主として集団や社会との関わりに関すること [勤労、公共の精神]

[第 1 学年及び第 2 学年]

働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。

[第 3 学年及び第 4 学年]

働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。

[第 5 学年及び第 6 学年]

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。

第 6 章 特別活動

第 1 目標 [小中共通]

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

[学級活動] 2 内容

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

イ 学級内の組織づくりや役割の自覚

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解

[学校行事] 2 内容

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

○中学校

第 3 章 特別の教科 道徳

第 2 内容

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[社会参画、公共の精神]

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

[勤労]

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

第4章 総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(8) 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

第5章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

ウ 主体的な進路の選択と将来設計

(3) キャリア教育で育成すべき力 — 「基礎的・汎用的能力」とは—

これまで、各学校では、キャリア教育を推進する際の参考として「4領域8能力」が幅広く活用されてきましたが、中央教育審議会では、その後に提唱された類似性の高い各種の能力論（「人間力」「社会人基礎力」「就職基礎能力」など）とともに分析を加え、「分野や職種にかかわらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力」として再構成して提示することとしました。

その結果得られたのが、平成23年1月にとりまとめられた「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」に示された「基礎的・汎用的能力」です。

「基礎的・汎用的能力」は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成されますが、それぞれの学校・地域等の実情や、各校の児童生徒の実態を踏まえ、学校ごとに育成しようとする力の目標を定めることが重要です。



「キャリア教育を創る（平成23年11月 文部科学省 国立教育政策研究所）」

2 各教科等との関連

(1) 各教科

各教科での学習が日常生活や将来の生き方と関連していることに気付かせる機会を積極的に設け、学ぶ意欲につなげることが大切です。「なぜ勉強をするのか」「今の学習が将来どのように役立つのか」などについての発見や自覚が日頃の学習に対する姿勢の改善につながり、そのことが更なる新たな発見やより深い自覚に結び付いていくことで、学習意欲の向上が期待できます。

ア 授業の質的改善

自己評価の機会を工夫して児童生徒が学習することの意味を捉えたり、児童生徒自らが成長を実感できるようにしたりすることが大切です。また、自ら課題を選び、体験や調査、実験等を通して問題解決的に取り組む課題選択的な学習を充実させたり、選択能力の育成を重視したりするなど授業の質的改善を図ることも必要になってきます。

イ 留意点

児童生徒が自分のよさや可能性に気付いたり、人生を切り拓くきっかけを得たりすることができるように、「学ぶこと」「働くこと」「生きること」のつながりを意識して指導に当たることが大切です。特に、どの単元や題材がキャリア教育で育成したい能力・態度と関わっているかを明確にしておくことにより、各教科で関連する活動を体系化し、計画的・組織的に指導することができます。

(2) 道徳教育

道徳的価値を自覚させ、自己の生き方についての考えを深めたり、人間としての生き方についての自覚を深めたりして、道徳性を養うことは、キャリア教育の視点からも重要となっています。

ア 内容項目との関連

道徳の内容項目は、よりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指すという点で社会的自立に必要な能力・態度の育成につながるものです。例えば、「主として自分自身に関すること」、「主として人とのかかわりに関すること」、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」は、人間関係形成・社会形成能力の育成に深く関わるなど、キャリア発達に関係する能力・態度との関連も明確な内容項目です。今後は、キャリア発達の視点をもって、内容項目や価値との関連をより明らかにしていくことが必要です。

イ 日常生活の役割経験を生かす

家庭での手伝い、学校での係活動、清掃活動、勤労生産的な活動や地域での活動等の中で、自分の役割を果たそうとする意欲や態度を育てていくことが大切です。児童生徒の日常生活における様々な役割遂行の経験と、内面的な価値形成に深く関わる道徳教育との関連を意図して指導に当たることによって、自己の生き方を考えることができるようになります。

(3) 総合的な学習の時間

職業や自己の将来に関する探究的な学習活動を行うことは、「社会の一員として自立的に自己の人生を方向付ける」というキャリア発達の中心になる考え方に直結するものでもあります。体験活動を通して、児童生徒が何に気付き、何を考えていくのかを支援していくことが大切であり、職場体験活動の実施のみをもってキャリア教育であると捉えることではありません。

ア 家庭・地域・働く人との連携

総合的な学習の時間は、家庭・地域・働く人との連携を深めながら指導を進めることが重要です。児童生徒が身近で働く人やその人の生き方にふれて、自分もそうなりたいと思うなど、大人と自分の生き方を結び付けて、現在や将来について考えることができる絶好の機会と捉えることができます。

イ 留意点

総合的な学習の時間で職場見学・体験等を行う場合には、キャリア教育で身に付けさせたい能力・態度の育成という視点を踏まえ、活動のねらいを明確にして内容や方法を検討しなければなりません。体験等の意義や重要性を十分理解した上で、体験等を勤労観や職業観を育成する一つの手段や場面として活用するという考え方が必要です。

(4) 特別活動

特別活動は、様々な集団活動を通して、協調、責任、役割、貢献について学び、社会参画の力や人間関係形成の力を育てる領域です。特別活動の目標とキャリア教育で身に付けさせたい力とは密接な関係にあり、勤労生産・奉仕的行事などキャリア教育と共通する内容が数多くあります。

ア 小学校

小学校学習指導要領（第6章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕）では、一人一人の意思決定をすることを重視し、新たに「（3）一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるように整理しました。

各学校では、低学年からキャリア教育の視点をもって指導するとともに、学級活動において、夢や目標をもって生きる態度を育成し、児童自身が現在及び将来の生き方を考えられるような指導の工夫が必要です。

学校行事においては、中学校や高等学校の進路指導に円滑につなげていくことも視野に入れながら、様々な職業に目を向けさせたり、働く人々の考え方にふれさせたりする意図的な働きかけをすることも大切です。例えば、修学旅行や遠足の指導の際に、「普段はあまり見ることができない働く人の姿を見てこよう」という視点を与えるだけでも、学校行事をキャリア教育の視点から見直していくことにつながります。

イ 中学校

中学校の学級活動は、「生き方指導」としての進路指導を進める上で中心的な場として位置付けられます。中学校学習指導要領（第5章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕）には、「（1）学級や学校における生活づくりへの参画」「（2）日常の生活や学習の適応と自己の成長及び健康安全」「（3）一人一人のキャリア形成と自己実現」の内容があります。

このうち、人間としての生き方に関する指導に直接関わる内容は（2）及び（3）です。特に（3）に示されている3項目の内容（ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用、イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成、ウ 主体的な進路の選択と将来設計）に基づいて、指導内容を明らかにするとともに、それぞれのバランスも考慮し、年間計画を作成することが重要となります。

(5) その他

各教科や領域以外でも、係活動、日直、清掃、給食当番、朝の会・帰りの会、異年齢集団活動等の教育活動に、「学ぶこと」「働くこと」「生きること」を関連付けて児童生徒に意識させることが重要です。学級担任等が言葉掛けをするだけでも、自立意欲や社会性を育成するための基盤がつくられます。日々の様々な活動を通して、将来設計の基盤となる夢や希望を育み、目標の達成を目指して工夫し努力することの大切さを体得させ、自信や自己有用感を高める機会を計画的に設けるなど、それぞれの教育活動をキャリア教育の視点でつなぐことが大いに期待されています。

3 体験活動の充実（学習指導要領の柱の一つ）

体験活動を通して達成感や満足感を得ることにより、自信や自己有用感を獲得するなど、様々な効果が期待できます。キャリア教育における体験活動では、学校内外の教育資源を有効に活用し、児童生徒に学ぶことの意義を理解させ、望ましい勤労観・職業観を育み、さらには、将来に向けての主体的な進路設計を促し、その選択や決定を指導し、支援していくことが大切です。

なお、「キャリア発達と職場体験等の関連」については、下の表を参考に確認してください。

キャリア教育関連	キャリア発達	小学校			中学校	高等学校
		低学年	中学年	高学年		
活動例	課題	進路の探索・選択にかかる基礎形成の時期 ・自己及び他者への積極的関心の形成・発展 ・身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上 ・夢や希望、憧れる自己イメージの獲得 ・勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成			現実的探索と暫定的選択の時期 ・肯定的自己理解と自己有用感の獲得 ・興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成 ・進路計画の立案と暫定的選択 ・生き方や進路に関する現実的探索	現実的探索・試行と社会的移行準備の時期 ・自己理解の深化と自己浸透 ・選択基準としての勤労観・職業観の確立 ・将来設計の立案と社会的移行の準備 ・進路の現実吟味と試行的参加
	活動例	・地域の探検 ・家族や身近な人の仕事調べ・見学 ・インタビュー ・商店街での職場見学 ・中学校の体験入学			・家族や身近な人の職業聞き取り調査 ・連続した5日間以上の職場体験 ・子ども参観日（家族や身近な人の職場へ） ・職場の人と行動を共にするジョブ・シャドウイング ・上級学校の体験入学	・インターンシップ（事業所、大学、行政、研究所等における就業体験） ・学校での学びと職場実習を組み合わせて行うデュアルシステム ・上級学校の体験授業 ・企業訪問・見学

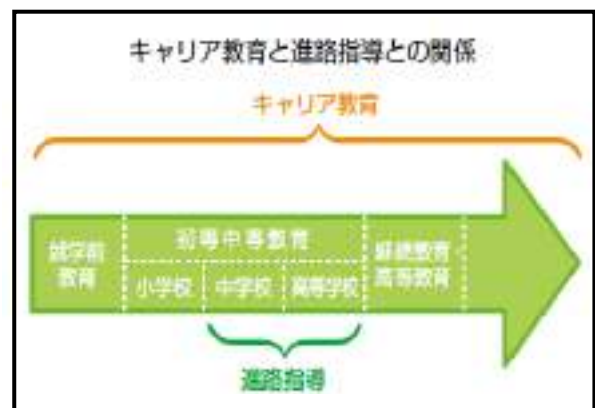
「キャリア教育 体験活動事例集（平成 20 年 3 月 国立教育政策研究所）」

体験活動の体系化については、児童生徒の成長・発達を的確に把握することが大切であり、その上で体系的にキャリア教育を編成していくことが重要です。学校内における学年間の連携・協力、異校種間の連携・協力を含めた、いわば「タテの接続」を充実させていくことが体験活動の実践を進めていくための重要なポイントとなります。

4 キャリア教育と進路指導との関係

進路指導は、本来、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら将来の進路計画・選択をし、進学又は就職に結び付けていく指導です。また、進学・就職後の生活によりよく適応し、進学する能力を伸長するように、教職員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動です。キャリア教育の目指すところとほぼ同じ内容を含んでいます。

しかしながら、これまでの進路指導の実践は、必ずしもねらいを反映したものではなく、中学校第3学年を中心に行われている、いわゆる「進路決定に偏った指導」や「出口指導」に終始してしまいがちです。キャリア教育の視点からも、生徒一人一人のキャリア発達を促す指導と進路決定のための指導の系統性を重視し、小学校で培われてきた能力や態度を土台として、中学校第1学年の段階からきめ細かく温かく支えることが必要です。



「中学校キャリア教育の手引き（平成 23 年 3 月 文部科学省）」

第9章 人権教育

人権教育は、「生きる力」を育む学校教育において、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進されるものです。日常の学校生活も含めて、人権が尊重される学級・学校とするように努めなければなりません。

本県では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、全ての学校全ての地域において、人権の共存を人権尊重の理念とし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる子供の育成を目指し、人権教育を積極的に推進しています。

1 人権教育とは

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、国民がその発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨としています。

人権尊重の理念

人権尊重の理念は、「自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方にとらえるべきもの」（平成11年人権擁護推進審議会答申）とされています。

2 学校における人権教育

学校教育においては、児童生徒一人一人が人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分身に付ける必要があります。さらに、日常生活の中で人権問題があるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚も十分に身に付けることが必要です。このため、学校では、教育活動全体を通じて児童生徒の発達の段階に応じ、創意工夫して人権教育に取り組むことが求められます。

(1) 人権教育の目標

各学校において人権教育を進めるに当たっては、人権についての知的理解を深めるとともに児童生徒が人権感覚を十分に身に付けるための指導を一層充実することが必要です。

また、人権教育に取り組む際には、以下に示す目標を踏まえ、教職員がこれを十分に理解し組織的・計画的に進めることが肝要です。

〈小学生〉

豊かな人間性や自尊感情[※]を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のないよりよい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

〈中学生〉

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

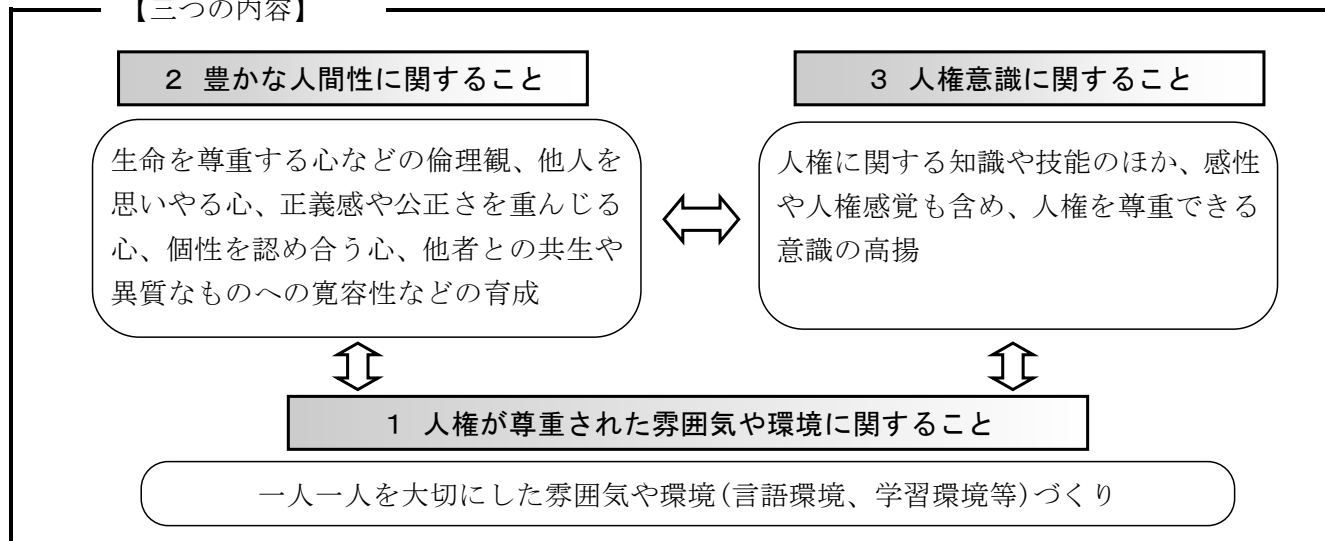
〔※〕 自尊感情(セルフエスティーム)

自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を認め好きになる感情のこと。欠点もあるが自分らしく生きようとする自分を受け入れることは、他者を自分と同じようにかけがえのない存在として認めることにつながる。

(2) 人権教育の内容

人権教育の推進に当たっては、以下の「三つの内容」を扱います。人権が尊重された雰囲気や環境を基盤に、豊かな人間性を育てるとともに、人権意識を高めていくことが大切です。また、これらの内容は、それぞれに相互補完し合うものです。

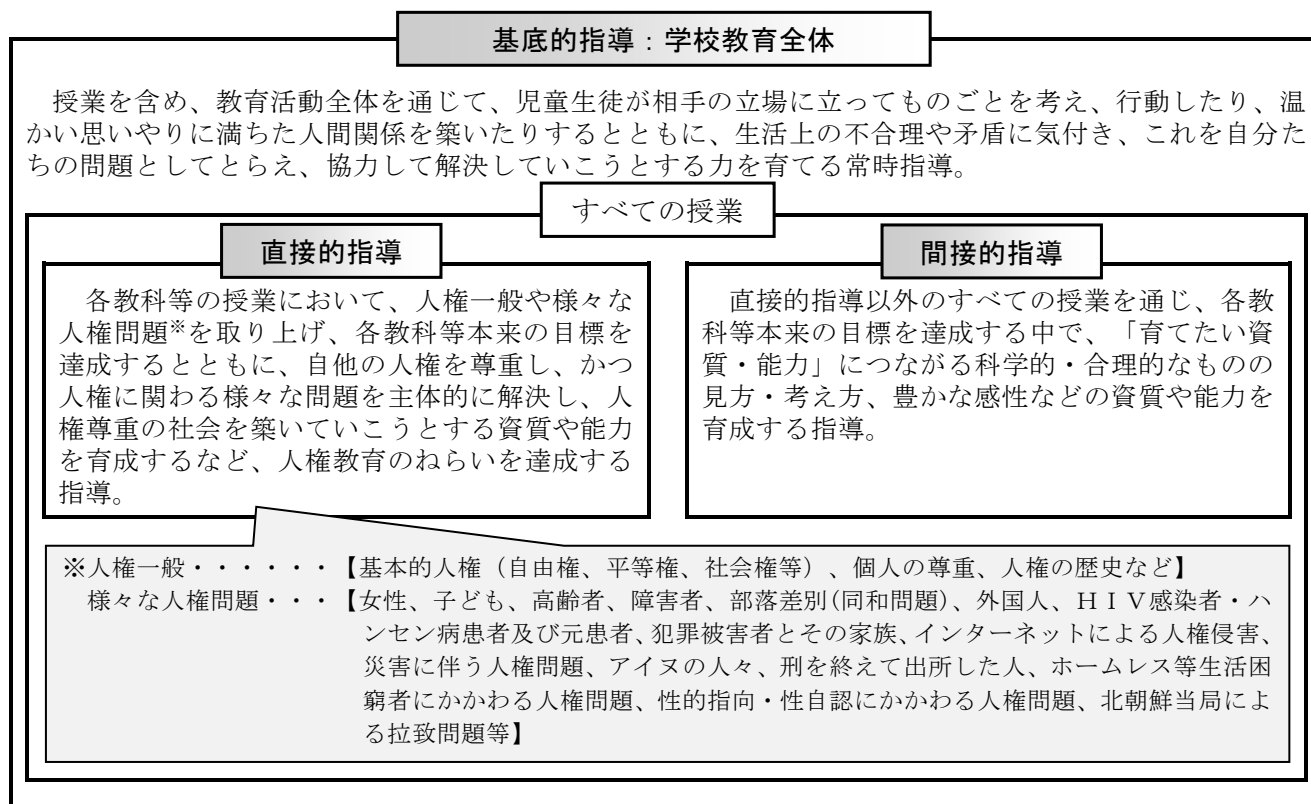
【三つの内容】



(3) 指導方法

ア 三指導

人権教育を実践に結び付けていく方法として、基底的指導、直接的指導、間接的指導があります。これらに関連させながら指導していくことが大切です。



基底的指導については、「[直接的指導の充実を図るための基底的指導について](#)」（令和5（2023）年3月 栃木県教育委員会）を参照してください。

イ 育てたい資質・能力等

人権教育では、差別解消を図るための資質・能力(「育てたい資質・能力」)を育成していく必要があります。以下に示す5つの「育てたい資質・能力」の趣旨を十分に踏まえ、自校の実態に応じ工夫・改善して、「育てたい資質・能力」を設定することが大切です。

なお、直接的指導で「育てたい資質・能力」を身に付けさせ、間接的指導と基底的指導を通じて「育てたい資質・能力」につながる力を身に付けさせます。詳細については、「[令和5\(2023\)年度人権教育推進の手引](#)」p.10、「[人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A](#)」(平成29年3月 栃木県教育委員会) p.1～3、「[人権教育推進のためのQ&A—直接的指導編一](#)」(平成31(2019)年3月 栃木県教育委員会) p.9～12を参照してください。

【知 性】 人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性

【判断力】 偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力

【感受性】 共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性

【技 能】 互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能

【実践力】 人権にかかわる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

※自他の人権を尊重し、人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度は「実践力」の中に含まれると考えます。

(4) 学習指導案への位置付け

授業の中で人権教育を機能させるためには、「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」を明確にし、学習指導案に位置付けることが必要です。

学習指導案に位置付けるそれぞれの内容については、以下のとおりです。

記載事項	記載内容
「人権教育との関連」	単元の目標、学習内容等と「育てたい資質・能力等」との関わりを述べる。
「人権教育の視点」	本時のねらいや学習内容、指導方法等と「育てたい資質・能力等」との関わりを述べる。
「人権教育上の配慮」	「人権教育の視点」を受けて、「育てたい資質・能力等」を身に付けさせるための支援や配慮事項を学習内容及び指導方法の両方について、本時の指導の展開の中に具体的に記述する。 また、学習指導において人権が尊重された雰囲気や環境づくりに関する配慮事項についても、具体的に記述する。
「生かしたい児童生徒」	「育てたい資質・能力等」に関して、本時の中で意図的に支援を行う児童生徒を設定し、どのようなよさを取り上げたり、どのようなことに配慮したりするのかを記述する。

栃木県教育委員会「人権教育推進の手引」(令和5(2023)年4月)

学習指導案に位置付ける「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」は、一貫性があるように設定します。

栃木県教育委員会「人権教育推進のためのQ&A」(平成29年3月)

詳細については、「[人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A](#)」(平成29年3月 栃木県教育委員会) p.26～33を参照してください。

第10章 健康安全教育

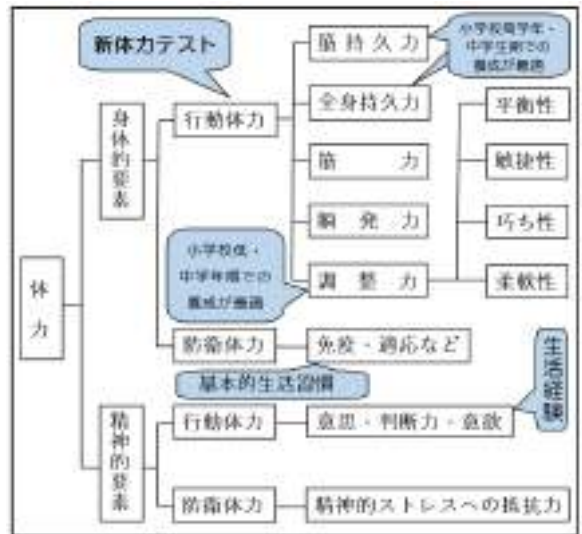
これからの社会を生きる児童生徒が、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力を支える重要な要素です。児童生徒の心身の調和的発達を図るためには、体力の向上と健康の増進を目指して実践する態度を育成することが大切です。また、学習指導要領第1章総則第1の2の(3)には、「学校における体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。」と記されています。小・中学生の時期は、心身の発育・発達が著しいため、適切な指導を組織的に展開することが必要です。

1 学校体育

学校体育は、運動やスポーツの楽しさを体験させるとともに、児童生徒の健康の増進や体力・運動能力の向上に寄与しながら、生涯にわたるスポーツライフの基礎を培うものとして重要です。

(1) 体力の概念

体力は、身体的要素と精神的要素から構成され、健康の保持増進並びに意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わり、生きる力を支える重要な要素であるといえます。発達の段階に応じた適切な運動をすることや、基本的生活習慣を確立すること、様々な生活経験を積んで判断力を高めることなど、総合的に捉えて体力の向上を図る必要があります。(右図参照)



(2) 教科体育の充実

学校体育の基盤となるのは、体育・保健体育の授業です。

小学校においては、基礎的な身体能力を身に付け、運動を豊かに実践していくための基礎を培う観点から、児童に身に付けさせたい具体的な内容が明確に示されています。また、指導内容の確実な定着を図る観点から、運動の系統性を図るとともに、運動を一層弾力的に取り上げることができるようになりました。特に「体づくり運動」は、体力の向上と基本的な動きを培う観点から、より一層の充実が求められています。

中学校では、第1・2学年で、全ての領域が必修になっています。また、指導内容の確実な定着を図る観点から、指導内容が明確に示されています。さらに、領域の取り上げ方についても弾力化が望まれます。

これら学習指導要領のねらいや改善点を十分に踏まえた上で、年間指導計画や単元指導計画及び評価計画の作成や見直しを図るとともに、授業内容の改善・充実が望まれます。

なお、学校生活では、集団が1つの単位となって行動することが多く、その際、秩序正しく、能率的かつ安全に行動することが求められることから、教科体育において集団行動に関する指導を行うことが大切です。各校、全学年の各領域（保健を除く）において、授業の始めや終わりなどに確実に実施することが求められます。



「小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック」平成25年4月 文部科学省



「学校体育実技指導資料第7集」平成24年7月 文部科学省

2 学校保健

「学校保健法」等の一部改正（平成 21 年 4 月 1 日施行）により、「学校保健法」の名称が「学校保健安全法」に変わり、学校保健と学校安全に関する法律であることが明確にされました。

各学校では、学校保健、学校安全それぞれに全体計画や年間指導計画が整備されています。

(1) 「生きる力」を育む保健教育

変化の激しい社会を担う児童生徒に必要な力として示された「生きる力」は、学習指導要領の基本的な理念となっています。中央教育審議会（平成 28 年 12 月）では、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の 1 つとして「健康・安全・食に関する力」についての資質・能力が次のとおり三つの柱で示されました。

- | |
|---|
| ア 様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付ける。 |
| イ 自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要か考え、適切に意思決定し、それを表す力を身に付ける。 |
| ウ 健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付ける。 |

保健教育には、児童生徒が学校において、健康で安全な生活を送ることができるように、そして生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにすることが求められています。

(2) 感染症対策

児童生徒が集団生活を営む場である学校は、感染症が発生した場合、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、学校の管理体制の構築や医療機関等との連携強化などにより、学校における感染症の発生予防と蔓延防止を図ることが必要です。

(3) 熱中症対策

熱中症は、従来、高温環境下での労働や運動活動で多く発生していましたが、ヒートアイランド現象や地球温暖化による影響により、最近では日常生活においても発生が増加しています。熱中症について正しい知識をもって予防を心がけること、また、熱中症になったときに適切な処置を行うことができるようにすることが重要です。



熱中症環境保健
マニュアル

(4) アレルギー疾患に対する取組

「アレルギー疾患対策基本法」（平成 27 年 12 月）では、「学校等の設置者等の責務として、アレルギー疾患を有する児童生徒に対し、適切な教育的配慮をするように努めなければならない」と明示されています。学校は保護者や主治医、関係機関等と連携し、学校給食や緊急時の対応を含めた体制整備の充実を図り、アレルギー疾患を有する児童生徒が学校生活を安全に安心して送れるようにしていくことが求められます。アレルギー疾患に対する取組を行うに当たっては、各疾患の特徴をよく知り、それを踏まえたものであること、同じ疾患であっても、個々の児童生徒の症状の違いを把握すること、症状の急激な変化の特徴などを理解し、日頃から緊急時の対応の準備をしておくことなどが重要です。

(5) 性に関する指導（エイズ教育を含む）

各学校では、全体計画や年間指導計画が整備され、養護教諭とのチーム・ティーチングや地域の保健福祉部関係機関等との連携による保健学習が行われています。指導に当たっては、自分を大切にすることを育てる観点から、思春期における体の変化を肯定的に受け止めることが大切です。また、発達の段階を踏まえることや学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮します。特別支援学級在籍及び教育支援センター通室の児童生徒に対しても、個々の実態に応じた指導を行うことに留意してください。

(6) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止

近年、大麻事犯は増加傾向を示し、特に若年層において高い傾向にあります。そのため、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月）では、大麻をはじめとする薬物乱用防止の規範意識を向上させるために、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実に努めることが引き続き求められています。その中の1つに、「すべての中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の毎年の開催」について対策が示されています。また、小学校の保健領域において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止について指導の充実に努めることが大切です。

(7) 学校保健委員会

各校における学校保健委員会の充実が求められる中、中学校区が同一歩調で健康教育を展開する観点から、地域学校保健委員会の開催についても力を入れています。学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）等との連携を図り、各学校において健康課題の解決に組織的に取り組むことが重要です。

(8) がん教育

がん教育の実施に当たっては、がん教育が健康教育の一環として行われることから、学習指導要領総則第1の2の(3)を踏まえ、体育科・保健体育科を中心に、学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切です。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるように配慮します。

3 学校安全

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることです。学校安全の領域としては、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の3つが挙げられます。近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されています。

(1) 安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。

ア 生活安全に関する内容

- ・学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・誘拐や傷害等の犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ・スマートフォンやSNSの普及に伴うネット犯罪被害防止と適切な利用の仕方 等

イ 交通安全に関する内容

- ・道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ・定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策
- ・自転車の点検・整備と正しい乗り方 等

ウ 災害安全に関する内容

- ・火災、地震・津波、火山活動による災害、風水(雪)害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方

(2) 安全管理

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の



「『生きる力』をはぐくむ
学校での安全教育」
平成31(2019)年3月文部科学省

学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることです。安全管理には、全ての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくありませんが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況などは大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠です。

(3) 組織活動

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校等で全てを担うことは困難であること、児童生徒等が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠です。その際、地域や学校の実情に応じて、様々な形での連携体制づくりやボランティア等の協力を得ることが考えられます。

(4) 危機管理マニュアル

学校保健安全法第 29 条において、学校は危機管理マニュアルを作成するものとされています。危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものです。

4 食育

成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであり、同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので極めて重要です。学習指導要領には、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進することが示されています。家庭における児童生徒の食生活の状況について情報交換を行ったり、地域の行事や生産者と連携したりして、指導の効果を高めていくことが望まれます。

(1) 食に関する指導の内容

ア 教科等における食に関する指導

各教科等では、それぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせ、三つの柱に沿った資質・能力の育成を目指し目標を示しています。各教科等において食に関する指導を行うことで、食育の充実につなげることのみならず、教科の目標がよりよく達成されることを目指します。

イ 給食の時間における食に関する指導

(7) 給食指導

給食の準備から片付けまでの指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、食事のマナーなどを体得させる場面です。日々の指導は学級担任等が担いますが、運営や指導方法については栄養教諭と連携し、学校全体で統一した取組を行うことが必要です。

(4) 食に関する指導

給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う場面となります。この指導は、栄養教諭と連携をとって進めることが大切です。

ウ 個別的な相談指導

課題の改善を目的として期間を決めて定期的、継続的に指導を進めることにより、対象の児童生徒の行動変容を促し、より良好な生活を行うための習慣を獲得できるようにします。

第11章 特別支援教育

特別支援教育は、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、その理念及び制度改正の方向が示され、これに基づき、平成18年6月に学校教育法が改正された後、平成19年4月から新たな制度としてスタートしました。

特別支援教育は、通常の学級も含む、支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学級において実施されるものです。さらに、特別支援教育は、障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

「特別支援教育」は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について」（通知）

1 小・中学校における特別支援教育

(1) 通常の学級における特別支援教育

通常の学級における特別支援教育の目的は、学級を基盤とする集団での学習や生活の中で、児童生徒が本来もっている力を最大限に発揮して、自信を育てられるようにすることです。そのためには、日頃の学級経営が重要であり、日常の学習や生活の中で、児童生徒にとっての「安心感を高める」指導に取り組むことが大切です。

児童生徒の学習や生活は、教師や友達との人間関係をはじめ、教師の発問や指示、板書や教材なども含む様々な環境との相互作用によって展開されていることから、「温かい人間関係を育む」、「分かりやすい環境を整える」の2点を柱として、安心感を高められるよう指導に取り組むことが必要です。また、そのための道具として、必要に応じて「個別の教育支援計画」を活用します。なお、「個別の教育支援計画」については、p.73を参照してください。

(2) 特別支援学級について

知的障害、肢体不自由、弱視、難聴、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害がある児童生徒のために、小・中学校に開設されている学級です。したがって、教育課程に自立活動を位置付けて展開し、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導を行う必要があります。

障害の状態だけでなく、学年の幅が大きく、発達の段階や行動の特性も様々である児童生徒に対して適切な指導をするためには、児童生徒の実態を十分把握するとともに、実態に即した教育課程を編成していかなければなりません。また、児童生徒一人一人の実態に応じて、交流及び共同学習を実施し、児童生徒の可能性の伸長に努めることが重要です。

栃木県教育委員会は、適切に教育課程を編成し、実施するための資料として「[特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引](#)（平成31年2月）」を発行しました。p.7、8には「教育課程の構造図」が示してありますので、教育課程を編成する際に、確認してください。

特別支援学級における指導は、特別支援学級担任だけでなく、他の教師と連携・協力して、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導となるようにすることが大切です。また、交流及び共同学習を実施するに当たっては、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月27日）を参照し、適切に実施してください。

なお、在籍する児童生徒については「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する必要があります。

ア 知的障害特別支援学級

必要に応じて、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた実際の・具体的な内容を指導します。小学校で

は、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を実施します。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導します。

入級の障害の程度は、「知的発達遅滞及び、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも」とされています。

イ 肢体不自由特別支援学級

各教科等の指導に当たっては、児童生徒の実態に応じて表現する力の育成に努めるとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすることが大切です。

入級の障害の程度は、「補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも」とされています。

ウ 弱視特別支援学級

視知覚や視機能の向上を図る学習や、視覚補助具の活用方法を学習する等の障害の状態に応じた個々の特別な指導を系統的かつ継続的に行いながら、各教科等と特別な指導を関連付けた個別指導を進めることが大切です。

入級の障害の程度は、「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも」とされています。

エ 難聴特別支援学級

各教科等に関する学習に加えて、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導をしたり、抽象的な言葉の理解について指導したりします。さらに、教師の声が聞き取りにくく学習活動が遅れがちになったり、友達との会話が思うようにできなかったりすることがあるため、各教科等の指導と同時に、精神面での支援も大切です。

入級の障害の程度は、「補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも」とされています。

オ 自閉症・情緒障害特別支援学級

言語の理解と使用、場に応じた適切な行動などができるようにするための指導、対人関係の形成や生活に必要なルール等に関することを指導します。

主として心理的な要因による選択性かん黙等がある児童生徒については、安心できる雰囲気の中で、情緒の安定に向け指導します。

入級の障害の程度は、次の2つとなっています。1つ目は、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも」、2つ目は、「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも」とされています。

(3) 通級による指導について（自閉症・情緒障害通級指導教室、言語障害通級指導教室等）

通級による指導は、通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害の状態に応じた特別な指導（個別指導が中心）を特別な指導の場（通級指導教室）で行う指導形態です。

通級による指導を併用する際には、児童生徒が通常の学級の中で、本来もっている力を最大限に発揮し、自信を育てられるようにすることを目指して、指導に当たることが大切です。

通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした指導（自立活動に相当する内容の指導）を行うことが原則です。その際、必要に応じて個別指導とグループ指導を適宜組み合わせることで指導することにより、指導の効果が高められます。また、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行う場合もあります。なお、各教科の内容を取り扱う場合であっても、自立活動としての指導であることに

留意します。単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことのないよう注意が必要です。

言語障害に関しては、器質的又は機能的な構音の障害や吃音等、話し言葉におけるリズムの障害、話す・聞く等言語機能の基礎的事項における発達の遅れなどを改善又は克服するための指導を行います。なお、通級する児童生徒については「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する必要があります。

(4) 校内支援体制の充実について

ア 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育を進めるためには、それぞれの学校で、教職員全体の特別支援教育に対する共通理解の下、学校内の協力体制を構築するとともに、学校外の関係機関との連携・協力が大切です。

特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担うものとして、校務分掌の1つに位置付けられています。



イ 校内委員会の役割

各学校では、校内委員会を設置し、支援を要する児童生徒に対して、組織としてどのように対応していくかを検討していくことが必要です。また、運営に際しては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが調整役となり、特別支援学級担任、交流する学級の担任及び関係教職員を含めた学校全体の指導体制を確立し、保護者や関係機関との連携や支援に関わる役割を明確にしておくことが重要です。

校内委員会にスクール・カウンセラーが参加し、専門的な立場から、発達障害等に対する見取りや関わり方について教職員に対してアドバイスを行うなど、成果を上げている学校もあります。

(5) 特別支援教育支援体制について

ア 早期発見・早期支援

発達障害は、乳幼児健診時や、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等という集団の場合の、コミュニケーションや人間関係づくりの際につまずくことで見つかる場合が多いです。二次的な障害（※）を防ぐためにも、早い段階での適切な支援が重要であり、早期に保護者と連携し、発達状況や日常生活状況等を聴取し、教育・療育のニーズの把握に努め、適切に対応することが望まれます。

※二次的な障害

基本的な症状だけでなく、派生して別な症状が引き起こされること。障害に由来する本来の症状が原因で、様々な不適応を起こし、チック、吃音、夜尿、不安、抑うつ、不登校や引きこもり、反抗挑戦性障害等を伴うことがある。

イ 家庭との連携

家庭と連携を進める方法の1つとして、担当者と保護者による「連絡ノート」を活用することが有効です。学級担任又は通級指導教室担当者及び保護者が共通のノートを使用し、学習内容や指導内容の他、児童生徒の様子、家庭での様子等相互に記入することで連携を図ることも効果的です。また、特別支援学級の児童生徒の場合、保護者が学校まで送迎をしている場合があります。その際、短い時間でも保護者と顔を合わせ、情報の共有をしていくことも有効です。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成する際には、事前に保護者の願いを面談やアンケート等により把握し、指導の経過や成果を保護者に伝えるとともに、計画の見直しを図ることが大切です。

ウ 教育支援体制

各市町では、発達障害を含めた障害のある子供の早期発見・早期支援のために、5歳児健

診、育児相談等に力を入れています。早期教育支援担当者等が、教育委員会とも連携し、幼稚園・保育所・認定こども園等を訪問しています。また、年間を通して教育支援相談の窓口を設けるなど、早い段階から保護者との情報交換を行い、適切な教育支援を進めています。さらに、就学時健康診断においては、発達検査の方法を工夫したり、検査後の事後相談を実施したりするなどの取組が行われています。

(6) 学校段階間の支援情報の引継ぎ

ア 幼小の引継ぎ

幼小の引継ぎについては、幼保小連絡会などで情報交換の場が設けられています。その際、幼児の実態、指導目標、支援の手立て、その結果についての情報交換ができると、小学校側の支援の目標や手立てを作成する際の参考になります。また、連絡会のみでは情報が不十分である場合には、幼稚園・保育所・認定こども園等に訪問し、就学前の幼児の実態把握と情報収集を行う必要があります。幼稚園・保育所・認定こども園等での指導や支援内容を正しく引き継ぎ、発展させていくための工夫が必要です。

イ 小中の引継ぎ

小中の引継ぎは、地区内の多くの中学校区で進められています。小中の引継ぎに当たっては、小学校で配慮していた児童の支援情報だけでなく、発達障害の可能性のある児童等の支援情報についても伝えることが重要です。

小学校段階では大きな問題がなくても、生活場面と学習場面においてギャップを感じていた児童の情報等、校種間のカリキュラムの違いを見据えた支援情報の提供が求められます。児童生徒の特性に応じた指導・支援が継続的に行われ、安心した学校生活を送れるような環境整備が必要です。

ウ 中高の引継ぎ

中学校においては、進学する高等学校等に対し、入試時の配慮に関する事前の情報提供（配慮受検）や合格発表後の個別の教育支援計画等による生徒の指導及び支援方法についての支援情報の提供（中高の引継ぎ）が重要です。（※本人・保護者の同意が必要です。）

配慮を要する生徒は、進学後に学習面のみならず、社会性や対人関係の困難さといった生活面での不応等、様々な問題を抱える可能性が大きくなります。中高の支援情報の引継ぎは、二次的な障害から起こる不登校や中途退学の未然防止の視点からも大変有効です。

(7) 関係機関との連携

ア 特別支援学校センター的機能充実事業

本地区には、那須特別支援学校があり、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしています。要請に応じて、教育的支援の必要な児童生徒の実態把握、指導内容や方法等への援助を行ったり、教職員の資質・専門性向上のための研修会等を行ったりしています。児童生徒の指導・支援を計画的・継続的に行うには、本事業担当者と連携を図りながら取り組む必要があります。

イ 医療機関、療育機関との連携

本地区では、国際医療福祉大学をはじめとする民間の医療機関・療育機関が充実してきています。早期からの対応で、小学校入学前から医療機関・療育機関に関わっている児童もいます。一人一人の児童生徒に、より適切な指導・支援を行うためには、関係機関との連携を密に図り、情報を共有化することが大切になります。民間の関係機関との連携の際は、保護者の了解を得て、三者で連携し、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するなど、保

護者を巻き込んだ取組が求められています。

(8) 児童心理治療施設附属の教育施設

国際医療福祉大学内に、児童心理治療施設「那須こどもの家」が開設されています。この施設は、保護者等による虐待や家庭・学校等での人間関係が原因となって、社会生活が困難になっている児童生徒の中で、生活指導及び心理治療を要する児童生徒を入所の対象としています。また、教育施設として、「大田原市立金丸小学校北金丸分校」、「大田原市立金田南中学校北金丸分校」が併設されています。

なお、施設への入所は、児童相談所の措置手続きによって行われ、県内外からの児童生徒が在籍しています。

2 インクルーシブ教育システムの構築について

「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。その中で、個人の要求に基づく「合理的配慮」の提供が必要とされています。

(1) インクルーシブ教育を進めるための視点

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、同じ場で共に学ぶことを目指す場合には、それぞれの児童生徒が、授業内容を理解することが大切です。また、学習活動に参加している実感や達成感をもちながら充実した時間を過ごし、持てる力を高め、生きる力を身に付けていくことが、最も本質的な視点です。

(2) 多様な学びの場

個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備する必要があります。したがって、連続性のある多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要です。

(3) 合理的配慮

特別な支援を必要とする児童生徒の中には、授業が分からない、学習活動に参加している実感がもてないなど、合理的配慮を必要とする児童生徒がいます。

そのような場合、授業のユニバーサルデザイン化により、支援の必要な児童生徒に焦点を当て、包括できる授業を構成し、指導目標の焦点化、見直しをもたせる視覚化等、個別の配慮をする必要があります。また、合理的配慮を検討する際には、3観点11項目について、見直し、整理することが大切です。学校で提供された合理的配慮は、児童生徒が社会や地域で生活するための必要な配慮にもつながっていくことが考えられます。

観 点	項 目
(1)教育内容・方法	(教育内容) ①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ②学習内容の変更・調整 (教育方法) ①情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ②学習機会や体験の確保 ③心理面・健康面の配慮
(2)支援体制	①専門性のある指導体制の整備 ②児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ③災害時等の支援体制の整備
(3)施設・設備	①校内環境のバリアフリー化 ②発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ③災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【学校における合理的配慮の提供について 栃木県教育委員会 H28年2月】

3 障害のある児童生徒への支援について

(1) 「個別の教育支援計画」の作成と活用

「個別の教育支援計画」は、児童生徒に長期的な視点で一貫した的確な支援を行うためのツールであり、児童生徒本人が支援を受けるためのツールでもあります。

作成に当たっては、保護者と十分に相談したり、可能な場合には、本人の意向等を確認したりしておくことが大切です。また、「どのような課題があるのか」「どのような支援が必要なのか」「一人一人の児童生徒にとって記述しておかなければならないことは何か」



等をしっかり押さえていくことが必要です。「個別の教育支援計画」は、作成することが目的ではなく、児童生徒を継続的に支援していくためのものです。また、児童生徒が必要とする支援は様々であり、「合理的配慮」が教科学習や日常生活で多くの支援を必要とする場合や、簡単な配慮事項だけでよい場合もあります。

(2) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

学習指導要領の改訂において、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対し、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の2つの計画を全員に作成することが義務付けられました。また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、通級による指導を受けていない児童生徒の場合は、この2つの計画については作成・活用に努めることとされました。

「個別の教育支援計画」は、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画です。一人一人の障害のある子供について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画が学校を中心となって作成します。作成に当たっては、関係機関との連携が必要です。また、保護者や本人の参画や意見等を聴くことなどが求められます。

「個別の指導計画」は、指導を行うためのきめ細かい計画です。児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導を行います。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
目的	乳幼児期から学校卒業後までを通じ、一貫して的確に支援を行うこと	児童生徒の実態に応じた指導をきめ細やかに行うこと
項目	プロフィール・本人及び保護者の希望・長期目標・短期目標、支援内容と支援機関・評価・引継の内容とその時期等・実態、合理的配慮	長期目標・短期目標、目標の設定理由、支援の手立て、学習の場(支援者)評価、合理的配慮、次年度に向けて

(3) 「個別の教育支援計画」の引継ぎ

「個別の教育支援計画」は、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引継ぐよう努めます。そのため、「個別の教育支援計画」を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や引継ぎ先を明確にし、同意を得ておくことが大切です。

(4) 「個別の教育支援計画」を活用した関係機関等との連携

「個別の教育支援計画」を活用しながら、普段から保護者や関係機関等と連携を図ることが望ましいです。「個別の教育支援計画」には個人情報が含まれますので、関係機関等との情報共有には、保護者や可能な場合には本人の同意が必要となります。なお、関係機関等とは、医療機関、児童発達支援機関や放課後等デイサービス等が考えられます。

4 学習指導案の例

指導案作成上の留意点

- ・ 自立活動の計画は個別に作られることが基本であり、最初から集団で指導することを前提にしません。
(ここでは、2名の児童生徒の目標について複数で指導することが効果的と判断した場合の例を示しています。)
- ・ 目標達成に必要な能力や技能について、児童生徒一人一人の実態を十分に把握します。
- ・ 目標設定の視点として、どのような手立てがあればその目標を達成できるかという視点を大切にします。
- ・ 個別の目標を設定し、学習内容の計画を立てます。
- ・ 複数を対象に指導する際は、学習活動は一つでも、課題は一人一人の実態に応じて個別に用意します。
- ・ 項立て(学校課題との関連、人権教育との関連等)は、児童生徒の実態、活動内容等を踏まえ、必要に応じて柔軟に設定します。

※特別支援学級の指導案については、「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」(平成31(2019)年2月 栃木県教育委員会)「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(令和2(2020)年6月 国立教育政策研究所)「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」(令和2(2020)年7・12月 栃木県教育委員会)も参考にしてください。

自立活動 学習指導案

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇校時

〇〇学級 指導者 〇〇 〇〇

1 単元名 (小単元名又は題材名)

- ・ 児童生徒にとって学習内容がイメージしやすい表現で記述します。
- ・ 児童生徒の意欲を高める具体的な表現にする必要があります。

2 単元(題材)の目標

本単元(題材)の学習を通して到達させる全体的な目標を記述します。

3 単元設定の理由(単元(題材)観・教材観・指導観・指導方針等)

特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の内容(6区分27項目)と単元(題材)との関連、これまで学習してきた内容との関連、本単元(題材)で期待できることや本単元(題材)におけるねらいなどについて記述します。

4 指導に当たって

児童生徒の実態を踏まえた具体的な配慮事項、今後の生活へのつながりなどについて記述します。

5 学校課題等との関連

研究主題や研究内容が分かるように記述し、またそれらと単元及び本時との関連を記述します。

6 人権教育との関連

単元の目標や学習内容との関わりと、人権教育における各学校の育てたい資質・能力等(知性・判断力・感受性・技能・実践力)から検討して記述します。以下の「人権教育の視点」「人権教育上の配慮」等との整合性を図ります。

7 単元の指導計画(全○時間扱い)

- (1) 気持ちを表す言葉を探そう。 1 時間
- (2) いろいろな表情をしてみよう。 1 時間 ・ ・ ・ (本時)
- (3) 3 時間
- (4) 2 時間

本時の位置を記述します。

8 本時の指導

(1) 題 目 (題材名)

指導計画によって、1 時間ごとに配列された内容や活動を簡潔に記述します。

(2) 児童生徒の実態と個人目標

氏名	学年	児童生徒の実態	関連する内容	個人目標
A	2	単元 (題材) に関する実態を行動面や学習面の両面から記述します。また、どこまでできているか、どんな方法ならできるかについて記述します。	自立活動の内容 (6 区分 27 項目) を示します。	この時間では、何を目標として授業を展開するのか、児童生徒一人一人の本時の目標を具体的に記述します。個別の指導計画との関連を意識することが大切です。
B	3			

(3) 人権教育の視点

本時のねらいや学習活動、指導方法 (学習形態) が自校の人権教育における「育てたい資質・能力等」(知性・判断力・感受性・技能・実践力) とどのように関連しているかを記述します。ここでの視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となります。(※必要に応じて柔軟に設定)

(4) 展開 ※横版として作成しても良い。

◎人権教育上の配慮 ◇3 あい運動との関連 □学校課題等との関連等について記載

学習活動	時間	個別の活動・支援の手立て・指導上の留意点		資料・準備物
		A	B	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 学習意欲が喚起できるような課題を提示します。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 児童生徒が本時のめあてを意識し、学習の見通しがもてるようにします。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本時の学習を振り返り、学習の成果を児童生徒が実感でき、次時への見通しがもてるとともに、意欲が高まるようにします。 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 各学習活動における個に応じた支援の手立てや指導上の留意点を示します。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 以下の点に留意します。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のつまずきを予想し、それに対する支援の手立てを具体的に記述します。 ・「声をかける」「励ます」といった支援の他に、児童生徒一人一人の実態を踏まえ、得意な面を生かし、苦手な面を補えるよう支援内容も記述します。 ・個別の教育支援計画に記載してある合理的配慮の内容を反映させます。 ・ティーム・ティーチングで授業を行う場合には、教師間の役割分担について記述します。 </div>		

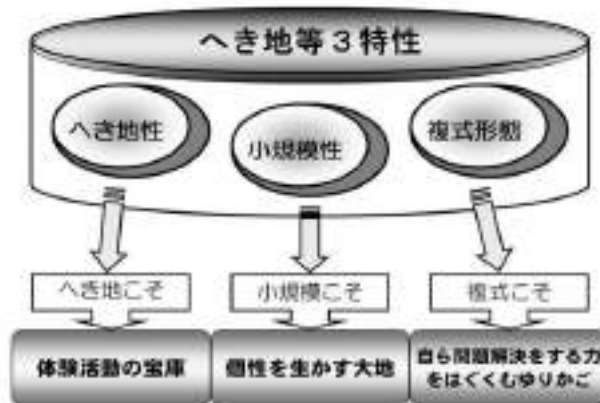
第12章 へき地・複式教育

1 へき地等学校及び複式学級の定義

へき地学校…交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校、中学校及び義務教育学校(へき地教育振興法第2条)
 複式学級…2つの学年の児童の合計が16人以下(第1学年を含む場合は8人以下)の場合に、同一学級に2個学年を収容して編制する学級(栃木県学級編制基準)

2 へき地等学校及び複式学級の3つの特性

へき地等学校及び複式学級の教育を考える場合、へき地性、小規模性、複式形態の3つの特性に着目して、教育効果の向上を図る手立てを構築していくことが望まれます。



3 複式教育の教育課程上の配慮事項

(1) 複式学級の利点を生かす計画の作成

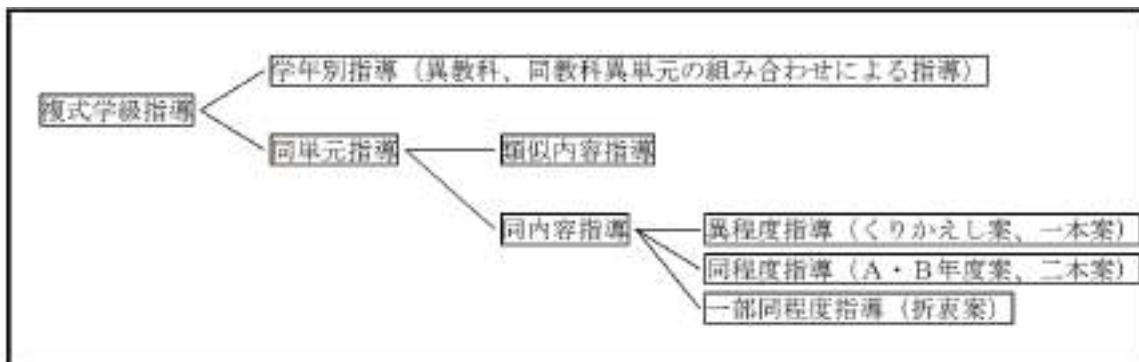
- ア 一人一人に応じたきめ細かな指導を通して、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自学自習の経験を生かし、自ら学び考える力の育成を図る指導計画を作成します。
- イ 上学年と下学年の関わりを通して、学年を越えて学び合う態度を育てるよう配慮します。

(2) 学年別指導の年間指導計画・単元指導計画作成と授業の準備

- ア 教科によっては、学年の年間授業時数が異なるため、2個学年の単元の目標を確かめ、単元配列を行うとともに、評価規準や観点、評価方法を確認し、計画を調整します。
- イ 授業時数の少ない学年は、授業時数の多い学年に合わせて、補充学習として授業時数を増やすことなども可能です。
- ウ 学習指導要領では、目標や内容を2つの学年にまとめた教科等があるため、発達の段階を考慮するとともに、指導の漏れがないように十分に留意して年間指導計画を作成します。道徳科などは、学級編制によりA年度・B年度年間指導計画を作成することができるか十分吟味し、指導すべき内容項目・教材などの配置について検討することが重要です。学級編制が変則的(2・3年/4・5年の複式)な場合には特に注意することが必要です。

(3) 指導過程の工夫及び学び方の系統の明確化

- ア 複式学級の学習指導過程は、単式学級の学習指導過程と本質は同じですが、2つの学年の児童を同時に指導しなければならないため、指導内容の組合せ・学習過程の設定順序を考慮します。(→学習過程の「ずらし」、教師が直接指導を行うための「わたり」の工夫)
- イ 教師が教え込む授業ではなく、体験的な活動を取り入れたり学習の進行に必要な学び方を明確にしたりして、間接指導における自力解決の能力を高め、自ら問題を解決する力を養います。



4 複式学級経営上の留意点

(1) 複式学級の個人差や人間関係に応じた指導の推進

- ア 個の実態を正確に分析し、その児童の状況に応じた指導の手立て、支援を構想する。
- イ 児童相互の人間関係について、馴れ合い等が生じないよう場をわきまえた適切な対応ができるようにするとともに、互いに切磋琢磨できる環境づくりを行う。
- ウ 一人一役を基本として、全員に活動の場を保障する。

(2) 思考を広げるための教師の意図的な関わり

- ア 話し合い活動の深まりをもたせるため、教師が意図的に話し合い活動に参加し、話し合いを深めるためのポイントを投げかけたり、不足の点を補ったりする。
- イ 発達の段階に応じた発表の仕方、発表態度、聞く態度の育成に努め、多様な発表の場面を設定する。(ペア・3人以上のグループ・学級全体・学校全体など)

(3) 教師の「待ちの姿勢」の意識化

- ア 人数が少ないので、児童の作業の遅れなどが目立つ場合もあるが、必要以上に援助の手を差し伸べることをせず、指導事項を精選し、取り組む時間を十分に保障する。
- イ 児童の頑張りを認め、称賛する場面を多くし、自尊感情を高められるようにする。

(4) 一人学び・共学びの充実

- ア 自分たちで学習を進めることができる力(一人学び)や、人間関係の結び付きの強さを生かし学習を進めることができる力(共学び)の育成により、主体的に学ぶ児童を育成する。
- イ 直接指導・間接指導時の学習上のルールを徹底し、学習マニュアルなどを活用して、ガイド学習・リーダー学習を充実させる。

(5) 主体的な学習習慣・学習環境づくりの工夫

- ア 授業の中で、発達の段階に応じた「読む・書く・話す」という活動を積極的に取り入れ、基本的な学習習慣が身に付くように学習内容の構成を工夫する。
- イ 児童が常に新しい目標を見付け、取り組もうとする学習の習慣化につながる活動を取り入れる。(朝の活動・業間・帰りの学習などに設定する〇〇タイムなどで読書、計算、漢字学習、音読、名文・詩の暗唱・英語学習などの活動を行う等)

5 複式学級で授業をする上での留意点

(1) 学級担任と複式解消教員との連携

教頭や教務主任、各市町において配置されている複式解消教員が複式学級に入り、単式学級の形態にして国語や算数などの授業を実施している場合があります。また、学年別指導でチーム・ティーチングを行う場合、担任が中心となって両学年に関わる指導を行い、複式解消教員はその支援をします。そうした場合、担任は、間接指導中に指導や評価を複式解消教員に委ねてしまいがちになりますが、一方の学年を複式解消教員に全面的に委ねて指導や評価を行うことがあってはなりません。担任は一人であるということを念頭に置き、責任ある指導・評価を行うことが求められます。例えば、単元ごとに担当する学年を変えるといった工夫をして、担任は複式解消教員から得た情報を生かしながら、児童一人一人に応じたきめ細かな指導を展開することが重要です。

(2) 評価の在り方

単式学級の形態で授業を行っていても、評価を行うのは担任です。複式解消教員が行った評価は、補助資料として使用します。したがって、間接指導時は、見取る場面を明確にした上で評価方法を工夫することが必要となります。そのためにも、担任と複式解消教員との間で児童の実態を十分に把握し、どの場面で何を見取るのかを事前に計画しておくことが重要です。

第13章 帰国・外国人児童生徒教育

グローバル化の進展に伴う我が国における在留外国人の増加、出身国の多様化、国際結婚等による外国にルーツをもつ日本人の増加等の状況を受け、学校における児童生徒の多国籍化・多文化化が進んでいます。そのため、外国人児童生徒等の受入体制の整備や日本語指導・教科指導・生活指導等の充実を図ることが求められています。

平成29年度より文部科学省において帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策として、「日本語指導の充実のための教員配置」や「帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業」等、支援体制の整備が開始されています。また、「学習指導要領（平成29年度告示）解説 総則編」第3章第4節2の（2）に、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導」について以下のように示されています。

1 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒（帰国・外国人児童生徒）の指導

(1) 学校生活への適応等

海外から帰国した児童生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

- ◆ 帰国・外国人児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、該当児童生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるようにすること。
- ◆ 帰国・外国人児童生徒のもつ外国での生活や異文化に触れた経験、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるようにすること。
- ◆ 他の児童生徒についても、帰国・外国人児童生徒と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるようにすること。

(2) 日本語の習得に困難のある児童生徒への通級による指導

日本語の習得に困難のある児童生徒については、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

- ◆ 児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるよう、一人一人の日本語の能力を的確に把握しつつ各教科等や日本語の指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行うこと。
- ◆ 通常の学級における指導と通級による日本語指導の双方を効果的に行うため、それぞれの担当教師同士が日本語の習得状況を含めた児童生徒の状態や変化について密接に情報交換を行うなどの連携に努め、指導の充実を図ること。

2 「特別の教育課程」による日本語指導について







帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別の教育課程を編成・実施することができる制度が平成26年4月1日から施行され、年間10～280単位時間を標準として指導が可能となりました。これにより、学校における日本語指導の質の向上や指導体制の整備、組織的・継続的な支援の実現が期待できます。

3 本県の施策

外国人児童生徒教育拠点校指定事業として県内39校（小学校31校、中学校8校）の拠点校を指定し教員加配を行っています。また、内地留学における語学研修や帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の開催により、帰国・外国人児童生徒教育の充実を図っています。

◆ 参考となる情報一覧 ◆

以下に掲載した内容は、文部科学省や国立教育政策研究所等の国の教育機関、県教育委員会等のホームページに掲載されたものや発出された冊子・リーフレット等の中から、先生方が指導計画等を作成したり、授業を構想したりする際に参考にできる情報ですので、御活用ください。

章名	資料名等	発行年月	出典元等	二次元コード
教育活動全般	(1)栃木県教育振興基本計画 2025 (2)現職教育資料 (3)校内研修シリーズ (4)研修プランシリーズ	R 3. 2	・ 栃木県教育委員会 ・ 栃木県教育委員会 ・ 独立行政法人教職員支援機構 [NITS]	(3) 
1 学校経営	(1)学校評価ガイドライン [平成 28 年改訂]	H28. 3. 22	・ 文部科学省	(4) 
	(2)教職員評価制度の手引	R 3. 4	・ 栃木県教育委員会 ・ 栃木県教育委員会 ・ 文部科学省	
	(3)学校における働き方改革について (4)学校における働き方改革推進 プラン (第 2 期)	R 4. 3	・ 栃木県教育委員会	
2 教育課程	(1)指導の指針	R 3. 3	・ 栃木県教育委員会	(2) 
	(2)児童・生徒指導要録の手引	R 2. 1	・ 栃木県教育委員会	
	(3)小中一貫教育の推進		・ 文部科学省	
	(4)小中一貫した教育課程の編成 ・ 実施に関する手引	H28. 12. 26	・ 文部科学省	
	(5)栃木県小中一貫教育ガイド ライン	H30. 3	・ 栃木県教育委員会	
3 学習指導	(1)「指導と評価の一体化」のた めの学習評価に関する参考資 料	R 2. 6	・ 国立教育政策研究所	(1)  (3)  (7)~(12) 
	(2)学習評価の在り方ハンド ブック	R 1. 6	・ 国立教育政策研究所	
	(3)新学習指導要領に基づく指導 と評価の一体化のための学習 評価に関する参考資料 [指導資料]	R 2. 7 R 2. 12	・ 栃木県教育委員会	
	(4)とちぎふるさと学習		・ 栃木県教育委員会	
	(5)リーフレット「家庭学習のす すめ」		・ 栃木県教育委員会	
	(6)リーフレット「学業指導」 [学力向上について]		・ 栃木県教育委員会	
	(7)とちぎっ子学習状況調査		・ 栃木県教育委員会	
	(8)パワーアップシート		・ 栃木県教育委員会	
	(9)全国学力・学習状況調査 (本県の結果と分析)		・ 栃木県教育委員会	
	(10)保護者用リーフレット		・ 栃木県教育委員会	
	(11)授業改善リーフレット		・ 栃木県教育委員会	

章名	資料名等	発行年月	出典元等	二次元コード
11 特別支援教育	(1)発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン (2)教育支援資料 (3)障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ (4)特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引 (5)個別の教育支援計画の作成と活用 (6)「発達障害教育推進センター」ホームページ (7)インクルーシブ教育システム構築支援データベース (8)「障害に応じた通級による指導の手引」改訂第3版 (9)特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)	H29. 3 H25. 10 R 3. 6 H31. 2 H29. 3 H30. 8 R4. 4. 27	・ 文部科学省 ・ 文部科学省 ・ 文部科学省 ・ 栃木県教育委員会 ・ 栃木県教育委員会 ・ 国立特別支援教育総合研究所 ・ 国立特別支援教育総合研究所 ・ 文部科学省 ・ 文部科学省	(3)  (4)、(5)  (6)  (9) 
12 へき地・複式教育	(1)複式学級担任の手引 (2)2021年度とちぎの若手教員15(いちご)研修の手引 (3)第9次長期5か年研究推進計画	H31. 3 R 3. 3 H30. 10	・ 栃木県教育委員会 ・ 栃木県教育委員会 ・ 全国へき地教育研究連盟	(1) 
13 帰国・外国人児童生徒教育	(1)外国人児童生徒受入れの手引 (2)海外子女教育, 帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ「CLARINET」 (3)帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」 (4)外国人児童生徒教育に関する動画コンテンツについて	H31. 3	・ 文部科学省 ・ 文部科学省 ・ 文部科学省 ・ 文部科学省	(1)  (2)  (4) 



第1部 学校教育 II 現状等

第1章 発達支持的生徒指導

『生徒指導提要』の改訂（令和4年12月）により、生徒指導の重層的支援構造が示され、その中に「発達支持的生徒指導※」が位置付けられました。「発達支持的生徒指導」では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、励まし、対話、授業、学校行事等を通じた個や集団への働きかけが大切となります。ここでは、「発達支持的生徒指導」の視点から本地区内における実践を6つ紹介します。

※「発達支持的生徒指導」については、第1部第7章児童・生徒指導の47ページ参照

1 ペアトーク（A小学校）

(1) 目的

中学校区で朝の会や授業中に行っている取組です。A小学校は小規模校であり、交流の相手や機会に限られる傾向にあります。そのため、学年を越えたペアトークを意図的に設定し、多様性を認め合い、自己有用感やコミュニケーション能力を高めることを目指しています。

(2) 活動内容

①指導者がトピックとペアを提示します。

②二人組になり、一方がトピックに沿って30秒で話し、もう一方が内容に合わせた質問をします。

③1セット1分間とし、その後、役割を入れ替えて同様に実施し、計2分間で行います。

I C Tを活用して事前にトピックを児童に示したり、指導者がトークを例示したりするなど、児童の発達段階に応じて取り組んでいます。



3・4年生の取組の様子

(3) 今後に向けて

学級だけでなく、異学年間でも実施していることで、授業中の話合い活動で自信をもって自分の意見を伝えられる児童が増えました。また、学級内で安心して話すことができる雰囲気醸成につながりました。今後は、児童の関心を高めるトピックやペアの組み方などを工夫し、継続した取組を実施していきます。

2 人材バンク（B中学校）

(1) 目的

人材バンクとは、生徒が自分の特技や長所をデータベースに登録し、生徒会執行部や生徒会の各委員会、教職員が、登録名簿の中から活動内容に合わせた生徒に協力を要請する取組です。人材バンクへの登録にはI C Tを活用しています。生徒が自分の特徴を生かして主体的に活動する経験を通して、自己肯定感や自己有用感を向上させることを目的としています。



人材バンクによりデザインしたモザイク画

(2) 活動内容

ア 常時の登録と活用

- ・ 生徒が人材バンクに名前と特技や長所を登録します。
- ・ 生徒会執行部や生徒会の各委員会、教職員が人材バンク登録者の中から活動内容に合わせた生徒に協力を要請します。

(例) 学校ホームページに画像を掲載する際に、人材バンクに「パソコンが得意」、「画像編集ができる」と登録していた生徒に作業を依頼しました。

イ 臨時の登録と活用

- ・ 特定の活動に合わせて、人材バンクで生徒へボランティアを募ります。
- ・ 生徒が募集内容を見て協力したい場合に人材バンクに登録します。

(例) 文化祭実行委員会が、全校生徒で作成するモザイク画をデザインする活動に協力できる生徒を募集し、興味のある生徒が登録してチームを作り、作品をデザインしました。

(3) 今後に向けて

今年度から始めた人材バンクの取組が生徒の中に徐々に浸透していき、登録者も増えてきました。今後は、人材バンクの活動をした生徒の体験を伝える取組をするなどして、さらに多くの生徒が自分の良さを生かして自分らしく学校生活を送れる環境作りを目指したいと考えています。

3 みんなで創る学校行事（スポーツフェスティバル）（C小学校）

(1) 目的

これまでの学校行事では受身になって参加する児童が多く、自主的・実践的な活動にあまり繋がっていませんでした。C小学校では、児童一人一人が主役となり、目標や役割をもって自主的・実践的に取り組めるような学校行事にすることを目的として、様々な学校行事を運営しています。

(2) 活動内容

学級活動(1)及び児童会活動と関連させた取組としてスポーツフェスティバルを実施しました。1年生では、「運動会を盛り上げる方法を考えよう」を議題に学級活動を行い、応援替え歌と応援うちわを作ることが決定しました。また、3年生では「団体種目の計画をしよう」、5年生では「障害走の計画をしよう」を議題に話し合うことで、自分たちで決めた競技に主体的に取り組むことになりました。当日の各委員会の仕事は、各学級で話し合った内容をもとに児童が検討しました。



(3) 今後に向けて

教師の適切な支援や関わりのもと、児童とともに「みんなで創る学校行事」を実施することで児童の主体性が育まれました。なお、学校行事、児童会活動、学級活動のそれぞれのねらいについて、教職員間で共通理解を図る必要があります。

4 生徒主体の「ルールメイキング」(D中学校)

(1) 目的

生徒会スローガン「生徒どうしで心を開き合える学校」を目指して、生徒会執行部と専門委員会が中心となって「ルールメイキング」の取組が行われています。生徒が中心となり教師や関係者と対話しながら校則・ルールを見直していく取組です。「対話を通して納得解をつくるプロセス」を学びの機会と捉えています。「ルールメイキング」は、校則を見直すことが目的ではなく、校則を題材に生徒が目指したい学校づくりにつなげることを目的としています。

(2) 活動内容【ルールメイキングの手順】

- ①「ルールとは何か、何のためにあるのか」を確認した上で現状の課題を把握する。
- ②生徒主体に様々な意見や情報を集め、ルールの見直しを行う。
- ③生徒会・教職員等が新しいルールについて対話を繰り返し、みんなが納得する答えを探る。

(3) 今後に向けて

ルールメイキングの活動を通して、社会で求められる合意形成の過程を体験する機会にもなっています。対話を繰り返していく中で、生徒自身の当事者意識が高まり、よりよい生活を自分たちで創っていかうとする意識が向上しています。本活動の目的を大切に、「生徒どうしで心を開き合える学校」を目指していきます。

【「ルールメイキング」の取組の結果、見直しされた校則の一例】

- ・「清潔感のある髪型」の範囲としてツブブロックも認める。
- ・ソックスは白・黒・紺でワンポイントの入ったものは可。
- ・下履きは、ジョギングシューズとし、色は白・黒・紺とする。など



学級に掲示されているルール

5 PUT（パワーアップタイム）（E小学校）

(1) 目的

「勉強が分からない」、「授業の時間が苦手」等、学習に対するつまずきを支援することで登校への不安を緩和し、学業の不振による不適応を防ぐことを目的としています。



PUTの取組の様子

(2) 活動内容

ア 活動日

毎週火・金曜日 朝の活動 15 分間

イ 対象児童

各クラスの学習につまずきがある児童 2、3 名程度

ウ 方法

管理職、通級指導教室の教員等が、本人のニーズに応じた課題への個別支援を行っています。また、自教室で活動する児童に対しては、複数の課題を用意し、自発的に取り組める学習環境を整えています。

(3) 今後に向けて

PUTの中で児童の変化にいち早く気づき、複数の教職員で組織的に対応することで学校生活への不安を取り除くことができます。その結果、新規不登校の予防につながっています。さらにPUTを充実させるため、学習内容や児童の困り感を保護者と共有し、学校と家庭の連携を図っていきます。

6 義務教育学校の強みを生かした発達支持的生徒指導（F義務教育学校）

(1) 目的

1年生から9年生までが異学年交流を通して、上級生には思いやりのある行動や優しい声掛けができることを、下級生には他者との接し方を学ぶことができることを目的としています。

また、児童生徒と教職員という立場を超えた交流を通して、児童生徒が得意なものを自己開示する機会や自己肯定感の向上を図ることを目的としています。



チャレンジランキングの様子

(2) 活動内容

ア 児童生徒会主催の「1年生歓迎集会(チャレンジランキング)」、「クイズラリー」

- 「1年生歓迎集会」は、縦割り班で16種類のゲームを各教室で行います。新入生が上級生との交流を通して、学校や「なかよし班（1～9年の縦割り班）」など、新しい環境や人間関係に慣れることを目的とする機会です。
- 「クイズラリー」は、縦割り班のチームごとに学校内を周り、クイズを解くことで学校や教職員について知ることができる企画です。

イ 先生方への挑戦状

児童生徒が自らの得意分野で教職員に挑戦状を送り、昼休みに真剣勝負を行います。今年度は「ものまねドッジボール」を実施しました。事前に児童生徒会から各先生方へ挑戦状が手渡され、当日出題された「ものまね」をしながらドッジボールをしました。「児童生徒会」対「教員」で熱戦を繰り広げ学校全体が一体となって盛り上げることができました。

(3) 今後に向けて

9年間を見通して、全教職員の共通理解のもと、全児童生徒に対して支援を行っています。また、教職員と児童生徒の関係性が向上し、悩み等を相談しやすい雰囲気構築することができました。今後は、全学年が活躍できる場面を工夫することが必要となります。例えば、本年度は、体育祭の応援合戦において、6年生が前期課程最上級生としての力を発揮できるよう、前・後期課程に分けて実施しました。

このように、これまでの取組を見直しながら義務教育学校の強みを生かし、全児童生徒が輝ける場面を工夫していきます。

第2章 インクルーシブ教育システムの推進

共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育システムの推進が求められています。本県においても、更なる推進に向け、教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上を図っているところ です。

栃木県教育委員会では、令和3年度から「インクルーシブ教育指導員（以下、指導員）モデル配置事業」を実施しました。この事業は、小学校の通常の学級に在籍し、個別の指導計画を踏まえた指導を行っている児童を中心に指導・支援の充実を図り、校内支援体制を強化していくこと等を目的としています。

那須地区においても、令和3年度から指定されたモデル校に、1年間ずつ指導員が配置されました。指導員は、児童の実態を的確に把握し、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターや学級担任等と連携しながら、様々な取組を行いました。ここでは、本事業における実践や成果の中から主なものを取り出して紹介します。

本事例では、モデル配置校である小学校での実践を紹介していますが、各小・中学校及び義務教育学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心にインクルーシブ教育システムの推進を図る際の参考としてください。

1 令和3年度モデル配置校（那須塩原市立三島小学校）における実践

(1) 配慮を要する児童への具体的な指導・支援

指導員が積極的に通常の学級に関わり、配慮を要する児童の特性の理解や支援方法について、担任に具体的な指導・支援を行いました。指導員からの専門的な助言により、児童への適切な声掛けや支援ができるようになりました。児童の特性に応じた対応をすることで、信頼関係が構築され、授業や学級全体の雰囲気はより良くなりました。指導員が学級に積極的に関わることで、特性や困り感のある児童への関わり方や支援方法について、今まで以上に担任が意識するようになったことが大きな成果でした。



(2) 特別支援教育コーディネーターとの連携による校内支援体制の強化

指導員は様々な場面における支援状況や児童の姿を細かく記録し、実態把握をしました。その情報を基に、支援方法の検討を行いました。その際、担任だけではなく特別支援教育コーディネーターや関係職員等、複数の教職員が関わることで、多角的な視点で検討することができました。これにより、幅広い支援と役割分担が可能となりました。

また、職員会議や研修会等において、全教職員にインクルーシブ教育や合理的な配慮について指導員から紹介したり啓発したりしました。先生方の意識の向上が図られることによって、校内支援体制の組織的な強化につながりました。

(3) 合理的配慮や具体的な支援方法を生かした授業づくり

特別支援教育コーディネーターと指導員の連携による校内支援体制の強化を進めてきましたが、大規模校ということで配慮を要する児童が多く、個に応じた支援を十分に行うためには多くの職員が関わるができる体制づくりと情報共有等の時間の確保を今後の課題として捉えています。指導員から得た配慮を要する児童への具体的な支援方法についての指導や助言を生かしつつ、全ての児童にとって、楽しく分かりやすい授業にするために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを継続しています。

2 令和4年度モデル配置校（大田原市立大田原小学校）における実践

(1) 児童一人一人の適切な理解

ア 各種検査やテストの分析による支援

適切な児童理解により、全ての児童の特性に合った指導・支援ができれば、個別最適な学びの実現につなげることができます。そのことから、指導員が全児童の知能検査の結果を読み取り、スクリーニングを行いました。特別な支援が必要な児童について、集団の中での個別の支援や合理的配慮の検討につなげることができました。また、潜在的な発達の特性について早期に気付くことができ、関係機関との連携に結びついた児童もいました。指導員は、知能検査や学力テストだけでなくQUの分析も行い、個人に加えて学級の特徴も把握し、担任と情報を共有しました。医療機関とつながっている児童については、医療機関からの報告書やWISCの結果も分析し、適切な支援の仕方を担任へ伝えることで学級での支援に生かすことができました。

イ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用

個別の教育支援計画は、障害のある子供に対し、長期的な視点で一貫した支援を行うことを目的に、保護者や医療・福祉等の関係機関と情報共有を図りながら作成・活用するものです。

大田原小学校では、個別の教育支援計画や個別の指導計画を検討する際、指導目標や手立て、合理的配慮等について指導員からの助言をもとに作成しました。また、作成後は、特別支援コーディネーターと指導員、担任等が十分に連携を図り、情報を共有して指導・支援に生かすようにしました。指導員は、個別の教育支援計画や個別の指導計画を基にして、各学級の授業や生活の様子を観察したり、担任の困り感を聞いたりして、配慮児童への具体的な支援・指導の仕方や授業づくりにおける合理的配慮や具体的な指導についての助言を行いました。年度末には、児童の変容から指導目標や手立てが適切であったかという視点で評価を行いました。また、同時に次年度の前期の内容の検討も行いました。特別な支援が必要な児童の中には、新しい環境の変化に対応することが苦手の児童もいるので、新年度の担任が児童の支援方法や手立て、合理的配慮を理解した上で、年度当初から支援に当たることができ、有効です。



【模範授業の様子】

(2) 全教職員によるインクルーシブ教育への理解と意識の向上

ア 校内夏季研修会の実施

インクルーシブ教育や特別支援教育への理解を深め意識を向上させるため、校内夏季研修会において、全教職員を対象に「インクルーシブ教育って何？」と題した講話を実施しました。発達障害のある児童に対する合理的配慮の必要性や、授業や学校生活の中でのインクルーシブ教育について、資料を用いて話し合いました。また、指導員が教師役となり、第4学年国語の説明文を用いて模擬授業を実施しました。発達障害のある児童や配慮が必要な児童の困っている状態に寄り添うことを通して、その児童を含めた全ての児童に分かりやすく、学びやすい授業が大切であることの理解につながりました。ユニバーサルデザインの視点として、視覚化やスモールステップ化、展開の構造化等についても学ぶことができました。



【校内夏季研修会の様子】

3 令和5年度モデル配置校（那須町立黒田原小学校）における実践

(1) 全校体制でのインクルーシブ教育の推進

本校には、軽度知的障害、発達障害のある児童や外国籍の児童が在籍し、本年度は視覚障害（全盲）のある児童（A児）が入学しました。そこで、弱視特別支援学級開設を機に、全校体制でインクルーシブ教育の推進を図っています。障害の有無や国籍の違いにかかわらず、本校児童の多様性や個性を尊重し、金子みすゞの詩「わたしと小鳥とすずと」にある「みんなちがって、みんないい」の理念を全教職員、全児童で共有することを目的として取り組んでいます。

(2) 具体的な取組

ア インクルーシブ教育指導員による指導・支援

(7) 特別支援教育の視点を踏まえた実態把握、指導・支援

指導員は全ての通常の学級の授業に関わり、インクルーシブな学級経営や授業の在り方等について、きめ細かい指導助言をしています。児童の特性の理解や関わり方等、授業者にとってこれまでの指導を見直す機会となり、「安心感」や「分かりやすさ」を高める授業の必要性を理解し、実践するようになってきました。また、個別の指導計画を作成している児童については、指導目標の達成状況により授業支援の時間を調整しながら、十分な支援ができるようにしています。

(4) インクルーシブ便りの発行

指導員は定期的にインクルーシブ便りを発行し「通常の学級における特別支援教育」についての研修資料や、各学級での「安心感」と「分かりやすさ」を高める指導の実践を紹介しています。担任にとっては、自分の実践が紹介されることで励みになり、他の教師の実践を参考にすることもできます。

イ 「みんなちがって、みんないい」 ～障害や特性を理解する場の設定～

本年度新設された弱視特別支援学級の教室は児童昇降口近くにあり、人通りも多いので「ちょっと立ち寄れる空間」とし、多くの児童がA児と関わりをもつことで相互により影響を及ぼしていけるようにしています。教室や廊下にはA児の学習や生活の様子が分かるような作品や写真を掲示し、障害があってもいろいろなことに挑戦し、できることがたくさんあることを他の児童が理解できるようにしています。また、図書室に、点字付き絵本や障害のある子供が登場する絵本など、特別支援教育や福祉教育に関する図書を集め「みんなちがって、みんないいコーナー」を設置し、相互理解を図っています。日常生活にあるバリアについて、児童が自分事として考えるきっかけとなっています。

ウ 保護者への啓発

全校児童数が減少傾向であるのに対し、通常の学級に在籍し支援を必要とする児童数及び、特別支援学級在籍児童数は共に増加しています。本校の目指すインクルーシブ教育を進めていく上では、教職員だけでなく保護者の理解が必要です。本校の特別支援教育の考え方と各学級での実践、児童の自己肯定感を高める接し方の具体例等を特別支援教育便りの中で紹介し、保護者への啓発を図っています。



特別支援教育便り



上級生と遊ぶA児



インクルーシブ便り



みんなちがってみんないいコーナー

第3章 那須地区の学校教育の現状を表すデータ

ここでは、那須地区における令和5年度の学校教育の現状を表すデータを掲載します。

1 加配教員の有効活用

教員が加配されている学校では、配置の趣旨を生かした活用を行い、成果を上げています。本年度の主な加配措置については、次のとおりです。

【主な加配教員の配置状況】

名称	配置状況	配置の趣旨
小学校4～6学年及び 中学校全学年35人学級 編制（本県独自）	小学校13名（10校） 中学校17名（7校）	小学校においては、児童が基本的な学習習慣の定着や集団での適応を図るため、児童一人一人に対し、よりきめ細かな指導を行う。中学校においては、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、生徒一人一人に、よりきめ細かな学習指導や生徒指導を行う。
学力向上実践	中学校21名（16校）	ティーム・ティーチングや、コース別、習熟度別など、柔軟な指導形態を取り入れるなどして、個に応じたきめ細かな指導を行い、教育効果を高める。
専科指導	小学校43名（29校）	教科担任制を導入している小学校において、より教科専門的な指導を行う。
学力向上推進リーダー	小学校3名（9校）	小学校の国語と算数の教科指導に実績のある教員が複数の学校を兼務し、それぞれの学校において教員への個別指導や授業への支援等を行うことで、教員の指導力向上や学校全体の学力向上を図る。
児童生徒支援対応	小学校6名 中学校13名	日本語指導を必要とする外国人子女が、一定数以上在籍する学校、学習指導面や児童・生徒指導面において課題のある学校及び統廃合後の学校に配置し、教育効果を高める。
通級指導対応	小学校23名 中学校2名	言語障害、自閉症・情緒障害等のある通常の学級の在籍児童に対し、通級により個に応じた指導を行う。
特別支援学級対応	小学校6名 中学校1名	多人数、重度障害、重複障害等、特別支援学級において課題のある学校に配置し、個に応じた指導を充実させる。

また、常勤教員の加配措置以外にも様々な非常勤教育職員が配置されています。活用に当たっては、「会計年度任用教育職員等取扱要領」及び「会計年度任用学校職の勤務時間その他の勤務条件に関する要綱」等に基づき、適切な勤務が行えるように配慮する必要があります。加えて、各市町が独自に非常勤講師等を採用していることから、1つの学校に勤務形態の異なる職員が混在するケースが多くなっています。一人一人の職員が適正に勤務できるよう、校内で共通理解を図ることも大切です。

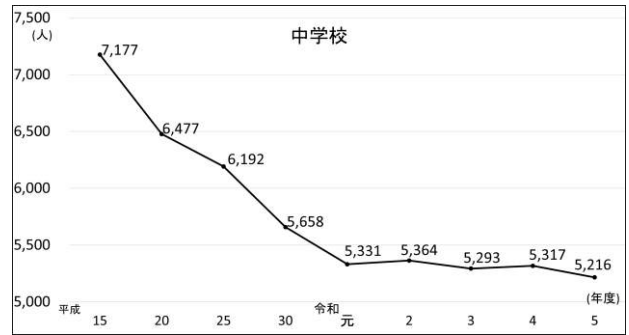
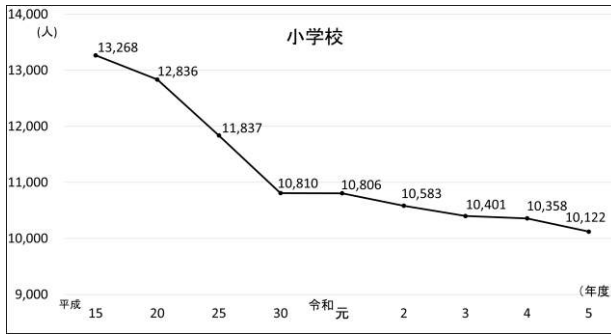
2 那須地区の学校・教職員・児童生徒の状況

(1) 学校数・学級数・教職員数・児童生徒数

	学校数			学級数			教職員数				児童生徒数		
	小学校	中学校	義務教育学校	小学校	中学校	義務教育学校	校長教諭	養護教諭等	栄養教諭等	事務職員	小学校	中学校	義務教育学校
大田原市	19	8	0	150 (35)	57 (20)	0	424	30	9	30	3,311	1,744	0
那須町	6	2	0	42 (13)	15 (7)	0	119	8	3	9	875	431	0
那須塩原市	17	8	2	205 (62)	92 (30)	15 (4)	634	29	6	31	5,735	2,958	284
合計	42	18	2	397 (110)	164 (57)	15 (4)	1,177	67	18	70	9,921	5,133	284

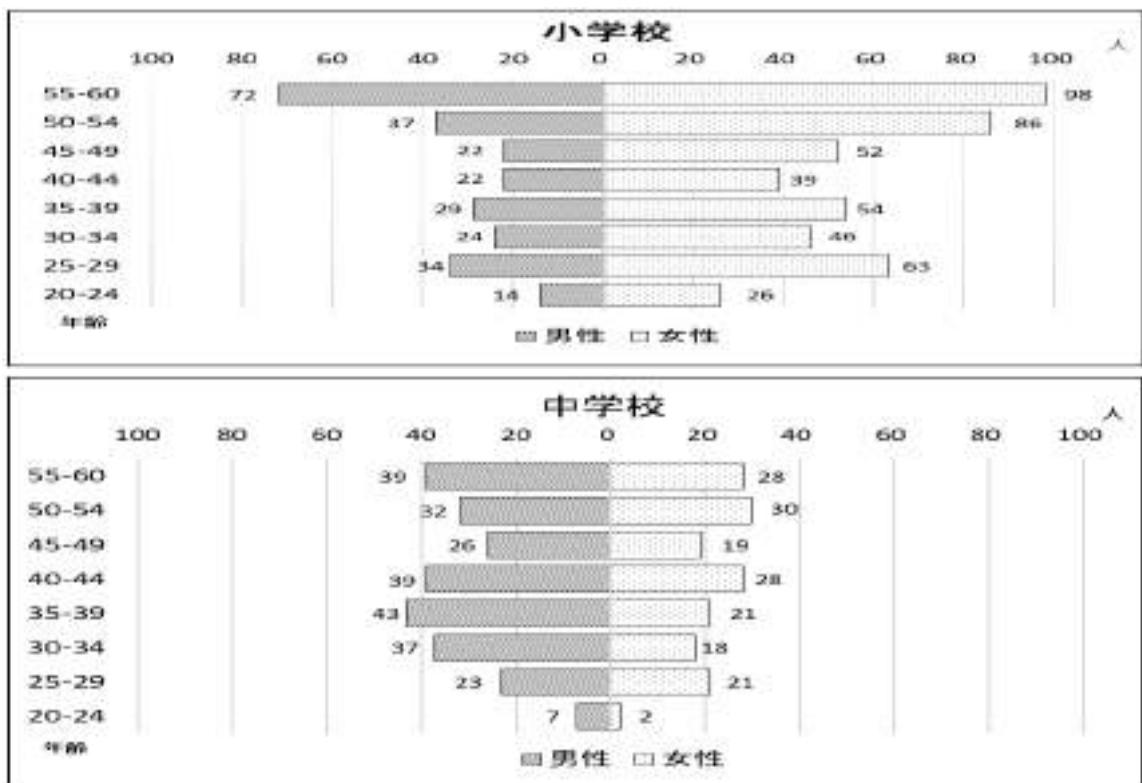
【令和5年5月1日現在、（ ）外数で特別支援学級数を表示、特別支援学級児童生徒数を内数として含む】

(2) 児童生徒数の推移（令和5年5月1日現在）



(3) 校長・教員の年齢構成

(令和5年5月1日現在の校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭の人数。年齢は令和5年度末とする。)



3 教育課程編成上の工夫

(1) 小学校6学年における教科担任制(義務教育学校、分校を含む45校)

教科担任制を導入することにより、教科指導の専門性を生かした、よりきめ細かな指導が期待されます。

◆教科担任制の実施教科

	国語	書写	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語
学校数	11	26	29	23	36	37	19	31	28	33
割合	24.4%	57.8%	64.4%	51.1%	80.0%	82.2%	42.2%	68.9%	62.2%	73.3%

(2) 中学校におけるチーム・ティーチング(義務教育学校、分校を含む21校)

個に応じた指導を充実させることで、学習内容の確実な定着を図っています。

◆チーム・ティーチングの実施教科

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	外国語
学校数	2	1	21	5	1	1	6	2	16
割合	9.5%	4.8%	100%	23.8%	4.8%	4.8%	28.6%	9.5%	76.2%

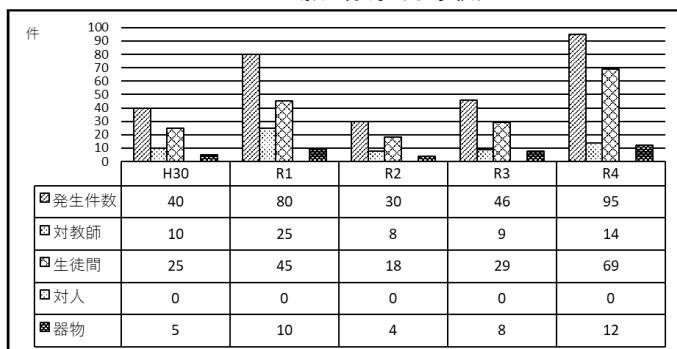
4 児童・生徒指導上の現状と対応

(1) 暴力行為の現状と対応

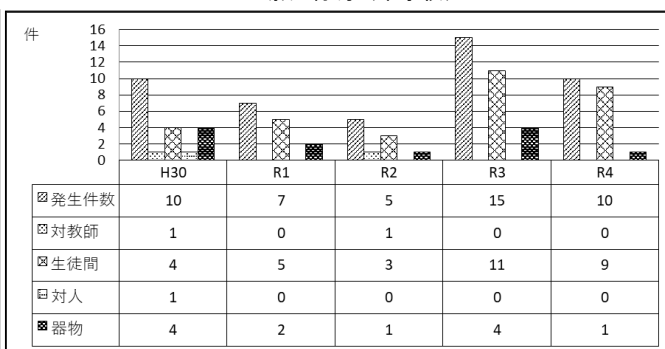
本地区内の令和4年度の暴力行為発生件数を見ると、令和3年度と比較して小学校で49件増加し、中学校では5件減少しています。小学校における発生件数の増加については、各学校において、積極的に暴力行為を認知していること、特定の児童生徒の複数回に渡る暴力行為の認知によるものが要因であると考えられます。また、発達障害やその疑いのある児童生徒が、教師による指導の意図を読み取れなかったり、友人とのコミュニケーションが取れなかったりして、感情をうまくコントロールできずに、手や足が出てしまうケースなどが報告されています。

今後も引き続き、特別支援教育の視点を生かした指導・支援の充実、本人の特性や家庭環境等、暴力行為の背景についての理解、暴力行為を起こさない心を育てるための規範意識や倫理観の醸成、さらには、関係機関との連携及び組織的な対応の充実が求められます。

暴力行為（小学校）



暴力行為（中学校）

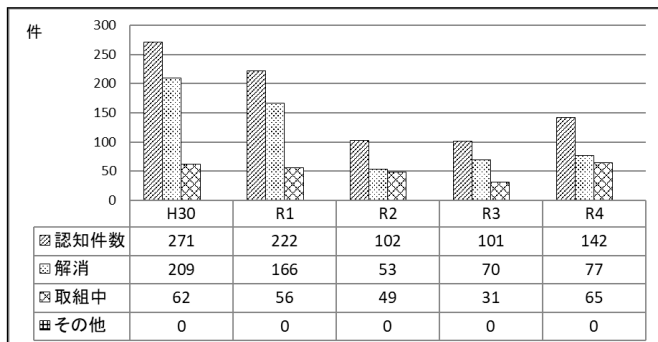


(2) いじめの現状と対応

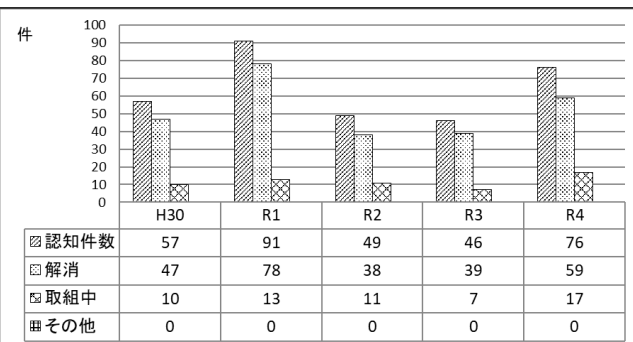
本地区内のいじめ認知件数を見ると、令和3年度と比較して小学校で41件増加し、中学校で30件増加しました。いじめの認知件数の増加に至ったことについては、各学校において、いじめの定義を正しく認識し、積極的にいじめの認知を行っているとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組が少しずつ緩和され、児童生徒間の接触が少しずつ増えたことが影響していると考えられます。

引き続き、いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要があります。そして、いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的に未然防止、早期発見・早期対応することが極めて大切です。いじめが起きにくい、いじめを許さない集団づくりなど未然防止の取組の充実とともに、いじめに関しては、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為も含め、早い段階からの確に対応することも重要です。

いじめ認知等（小学校）



いじめ認知等（中学校）



(3) 不登校の現状と対応

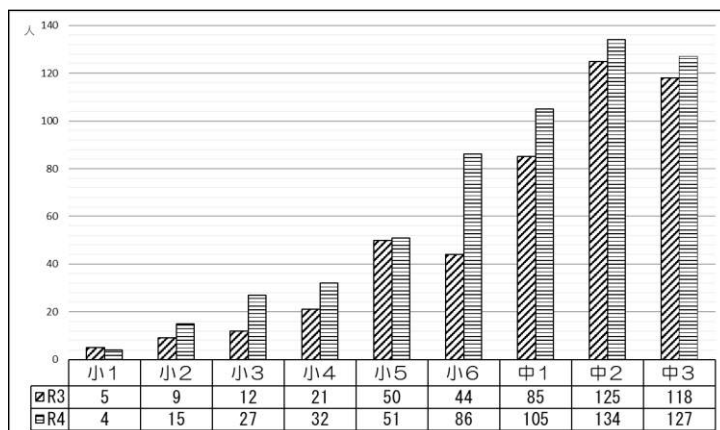
本地区の不登校児童生徒数を見ると、小学校の不登校児童数は令和3年度に比べ増加しており、全体の42.8%が前年度から継続の不登校児童になります。また、中学校の不登校生徒数は令和3年度に比べ増加しており、全体の58.7%が前年度から継続の不登校生徒になります。今後も引き続き、個々の要因・背景を適切に見極めた個別的な取組の充実及び新たな不登校を生まないための取組の推進が大切になります。

「学年別不登校児童生徒数」のグラ

フでは、令和3年度に比べ、小学校1年生を除く他の学年において不登校児童生徒が増加しており、特に小学校では6年生、中学校では1年生の増加が顕著となっております。

これらの現状を踏まえ、未然防止の取組や適切な初期対応を推進していくとともに、SCやSSW等の活用により、校内の相談・支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ることが大切になります。

学年別不登校児童生徒数



5 へき地等学校及び複式学級の概況

本年度、本地区におけるへき地等の学校は、へき地1級が1小学校です。また、複式学級設置校は小学校7校、義務教育学校1校です。

【へき地等学校及び複式学級をもつ学校の状況（令和5年5月1日現在）】

(小学校) ◇網掛けは複式学級 ◇級はへき地学校等の級別区分

市町名	学校名	級	複式	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学級数	備考
大田原市	宇田川小	○		6	9	7	9	11	15	5	
	奥沢小	○		5	9	5	6	11	12	6	特支1
	羽田小	○		5	5	4	8	6	13	4	
	佐良土小	○		5	2	6	4	3	10	4	特支1
	湯津上小	○		11	16	4	10	11	12	6	特支1
	蛭田小	○		5	6	8	11	9	14	6	特支1
	須賀川小	1 ○		6	4	2	6	10	3	5	特支1

(義務教育学校) ◇網掛けは複式学級 ◇級はへき地学校等の級別区分

市町名	学校名	級	複式	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	学級数	備考
那須塩原市	塩原小中	○		2	5	2	7	4	6	4	3	8	7	特支1

6 外国人児童生徒教育の現状

本地区における外国人児童生徒教育拠点校(栃木県教育委員会指定)は、次の通りです。拠点校は、外国人児童生徒(帰国児童生徒を含む)の就学の受け入れの中心となり、外国人児童生徒に対する教育の研究や実践を行っています。また、日本語指導教室において段階的・効率的に日本語を指導しています。

【令和5年度外国人児童生徒教育拠点校】

市町名	学校名
大田原市	西原小学校
那須塩原市	共英小学校
	東小学校

市町名	学校名
大田原市	大田原中学校



7 特別支援学級等の設置状況

小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級による指導を受ける児童生徒の数が増加傾向にあり、ここ数年、特別支援学級や通級指導教室を新たに開設する学校が増加しています。なお、本年度の特別支援学級等の設置状況は下表のとおりです。

市町	学校名	知的	自情	難聴	弱視	通級指導教室			市町	学校名	知的	自情	難聴	肢体	通級指導教室				
						言語	自情	その他							言語	自情	その他		
大田原市	大田原小	4	2			1			那須塩原市	那須中	1	1	1						
	西原小	2	1				1			那須中央中	2	1	1						
	紫塚小	1	1							黒磯小	1	1	1	1	1				
	親園小	1	1							稲村小	2	2					1		
	市野沢小	1	1				1			東原小	1	2							
	奥沢小	1								埼玉小	2	2							
	金丸小	1	1							豊浦小	2	1						1	
	北金丸分校		3							共英小	2	2							
	薄葉小	1	1							鍋掛小	2	1							
	佐久山小	1	1							大原間小	2	3						1	
	佐良土小		1							波立小	1	1							
	湯津上小	1								高林小	1	1							
	蛭田小		1							青木小	1	1							
	川西小	1	1							三島小	3	3	1※					1	
	黒羽小	1	1							槻沢小	3	1							
	須賀川小		1							東小	2	2					1		
	両郷中央小	1	1							南小	2	2							
	大田原中	2	1							西小	1	2		1					
	若草中	2	2							大山小	1	2							
	親園中	1	1							箒根学園(前)	1	1							
	金田北中	1	1							塩原小中(前)	1								
	金田南中	1	1							黒磯中	1	1		1					
	北金丸分校		2							黒磯北中	2	2							
野崎中		1※						厚崎中	2	2									
湯津上中		1						日新中	2	2									
黒羽中	1	2					1	東那須野中	1	1									
東陽小	1	1						高林中	1	1									
学びの森小	1	1						三島中	3	3									
高久小		1						西那須野中	2	3						1			
田代友愛小	1	1			1			箒根学園(後)		1									
那須高原小	1	1																	
黒田原小	1	2			1※	1													

※令和5年度新設学級（教室）

小学校種別	知的	自情	難聴	肢体	弱視	中学校種別	知的	自情	難聴	肢体
学級数合計	53	55	2	2	1	学級数合計	25	30	2	1

令和5(2023)年度指定 研究学校・事業一覧

指定機関	市町名・学校名	事業名	期間	
文部科学省	大田原市・那須町・那須塩原市	学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業	R5	
	大田原市・那須町・那須塩原市 (全校配置)	スクールカウンセラー等活用事業 (スクールカウンセラーの配置)	R5	
	大田原市・那須町・那須塩原市	スクールソーシャルワーカー活用事業 (スクールソーシャルワーカーの配置)	R5	
	那須塩原市	切れ目ない支援体制整備充実事業 (看護師、外部専門家の配置)	R5	
	那須町・那須塩原市	地域と学校の連携・協働推進事業 (地域学校協働活動市町村補助)	R5	
	那須塩原市	市町立中学校部活動指導員配置事業	R5	
	大田原市	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (スクールガード・リーダー配置)	R5	
県教育委員会	義務教育課	大田原市・那須町・那須塩原市	不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業	R5
		大田原市・那須町・那須塩原市	とちぎっ子学力アッププロジェクト事業	H26～
		那須塩原市	学力向上コーディネーター派遣事業	R3～5
		那須町・那須塩原市	学力向上推進リーダー配置事業	R5
	幼児教育センター	大田原市・那須塩原市	とちぎの幼小カリキュラム接続プロジェクト	R4～5
	健康体育課	大田原市	児童生徒の体力向上指導者研修会 (3市町合同で開催)	R5
	教育政策課	大田原市(薄葉小) 那須町(那須中央中)	業務改善推進者研修事業 (業務改善モデル校)	R5
	生涯学習課	大田原市(親園中)	栃木県巡回公演(伝統芸能)	R5
		大田原市(3校合同:金田北中・ 市野沢小・羽田小) 那須町(6小学校合同) 那須塩原市(塩原小中学校)	移動音楽鑑賞教室	R5
		大田原市(親園中)(湯津上小) 那須町(那須中) 那須塩原市(厚崎中)(青木小)	学校訪問演奏会	R5

第2部 ふれあい学習

第1章 生涯学習

1 生涯学習の推進

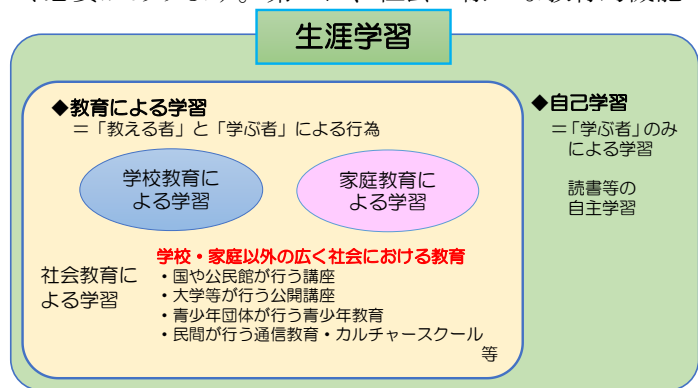
(1) 生涯学習とは

生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、一人一人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもので、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段や方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。生涯学習には、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるものだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動や社会貢献活動等の中で行われる、あらゆる学習活動が含まれます。

また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

生涯学習社会の実現を目指すためには、第一に、人々が自ら学習しようとする意欲を高め、自ら学んでいくことができる力を育成していく必要があります。第二に、社会の様々な教育的機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備し、学習の機会や学習の成果を生かす場の更なる充実を図る必要があります。

生涯学習の概念は右図のように表すことができますが、生涯学習社会の実現に向けては、学校教育、社会教育^{*1}、家庭教育の3つが連携しながら取り組んでいくことが重要です。



社会教育^{*1}

「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（社会教育法第2条「社会教育の定義」 S24.6）

(2) 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025 とちぎ 学び 輝き プラン

本計画は、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、生涯学習関連施策を明らかにし、本県の生涯学習を推進するための基本指針とするもので、「栃木県教育振興基本計画2025」をはじめとする各種計画との調和を図っています。

本県の生涯学習を推進していくに当たり、目指す県民像を「主体的に学び、多様な人々と協働しながら、地域や社会で生き生きと行動する県民」とし、その実現に向けた基本目標を「学び、つながり、活躍できる人づくり」としました。

この基本目標の達成に向け、「自立」「協働」「創造」の3つの方向性から基本施策とそれを支える生涯学習の基盤づくりを施策の体系として、生涯学習を推進していきます。

（参考：栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025 とちぎ 学び 輝き プラン）



2 ふれあい学習の推進

(1) ふれあい学習

ふれあい学習とは、子供同士、大人同士、子供と大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を指します。ふれあい学習は、これらの活動を通して、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、子供の「生きる力」を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指すための「地域づくり」を目的とした取組です。

ア 取組の推進

- (ア) 「ふれあい学習」の現状の把握や評価を基に、全県的な推進方策を企画し、各市町や公民館、関係機関等へ情報・資料提供等を行い、取組の充実を図る。
- (イ) 幅広い地域住民や企業・団体等のネットワークづくりを支援し、各地域で実施される「ふれあい学習」の取組に、より多くの人々の参画を促す。
- (ウ) 子供との関わりの中で、ともに大人も学び合い育ち合う活動の充実に向けて、地域の様々な教育活動に携わる関係者の資質の向上を図るための研修を充実させる。



【ふれあい学習の概念図】

イ 学校と地域の連携・協働の推進

- (ア) 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、「地域とともにある学校」づくり及び、地域学校協働本部等の学校を支える地域の組織体制整備を支援する。
- (イ) 学校と地域の総合的な調整を担う地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員の養成に努めるとともに、活動の充実につながる情報提供等の支援を行う。
- (ウ) 学校と地域が連携・協働した活動を効果的・効率的に推進するため、地域連携教員をはじめ、教員を対象とした研修及び情報の提供を行う。

ウ 家庭教育への支援

- (ア) 家庭教育支援プログラム等を活用した家庭教育に関する学習の機会を市町と連携して提供するため、家庭教育支援プログラム指導者研修を実施し、指導者の養成を図る。
- (イ) 家庭教育を支援するための学習活動や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダーを養成し、子育て中の保護者に対する支援を行う。
- (ウ) 子育てや家庭教育に悩みや不安をもつ保護者や、いじめなどの問題を抱えている子供が、いつでも相談できる体制を整える。

(参考: 栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—R3.2)



家庭教育支援プログラム指導者研修



家庭教育オピニオンリーダー研修



家庭教育支援プログラム

(2) ふれあい学習推進のための様々な取組

本県では、次のような様々な取組を行い、ふれあい学習の推進に大きな効果を上げています。

ア ふれあい学習出前講座

ふれあい学習推進の一環として、学校の教職員を対象とした現職教育や、保護者を対象とした家庭教育学級等で以下のような講座を実施しています。依頼内容に応じて様々な講座に対応します。各講座には、那須教育事務所ふれあい学習課職員等を派遣します。



P T A 研修での出前講座(家庭教育)

分野	講座内容
人権教育	○よりよいコミュニケーションについて 等
家庭教育	○子供のいいところを伸ばそう 等
地域連携	○学校と地域の連携・協働について 等

イ 児童生徒文化関係事業

児童生徒を対象に本物の芸術に触れる機会を提供し、豊かな情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成することを目的とします。本年度の実施状況は、下表のとおりです。

事業名	内容
巡回伝統芸能公演事業	落語～はなしの伝統芸能～
学校訪問演奏会事業	音楽ってすばらしい！学校でこんにちは！
移動音楽鑑賞教室事業	～SWING！！～ ブラックボトムブラスバンド演奏会
文化芸術による子供育成推進事業 (巡回公演事業)	演劇、ミュージカル、バレエ、歌舞伎・能楽、演芸、オーケストラ、合唱 等



巡回伝統芸能公演事業



学校訪問演奏会事業



文化芸術による子供育成推進事業

ウ とちぎ子どもの未来創造大学推進事業

(7) とちぎ未来大使「夢」講座

県内外で活躍する「とちぎ未来大使」を講師に迎え、それぞれの講師の得意分野を生かしたプログラムを実施しています。中学校時代の経験や自らの目標を達成した過程を講話や実演、交流等を通して中学生に伝え、夢をもたせ、考えさせる機会を提供します。



とちぎ未来大使による「夢」講座

(4) 「本物」体験講座

小学4年生～中学3年生の児童生徒を対象に、県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、「本物」に触れる学習機会を提供します。講座には、実施機関を会場にして行う現地講座と市町の公民館等に実施機関の講師が出向いて行う出前講座があります。



出前講座「ドローンを体験しよう」

3 学校と地域が連携・協働した活動の推進

(1) 学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

子供たちの生きる力は、学校だけで育まれるものではなく、家庭や地域の多様な人々が関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものです。地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していきます。これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として次の3点があげられます。

○ 地域とともにある学校への転換

学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが求められています。

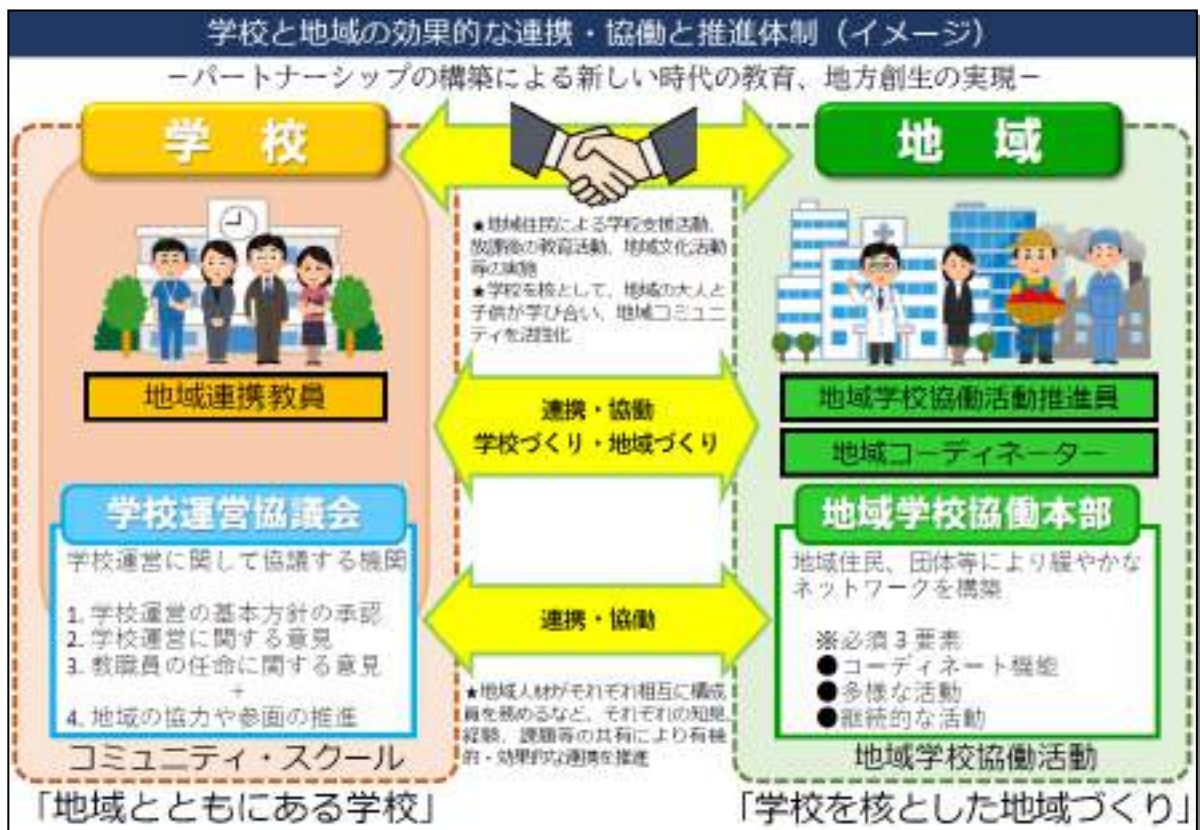
○ 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

学校と地域が連携・協働するだけでなく、子供の育ちを軸に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、また住民自らが学習することで、大人同士の絆や学びが深まります。学校との協働活動に参画する住民一人一人が学び合う場をもって、子供の教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要です。

○ 学校を核とした地域づくりの推進

地方創生の観点からも、学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、子供たちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図ることが重要となっています。

これらの点を踏まえ、以下のような推進体制を整えながら各学校における連携・協働活動を推進していくことが求められています。



(2) 学校と地域が連携・協働する際のキーパーソン「地域連携教員」

学校と地域の連携・協働のキーパーソンは、学校側の窓口となる地域連携教員と地域側の窓口となる地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員といえます。お互いが連携することで、「地域とともにある学校」づくりや地域学校協働活動を効果的・効率的に推進することができます。

ア 地域連携教員の職務

(7) 総合調整に関すること

地域連携教員は、「プランナー（企画者）」として学校全体の地域連携活動のマネジメントや体制づくり等の役割を担います。

地域連携に関する計画の作成及び見直し

<p>【年度始め】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進目標、努力点及び具体策、活動計画を確認します。 ・ 教科・領域等の年間活動計画に、地域連携活動が位置付けてあるか確認します。 	<p>【年度末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携活動に関する事後評価や学校評価を活用して、課題を明確化し、計画を見直します。 ・ 教科・領域等の年間活動計画の地域連携活動を見直します。 ・ 校内のニーズ調査を実施し、「地域連携の4つの視点」（下図）を活用して、必要があれば新たな活動を導入します。 ・ 次年度の校内研修に地域連携に関する研修を位置付けます。
--	---

地域連携に関する校内研修の企画・運営 ※【 】は研修方法例

<p>○地域連携の経緯や意義について 【外部の専門職員等による講話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令や答申等の流れの確認 ・ 学習指導要領での位置付け ・ 生涯学習社会における学校教育 ・ 子供の生きる力と地域連携 ・ 地域とともにある学校づくり ・ 学校・家庭・地域の連携の意義 等
<p>○地域連携の体制づくりについて 【担当や関係職員による説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・発信の方法 ・ 地域連携についての共通理解 ・ 学校支援ボランティアの受入れ体制 ・ 校内の環境整備（地域連携コーナーの設置や地域活動ルームの整備） ・ 近隣の学校との連携体制 等
<p>○地域連携に関する活動づくりについて 【事例研究・フィールドワーク・ワークショップ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科・領域等における地域連携活動の在り方（事例研究） ・ 地域理解の促進（歴史、文化、自然、産業、施設、企業 等）（フィールドワーク）
<p>○その他 【打合せ・資料配布・掲示・情報のデータベース化 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝の打合せでの伝達 ・ 資料の印刷配付 ・ 研修した技能の伝達 ・ 校内の地域連携コーナーの掲示 ・ 共用の情報ファイルへの収集 等

地域連携の4つの視点

<p style="text-align: center;">【地域の人材を生かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校支援ボランティアによる活動 ・ 学習支援：読み聞かせ、各教科等への支援 ・ 環境支援：遊具の塗装、花壇・図書室の整備、HP作成、防犯パトロール 等 ○企業や高等教育機関等との連携 ・ キャリア教育、出前授業 等 	<p style="text-align: center;">【地域の資源を生かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を活用した校外学習 ・ 文化財、職場体験、学校間交流 等 ○社会教育施設の活用 ・ 公民館がもつ地域情報の活用 ・ 図書館、博物館等での調べ学習や体験学習 ・ 青少年教育施設等での体験学習 等
<p>学 校</p>	
<p style="text-align: center;">【学校の力を生かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育力を生かした活動 ・ 家庭教育学級、PTA研修、親子で物作り ・ 学校開放講座 等 ○学校施設を生かした活動と交流 ・ 防災キャンプ、宿泊体験 ・ 地域住民対象の合唱講座等の開設と児童生徒との合同学習 等 	<p style="text-align: center;">【地域へ参画する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域でのボランティア活動 ・ 清掃・福祉・文化活動 等 ○近隣・異校種、地域の団体との連携 ・ 地域一斉あいさつ運動 ・ 地域の祭りへの参加 ・ 地域探検、安全マップづくり 等

(イ) 連絡調整や情報収集・発信に関すること

地域連携教員は、「コーディネーター（調整者）」として地域コーディネーター等の地域人材と連携しながら、地域連携に関する活動の連絡調整や情報の収集・発信を進めていきます。

地域連携に関する活動の連絡調整

【連携先の例】

- ・地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員、学習支援ボランティア
- ・公民館、地域コミュニティ、自治会、育成会 ・博物館 ・美術館 ・図書館
- ・郷土資料館 ・社会福祉協議会 ・家庭教育オピニオンリーダー
- ・近隣の小・中・義務教育学校、県立学校の地域連携教員 等

具体的な調整へ

【連絡調整方法の手順】

- ①依頼内容（必要な人材、活動日、活動内容等）の連絡
直前の連絡にならないよう、日程にゆとりをもつことが大切です。
- ②事前打合せの日程調整
学校支援ボランティア等が決まれば、授業担当者が調整することもできます。
- ③打合せ用紙の活用
活動のねらい・当日の流れ・学校支援ボランティアの活動等、記録に残すことで思い違いや確認不足等のトラブルを防ぐとともに、情報を次年度につなげるねらいもあります。

地域連携に関する情報収集・発信

学校と地域がお互いの情報を共有することは、活動の充実につながります。そのためには、年間を通して効果的に進めることができるよう、収集・発信する内容や方法等について工夫することが大切です。

【学校から発信】

管理職、学年主任、情報教育担当等、校内で連携を図りながら進めましょう。

〈学校から提供する情報の例〉

- ・児童生徒の学習や生活の様子
- ・学校支援ボランティア等、地域に依頼したい支援について
- ・地域連携に関する取組 等

〈発信の方法や機会の例〉

- ・学校のホームページ
- ・学校だより、学年だより
- ・授業参観日、学校公開日
- ・掲示板の活用（地域連携コーナー） 等

【地域から収集】

PTA会長、地域コーディネーター、公民館等と連携を図ることで、地域の情報を得やすくなります。

〈地域から提供してもらう情報の例〉

- ・自治会等、地域の活動団体の状況
- ・地域の文化財、社会教育施設について
- ・地域の人材情報 等

〈収集の方法や機会の例〉

- ・専門部、学年部会、地区懇談会
- ・学校運営協議会や地域学校協働本部会議
- ・地域カレンダー、地区だより 等

(ウ) 取組の充実に関すること

地域連携教員は、「アドバイザー（助言者）」として研修で学んだ知識・情報を生かし、他の教員の活動を支援します。

地域連携に関する取組の充実

〈地域連携に関する活動の実践〉

- ・担当教科や校務分掌等に応じた地域連携に関する教育活動の実践 等

〈地域連携に関する活動への支援〉

- ・教員が行う地域連携に関する教育活動への支援 等

〈計画や活動についての評価 等〉

- ・今年度の計画や活動等についての評価と次年度への活用 等

県教委ホームページでは、「地域連携教員のための手引き書」をはじめ、地域連携に関する参考資料をご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/tiikirenkeikyoinkatudousienzigyou.html>



(3) 特色ある取組

ア 大田原市立金丸小学校【地域の力を生かした教育活動】

本校は、金田南中学校区に属し、自然豊かな環境と農村地帯にある小規模校です。地域の教育資源にも恵まれ、地域に根ざした学校として充実した教育活動が展開されています。

ここでは、児童の豊かな心を育むために行われている地域の力を生かした地域学校協働活動を中心に紹介します。

(7) 地域学校協働活動推進員との連携

【地域学校協働活動推進員と地域連携教員の打ち合わせ】

月に1回程度、地域学校協働活動推進員が来校して打ち合わせを行っています。さらに推進員が、学校運営協議会の委員であることから学校運営協議会時にも打ち合わせを行っています。

【活動の連絡調整業務】

地域連携教員が人材バンクを基に年度当初にまとめて地域学校協働活動推進員へ連絡し、後日詳細のみ担当学年担任が打ち合わせる形にしています。現在の推進員は、元保護者で公民館とのつながりもあるので、各学年の連携活動への理解が深く、各学年担当との打ち合わせが効率よく行われています。



ザゼンソウ群生地見学

【主な地域学校協働活動】

トンボ団子作り（低学年）、菊作り（3年）、那須神社清掃（3～5年）、ザゼン草群生地見学・清掃（1・6年）、神楽指導（クラブ）があり、活動の効果として、児童の自然愛や郷土愛の醸成、コミュニケーション能力の向上等が挙げられます。



神楽指導（クラブ）

(4) 中学校区の学校運営協議会制度を生かした取組

【地域に学ぶ会】

児童生徒の郷土愛を育むため、学校運営協議会に提案し、3校の地域連携教員が中心となり活動を行いました。児童生徒へのアンケート調査から7つの講座を設定し、地域から講師募集を行いました。本校の地域学校協働活動推進員は調理を担当し、木工は奥沢小学校、将棋は金田南中学校など講師依頼を3校で分担しました。中学校を会場に実施し、希望する児童生徒が参加しました。



地域に学ぶ会（調理）

活動の主な効果としては、児童生徒も地域の指導者も楽しめたなど、お互いにメリットがあることや地域で児童生徒を育てていこうという意識が高められたことです。

【ながら見守り】

学校運営協議会で、登下校時の児童生徒の安全見守り活動について熟議を行っています。今後、中学校区での交通安全ボランティア活動を組織的に展開するための検討を進め、教職員の負担軽減を図る予定です。

【学校支援カレンダー】

地域連携教員が作成し、毎月、地域の各家庭に回覧しています。中学校区内の学校支援者募集のために発行しています。

7・8・9月学校支援カレンダー						
*協働活動推進員が作成し、毎月、地域の各家庭に回覧しています。						
全田南学園						
学年	月	日	内容	講師	時間	場所
低学年	7	10	交通安全	警察官	15分	本校
	7	17	交通安全	警察官	15分	本校
	7	24	交通安全	警察官	15分	本校
	8	7	交通安全	警察官	15分	本校
	8	14	交通安全	警察官	15分	本校
高学年	7	10	交通安全	警察官	15分	本校
	7	17	交通安全	警察官	15分	本校
	7	24	交通安全	警察官	15分	本校
	8	7	交通安全	警察官	15分	本校
中学校区	7	10	交通安全	警察官	15分	本校
	7	17	交通安全	警察官	15分	本校
	7	24	交通安全	警察官	15分	本校
地域	7	10	交通安全	警察官	15分	本校
	7	17	交通安全	警察官	15分	本校

学校支援カレンダー

イ 那須町立那須高原小学校【学校運営協議会を中心とする地域学校協働活動が推進された取組】

本校は、平成26年度に池田小学校と大沢小学校の2校の統合により開校し、本年度で10年目になります。その間、那須小学校との統合によって学区が広がり、地域の人的・物的環境に恵まれた中で、学校運営協議会を中心に学校と地域の連携・協働を推進し、特色ある教育活動を実践しています。

(7) 児童の声が届く学校運営協議会

【学校運営協議会の実際】

学校や地域が目標やビジョンを共有するために、学校運営協議会において学校経営方針や困り事を確認しています。また、児童が学校運営協議会で要望を直接伝える場を設けることで、学校運営協議会の委員が使命感をもって具体的な解決の手立てや取組について熱心な協議を行っています。

【学校運営協議会を経て実現した取組】

学校運営協議会で要望したロッカーの修繕は、地域の工務店の協力が得られ改善されました。また、学校周辺を飛び回るハチの駆除は、キャンプ場経営者のアドバイスで捕獲トラップを設置し、児童の活動場所の安全が図られました。これらの課題解決が迅速に行えるのは、学校運営協議会に学校支援委員会（学習・図書・安全・環境整備・運動）が位置付けられており、実動する学校支援ボランティアにつながることのできる組織体制が整えられているからです。



迅速な対応で学習環境が整うことだけでなく、児童が学校支援ボランティアの活動の様子を目にすることで、地域の方々が学校のために活動してくれていることへの感謝の気持ちが育まれるなど、付随する教育的効果が得られています。

(4) 地域学校協働活動の実践例

【学校と保護者・地域住民の協力】

地域連携教員と地域教育コーディネーターは、毎月1回のTR会議（地域連携会議）を行っています。地域連携教員は、各学年の地域連携年間計画に基づきボランティア要請を地域教育コーディネーターに伝えます。それを受けた地域教育コーディネーターは、関係する学校支援委員長へ連絡することで、児童の学習活動の支援が円滑に行われています。

【児童の主体的な活動への支援】

学校運営協議会で児童からあげられた学校施設整備に関する要望に対し、委員から学校で収穫したサツマイモを販売する提案が出されました。児童は、地域団体の協力を得て最寄りの道の駅のイベントでサツマイモの販売をしたり、イベントの手伝いをしたりするなど、自分たちの力で問題解決することを体験的に学ぶ機会を得ることができました。



なすとらん倶楽部わいわいフェアの様子

(7) 取組の成果

学校運営協議会に児童が参加することで、委員の心に火を点け、熱心な協議と、その後の活発な地域学校協働活動に結び付きました。また、次世代を担う子供たちを育てようとする地域住民の機運が高まりました。併せて、自発的に地域貢献しようとしたり、地域活性化に関わろうとしたりする、児童の郷土愛が育まれています。

ウ 那須塩原市立高林中学校【地域密着型探究活動】

本校は、校訓「共に生きる～友との共生、地域社会との共生、自然との共生」の下、目指す生徒像の一つである「仲間・家族・郷土を大切に作る生徒」の実現のため、保護者・家庭・地域との連携・協働により地域の中で共に育つ学校として充実・発展してきました。

本地区の特色として「そば」の生産が挙げられます。本校の生徒は「そば」を通して、地域を学び、地域と交流しており、自主性や表現力を身に付けます。

ここでは、本校そして本地区の特色ある教育活動「そばゼミ」「高林そばフェスタ高中」について紹介します。

(ア) 「高林そばフェスタ高中」をゴールとする「そばゼミ」

本校では20年以上前から、地域の一大イベントとして「高林そばフェスタ高中」が開催されています。そこでは、生徒と地域の方々が一緒にそばを打ち、みんなで味わったり、敬老会にふるまったりしてきました。

地域と深い関わりのある「そば」を、教育課程に組み込むことはできないか、そこで7年前から始まったのが、総合的な学習の時間「そばゼミ」です。探求の過程で生徒たちは、そば畑や水源、そば職人や地域の歴史を知る人といったところへ足を運び、地域の方々と交流しながら、自ら設定したテーマについて研究します。

さらには、「高林そばフェスタ高中」を探究活動のゴールに位置付け、地域の方々に研究結果を発表する場としました。



そば職人によるそば打ち指導

(イ) 「高林そばフェスタ高中」開催までの、学校と地域の主な役割

「高林そばフェスタ高中」は、地域学校協働本部事業です。そのため、地域連携教員や教頭が、地域学校協働本部会議で地域学校協働活動推進員と打合せをし、「高林そばフェスタ高中」開催に向けての協働体制を整えます。

学校（地域連携教員）	地域（地域学校協働本部、PTA）
「そばゼミ」 ・趣旨説明、協力依頼 ・学校ホームページや通知で情報発信 ・研究発表指導 ・「高林そばフェスタ高中」会場設営及びそば打ちに係る道具の準備	「高林そばフェスタ高中」 ・生徒向けそば講話、インタビュー対応 ・タウン誌、YouTube 番組による情報拡散 ・敬老会対応、駐車場対応 ・生徒へのそば打ち指導 ・そば打ち実演、販売用そば準備

(ウ) 取組の成果と今後に向けて

「高林そばフェスタ高中」は、生徒と地域の方々がふれあう機会として、また、生徒も大人も一緒に学び合う場として、「学校を核とした地域づくり」を担っています。地域の方々からも好意的な意見を多く寄せられており、学校への理解や協力にもつながっています。

地域産業を多角的に探求し、研究結果を自分なりに表現する「そばゼミ」は、生徒のスキルアップだけでなく、地域を深く知るといった地域学習の面からも、高い教育効果が期待できます。

学校負担の軽減については、校内で検討しているところです。今後、本校に設置予定の「学校運営協議会」において、地域の方々とも協議を重ねていく予定です。



そば職人とPTAの協働

Q 1 「コミュニティ・スクール」とは、どのような学校のことを言いますか。

A 1 コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入し、学校運営協議会を置く学校を指します。

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、一定の権限と責任をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

【学校運営協議会の主な3つの役割】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

Q 2 「地域学校協働活動（地域学校協働本部）」について、教えてください。

A 2 地域学校協働活動は、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

子供の成長を軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につながっていくことが期待されます。例えば、子供たちが地域に出て行って郷土学習を行う、地域住民と共に地域課題を解決する、地域行事に参画して共に地域づくりに関わるといった活動が挙げられます。



学校と地域が連携・協働して行う様々な地域学校協働活動

地域学校協働本部は、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を母体として、より多くの、より幅広い層の地域住民等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。

【地域学校協働本部の3要素】

- ①コーディネート機能 地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割
- ②多様な活動 より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施
- ③継続的な活動 地域学校協働活動の継続的・安定的な実施

Q3 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」とは？

A3 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施が求められています。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議等がその役割を果たします。その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりにつながる活動が一層進んでいくことが期待されます。



【PDCAサイクルの構築】

学校と地域の連携・協働を効果的、継続的に行うためには、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」が求められています。

そのために、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の関係者が学校と地域の目標や課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報を共有し、相互に連携・協働した活動を実施するとともに、活動の評価や改善を行い、次の取組につなげていくといったPDCAサイクルを構築することが大切です。



Q&Aに関する内容は、栃木県教育委員会作成「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」を参考にしております。

県ホームページ、または二次元コードから御覧いただけます。



地域連携教員の設置に関する指針

(平成 26 年 2 月 14 日 栃木県教育委員会教育長決裁)

第 1 目的

各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

第 2 対象

本指針の対象校は、栃木県内の公立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）とする。

第 3 指名

地域連携教員は、対象校の教職員であって、次に該当する者のうちから、所属校の校長が指名し校務分掌に位置づける。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 に規定する社会教育主事の資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者
- (3) 学校の状況により、(1)(2)の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。
 - ① 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者
 - ② 学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

第 4 職務

地域連携教員は主に次の業務を行うものとする。

- (1) 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること
- (2) 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること
- (3) 学校と地域が連携した取組の充実にに関すること

第 5 留意事項

- (1) 地域連携教員は、前項の業務を行うに当たっては、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）その他の関連法令の趣旨を踏まえ、生涯学習の視点に立って行わなければならない。
- (2) 校長は、地域連携教員が果たすべき職責を鑑み、校務上の調整、研修への参加、その他の必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第 6 任期

- (1) 地域連携教員の任期は、指名された日の属する年度の末日までとする。
- (2) 地域連携教員は、再任されることができる。

第 7 その他

- (1) 県教育委員会は、地域連携教員が十分に職務を遂行することができるよう、研修その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 県教育委員会は、地域連携教員の活動状況の把握に努めるものとする。
- (3) 県教育委員会は、地域連携教員の設置に関して評価を行い、必要に応じて指針の見直しを図ることとする。

第 8 委任

この指針の実施細目は、別に定める。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

第2章 生涯スポーツ

生涯にわたってスポーツに親しむことには、健全な心身の育成だけでなく地域における人と人とのつながりや活性化に大きな意義があります。本県では令和5年3月に「とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略」を策定し、スポーツを通じた地域活性化を図っています。

1 「栃木県スポーツ推進計画 2025ーとちぎスポーツ推進プランー」の基本理念

県民の一人ひとりがライフステージに応じてスポーツに親しむことは、心身の健康の保持増進をはじめ、地域社会の再生や交流機会の拡大による絆づくりに寄与するなど、人生を豊かにします。（中略）「する」「みる」「ささえる」といったスポーツとの多様な関わりをもった、県民総スポーツ社会の実現を目指し、「スポーツを通じて夢や感動を共有しスポーツで人生を豊かにする“とちぎ”の実現」を基本理念とします。

（栃木県教育委員会 栃木県スポーツ振興計画 2025から一部抜粋 R3.2）



2 子供の体力向上の推進「とちぎっ子体力雷ジグひろば」

栃木県教育委員会事務局健康体育課が開設しているWEBサイト「とちぎっ子体力雷ジグひろば」では、本県の子供たちが、運動に対する興味・関心を高め、運動を好きになることで体力向上が図れるよう、様々なコンテンツを用意しています。

例えば「体力診断ゾーン」では、児童生徒が体力テストの数値を入力すると、その結果に対する具体的なアドバイスや、結果に応じたおすすめ体力アップ動画を見ることができます。

このコンテンツを活用することで、児童生徒は自ら効率的、効果的に体力向上に取り組むことができます。



【URL】 <https://www.tochigi-rising-kids.jp>

◆ 各コンテンツの内容

コンテンツ	内容
栃木県児童生徒の体力ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の新体力テスト分析結果（栃木県内データ、全国データ） 表彰（体力づくり奨励賞、新体力テスト優秀校、新体力テスト「S認定証」の交付） 資料ダウンロード（体力アップ推進シート等）
体力診断ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 新体力テスト結果入力フォーム 新体力テスト測定方法動画
チャレンジランキングゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 記録登録フォーム、ランキング一覧 チャレンジ種目解説動画
とちぎ元気キッズゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 運動遊び動画（NEW!） 表彰（体力づくり奨励賞） とちぎ元気キッズの育成（体力向上サポートプログラム、元気キッズチャレンジプログラム、研修等の案内）
体力アップ動画ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や授業で体力アップに活用できる運動の紹介

3 ニュースポーツについて

ニュースポーツは、幅広い年齢層が気軽に楽しむことができ、学校（学年部会行事や親子レクリエーションなど）でも簡単に行えるスポーツです。指導の依頼や用具の貸出は、各市町教育委員会スポーツ振興課（係）で行っています。下記を参照の上、お問い合わせください。

ニュースポーツ依頼の流れ

1 電話にて依頼

- 希望日時（第3希望まで）、参加人数、種目を担当者に伝えましょう。

大田原市（スポーツ振興課）0287-22-8017
 那須町（生涯学習課スポーツ振興係）0287-72-5959
 那須塩原市（スポーツ振興課）0287-37-5439

2 窓口にて申請書の提出

- 1か月前を目安に申請書を直接窓口に出します。事前の準備物等の確認もしましょう。

※活動場所や時間、人数によって適している種目があります。どのような種目がよいか迷っているときには、相談してみるとよいでしょう。

※事前に必ず依頼者の責任で、万一のけがなどに備えて保険に加入しておきましょう。

3 依頼者側の準備

- 当日までに必要な用具等の準備をしておきましょう。
- 不明な点があれば、担当者へ連絡しましょう。

4 当日

- 担当者に依頼者側で準備した会場や用具等を確認してもらいましょう。
- 活動中は、教職員も児童生徒の指導を一緒に行いましょう。

各市町所有のニュースポーツ用具

(R5.11.1 現在)

形態	種目	大田原市		那須町		那須塩原市	
		指導・用具 どちらも可	用具のみ 借用可	指導・用具 どちらも可	用具のみ 借用可	指導・用具 どちらも可	用具のみ 借用可
ゴルフ型	グラウンド・ゴルフ	①	①	○	○		
	ターゲットバード・ゴルフ			○	○		
	スナッグゴルフ	①	①	○	○		
	ゴルゲート	①	①				
	ディスクゴルフ					○	○
	スカイクロス	○	○	○	○	○	○
バレーボール型	インディアカ	○	○	○	○	○	○
	さいかつぼーる	○	○	○	○	○	○
	大田原ボール	○	○				
テニス型	ラージボール卓球	○	○				
ターゲット型	シャッフルボード			○	○	○	○
	カラーリング	①	①	○	○	②	
	フロアカーリング	○	○	○	○		
	ペタンク（屋内外可）	○	○	○（屋内のみ）	○（屋内のみ）	○	○
	ニチレクボール			○	○		
	スポーツ吹き矢	現在不可	現在不可	○	○	②	
	ディスコン	○	○	○	○	○	○
	ディスクゲッター	○	○			○	○
	スマイルボウリング	○	○				
	ボッチャ	○	○			○	○
	ダーツ					②	
	スカットボール	○	○				
	ユニカール	○	○				
	その他	ドッチビー	○	○	○	○	○
キャッチング・ザ・スティック		○	○	○	○		
キンボール		○	○	○	○	○	○
タグラグビー		○	○				○
ユニホック							○
輪投げ		①	①	○	○		

※①は各地区公民館所有、②は用具のみの貸出し不可（指導可能な場合に用具使用可）

本地区市町の生涯学習関連機関・施設一覧

(R5.11.1現在)

	生涯学習・社会教育関係施設				生涯スポーツ関係機関・施設	
	機関・施設名	電話番号	機関・施設名	電話番号	機関・施設名	電話番号
大田原市	生涯学習課		文化振興課		スポーツ振興課	22-8017
	生涯学習係	23-2100	文化振興係	23-3129	[大田原体育館]	22-8017
	中央公民館係	23-2005	芸術文化研究所	59-0004	[弓道場]	22-8017
	大田原東地区公民館	24-2777	歴史民俗資料館	98-2151	[美原公園]	22-8017
	大田原西地区公民館	23-8719	なす風土記の丘		(DI STADIUM、野球場、テニスコート、相撲場)	
	金田北地区公民館	23-3253	湯津上資料館	98-3322	[大田原グリーンパーク]	22-8017
	金田南地区公民館	23-2260	那須与一伝承館	20-0220	[フクシ・エンタープライズ大田原温水プール]	
	親園地区公民館	28-2444	総合文化会館	22-4148	(大田原市室内温水プール)	24-0778
	野崎地区公民館	29-2605	ピアートホール	59-0856	[県北体育館]	22-8012
	佐久山地区公民館	28-0872	黒羽芭蕉の館	54-4151	(メイン/サブアリーナ、武道場、トレーニング室、研修室)	
	湯津上地区公民館	98-3425	那須野が原		[黒羽運動公園]	54-1111
	黒羽・川西地区公民館	54-0184	ハーモニーホール	24-0880	(運動広場、陸上競技場、テニスコート)	
	両郷地区公民館	59-0111			[いきいきプール]	
	須賀川地区公民館	57-0111			(黒羽中学校室内温水プール)	59-1031
	生涯学習センター	23-2003				
	ふれあいの丘	28-3131				
	(体育館、大工房、茶室、多目的広場)					
	同 天文館	28-3254				
	同 自然観察館	28-3251				
大田原図書館	23-4560					
黒羽図書館	59-0855					
湯津上庁舎図書室	98-7037					
那須町	生涯学習課	72-6923	ゆめプラザ・那須	72-5858	生涯学習課スポーツ振興係	72-5959
	那須公民館	72-6564	那須町立図書館	72-5840	[那須町スポーツセンター]	72-5959
	高原公民館	76-3764	那須町文化センター	72-6565	[那須町中央運動公園]	72-5959
	芦野公民館	74-0002	那須歴史探訪館	74-7007	[那須町中央テニスコート]	72-5959
	伊王野公民館	75-0002	田中複合施設		旧朝日小学校体育館	74-3434
			(りぼーる・たなか)	73-5347	旧大沢小学校体育館	72-5959
					旧室野井小学校体育館	72-5959
那須塩原市	生涯学習課		大山公民館	37-6130	スポーツ振興課	37-5439
	生涯学習係	37-5364	ハロープラザ	35-2006	[石川スポーツグラウンドくろいそ]	
	文化振興係	37-5419	塩原公民館	32-3812	(くろいそ運動場)	60-1113
	青少年係	37-5925	大正堂くろいそ		(野球場、補助球場、テニスコート、武道場、体育館)	
	青少年センター	37-5925	みるひいホール	63-3219	[青木サッカー場]	60-5058
	黒磯公民館	60-1115	GUNEI 三島ホール	36-8531	(芝グラウンド、体育館)	
	(いきいきふれあいセンター)		那須塩原市図書館		[那珂川河畔運動公園]	60-1113
	厚崎公民館	60-1166	みるる	63-9031	(サッカー場、ラグビー場、野球場、ソフトボール場)	
	稲村公民館	64-3998	西那須野図書館	36-6001	[那珂川河畔公園プール]	60-1113
	とよら公民館	60-3122	塩原図書館	48-7521	[三和住宅にしなすのスポーツプラザ]	
	鍋掛公民館	60-1164	黒磯郷土館	63-1351	(にしなすの運動公園)	
	東那須野公民館	67-1163	那須野が原博物館	36-0949	(多目的運動広場、体育館、プール)	
	高林公民館	68-0115	田舎ランド鳴内	68-7006	[三島体育センター]	36-4787
	西那須野公民館	36-1143	那須野が原		(体育館、武道場、弓道場、グラウンド、テニスコート)	
	狩野公民館	37-3528	ハーモニーホール	24-0880	[塩原B&G海洋センター]	32-5255
南公民館	36-7341			(体育館、プール)		
西公民館	37-1677			[塩原運動公園]	32-5255	
三島公民館	36-8531			(運動広場、野球場、テニスコート)		
				[MIYAZAWA 関谷南パーク]		
				(関谷南公園)	32-5255	
				(野球場、多目的屋内運動場)		
				[ホースガーデン]	080-2100-1515	

※その他の市町公的機関・施設等については、各市町の市役所・役場に問い合わせてください。

あ と が き

「令和5年度 那須地区教育の概要」の編集に当たりましては、次のような点に留意しました。

- 1 全体構成を「第1部 学校教育」「第2部 ふれあい学習」の2部構成とし、学校教育並びに社会教育における那須地区の現状について記述しました。
- 2 「第1部 学校教育」は、「Ⅰ 理論」と「Ⅱ 現状等」に分けて編集しています。「Ⅰ 理論」は、13の章で構成し、文字どおりそれぞれの章の内容について理論的説明を掲載することで、それぞれの項目に対する理解を深めていただくことを目的としました。加えて、「参考となる情報一覧」として、日常の教育活動を推進していく中で参考となる情報を掲載しました。
「Ⅱ 現状等」では、那須地区における学校教育の現状を表すデータを掲載するとともに、各章の中で課題となる章に絞って実践例を掲載し、各校の取組等に役立てていただくことを目的としました。
- 3 「第2部 ふれあい学習」は、「生涯学習」と「生涯スポーツ」の2章構成としました。概論や国の動向、地域連携に係る実践事例等、教職員の皆様方の参考となる内容を掲載しましたので今後の取組の参考にしていただければと思います。
- 4 本書は、参考資料等からの引用を除き、原則として、平成22年11月30日に内閣告示された「新常用漢字表」の漢字を使用しています。

～本冊子の活用にあたって～

- ◆ 那須地区教育の概要の冊子を「研修資料」として、各種研修会等で活用します！
令和6年度に実施される、那須教育事務所並びに那須地区市町教委連合会の共催の研修会や学校訪問では、「研修資料」として活用する予定ですので、この冊子又はデータを御準備ください。

◇那須地区初任者研修	◇那須地区児童・生徒指導推進研修会		
◇中堅教員等資質向上研修	◇那須地区小・中学校及び義務教育学校教務主任研修会		
◇那須地区人権教育研修会	◇計画訪問	◇要請訪問	等
- ◆ 各学校における校内研修や、現職教育で活用してください！
学校教育や社会教育についての理論や、那須地区の実施状況等についての理解を深め、各学校の教育活動の充実・発展につながる一助にしてください。
- ◆ 本年度の学校評価や、次年度の計画策定をする際の参考にしてください！
- ◆ 心豊かな子供たちを地域で育てる、ふれあい学習活動に生かしてください！

監 修

栃木県教育委員会事務局那須教育事務所長 田 崎 建 文
" 所長補佐(総括)兼総務課長 山 口 恵美子

執筆

《那須教育事務所》

所長補佐兼学校支援課長 井上 文浩
副主幹兼管理主事 屋代 聖之
副主幹 金沢 幸江
副主幹 橋本 直子
副主幹 佐藤 陽介
指導主事 渡邊 卓郎
指導主事 寺崎 裕史
所長補佐兼ふれあい学習課長 横田 洋勝
副主幹 田辺 剛
副主幹 室井 雅史
社会教育主事 小泉 和之

《大田原市教育委員会》

主幹兼指導主事 浅羽 一裕
主幹兼指導主事 横山 泰子
主幹兼指導主事 大類 仁
副主幹兼指導主事 田中 伸太郎
副主幹兼指導主事兼社会教育主事 矢口 晃之
副主幹兼指導主事 新井 智幸

《那須町教育委員会》

指導主事 増子 智和
指導主事 石倉 史郎
指導主事 深沢 智美
社会教育主事(指導主事兼務) 大森 誠

《那須塩原市教育委員会》

副主幹・指導主事 鎬木 崇
副主幹・指導主事 福田 悦子
副主幹・指導主事 二階堂 祐紀子
副主幹・指導主事 印南 竜彦
主査・指導主事 塩田 久美子
主査・指導主事 石井 宗宏
主査・指導主事 高岡 大樹
主査・指導主事 越井 謙一
主査・指導主事 加藤 雅明
主査・指導主事兼社会教育主事 加藤 学
副主幹併任学校教育課指導主事 新保 麗子

○題 字 那須塩原市立豊浦小学校 校長 小 平 幸 恵

○表紙絵 那須塩原市立塩原小中学校 講師 安 部 夏 希
「抱擁」

私は、猫のガラス玉のように透き通った目が大好きです。獲物に向かってキラキラと瞳を輝かせ、狙いが定まれば一目散に駆け出す猫。その様子が、好奇心に動かされ、好きなことに一生懸命な子供たちの姿と重なりました。自分の未来を広げてくれる好奇心をいつまでも大切に抱えてほしいと思い描きました。

令和6年1月25日発行

令和5年度 那須地区教育の概要

発 行 栃木県教育委員会事務局那須教育事務所
那須地区市町教育委員会連合会

那須教育事務所のホームページからも御覧いただけます





150

栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

所 属	
氏 名	